袖ケ浦市高齢者福祉計画
第６期介護保険事業計画

平成２７年度～平成２９年度

平成２７年３月

袖ケ浦市

はじめに

高齢者を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度も導入から１４年が経過するとともに、いわゆる団塊の世代の方々が６５歳に到達し、今後ますます高齢化が進展していく中で、２０２５年には、高齢者人口のピークを迎えると予測されています。このため、中長期的な推計を踏まえながら、超高齢社会の到来に向けた段階的な取り組みが求められています。

このような状況の中、国では介護保険制度を将来的に持続可能なものとするため、平成２６年６月に成立した「医療・介護総合確保推進法」において、医療と介護を一体的に提供しつつ、介護施策の充実と重点化や効率化を図ることとしております。

本市におきましては、これらの国の方針を踏まえながら、第５期計画における諸事業の評価を実施し、課題を抽出した上で、新しい取り組みや改善を行うとともに、新たに５つの基本目標を構築し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「予防」「医療」「住まい」「介護」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた第６期計画を策定いたしました。また、介護保険料の額につきましては、介護給付費準備基金の取り崩しによる保険料負担の抑制を図るとともに、低所得者への負担軽減を行った上で、国の基準である９段階よりも、より所得の状況に細かく対応した負担となるよう、保険料段階を１３段階といたしました。

今後も第１期事業計画からの基本理念であります「ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会」の実現と介護保険制度の適切な運営を目指してまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係機関、団体等のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました介護保険運営協議会委員をはじめ、多大なるご協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成２７年３月

袖ケ浦市長　　出口　清

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置づけ 1
第３節　計画の期間 3
第４節　計画策定の体制 3
（１）袖ケ浦市介護保険運営協議会 3
（２）市民の参加 3
（３）袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会 3
（４）国や県との調整 3

第２章　高齢者の現況と今後の課題 5
第１節　高齢者の現状 5
（１）高齢者人口の推移 5
（２）高齢者人口の推計 6
（３）高齢者世帯の現状 7
第２節　要支援・要介護認定者数の推移 8
（１）要支援・要介護認定者数の推移 8
（２）要支援・要介護認定者数の推計 10
（３）介護サービス利用者（受給者）数の推計 11
第３節　日常生活圏域と高齢者人口の状況 12
第４節　第５期の取り組みと今後の課題 16
（１）高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実 16
（２）高齢者が安心して快適に暮らせるまちづくり 20
（３）介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進 24
第５節　高齢者の今後の施策ニーズ等 29
（１）介護について期待・希望すること 29
（２）日常生活で感じている不安や心配 30
（３）今後力を入れてほしい高齢者施策 30
第６節　第６期計画における重点課題 31

第３章　計画の基本理念と基本的方向 33
第１節　計画の基本理念 33
第２節　計画の基本目標と施策の体系 34
（１）計画の基本目標 34
（２）施策の体系 36

第４章　目標に向けた取り組み 37
第１節　介護予防の促進と健康寿命の延伸 37
（１）介護予防事業の充実 38
（２）健康づくりサービスの充実 40
（３）疾病予防の推進 41

第２節　介護と医療の連携の推進 43
（１）在宅医療と介護の連携の推進 44
第３節　高齢者の住まいの支援 45
（１）高齢者が安心して暮らせる住まいの支援 46
第４節　介護サービスの充実 48
（１）将来を見据えた介護サービスの充実 49
第５節　高齢者の生活支援の推進 51
（１）認知症支援の推進 52
（２）高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進 53
（３）高齢者が安心して生活するための支援 55
（４）高齢者の生きがいや社会参画の推進 59

第５章　介護保険サービス見込み量と保険料の算出 62
第１節　介護保険サービス量の見込み 62
（１）在宅介護（予防）サービス量の見込み 62
（２）介護施設サービス量の見込み 76
（３）地域密着型サービス量の見込み 77
（４）介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画 80
第２節　介護保険事業費の見込み 81
（１）介護サービス給付費 81
（２）介護予防サービス給付費 82
第３節　保険料の算出 83
（１）保険給付費の負担割合 83
（２）地域支援事業費の負担割合 84
（３）保険給付費等の見込み額 85
（４）基準額に対する介護保険料の段階設定等 86
（５）所得段階別被保険者数（第１号被保険者） 87
（６）介護保険料基準額（月額）の算定方法 88
（７）所得段階別介護保険料 89
（８）低所得者の支援策 89
（９）中長期的な推計 90

第６章　計画の推進体制 91
第１節　サービスの円滑な提供を図るための方策 91
（１）介護保険制度の普及・情報提供 91
（２）サービスに関する相談・苦情体制の強化 91
（３）サービスの質の向上 91
第２節　介護給付の適正化 92
（１）要支援・要介護認定の適正化 92
（２）ケアマネジメント等の適正化 92
（３）事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 92
第３節　事業の達成状況の点検及び評価 93
（１）袖ケ浦市介護保険運営協議会 93
（２）計画の達成状況の点検と評価 93
（３）事務・事業評価と事業の見直し 93

資料編 94
資料１　計画策定の経過と体制 94
（１）計画策定の経過 94
（２）介護保険運営協議会設置条項 95
（３）袖ケ浦市介護保険運営協議会規則 96
（４）袖ケ浦市介護保険運営協議会委員名簿 97
（５）袖ケ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 98
資料２　平成２７年度介護保険制度改正の主な内容 99
（１）地域包括ケアシステムの構築 99
（２）費用負担の公平化 105
資料３　圏域（居住地区）別リスク評価 107
（１）一般高齢者の要介護リスク保有割合 107
（２）軽度認定者（要支援～要介護２まで）の要介護リスク保有割合 108
（３）一般高齢者の要介護リスク保有割合グラフ（居住地区別） 109
（４）軽度認定者（要支援～要介護２まで）の要介護リスク保有割合グラフ
（居住地区別） 111
資料４　用語解説 113
資料５　アンケート結果概要 118

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

袖ケ浦市においては、団塊の世代が 65 歳に到達したことによって高齢者人口が大幅に増加しており、平成 26 年 10 月時点で高齢化率が 23.5%と概ね４人に１人が高齢者となり、今後、高齢化はさらに進展していくとともに、要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれます。

本市では、「ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会」を基本理念に、第１期から第５期にわたって、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

平成 26 年６月には医療・介護総合確保推進法が成立し、医療と介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と、介護保険制度を持続可能とするためのサービスの充実及び重点化・効率化を一体的に行うために、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行や一定以上所得者の利用者負担２割化、特別養護老人ホームの中重度者への重点化等などの制度改正がなされました。

本市においても、今後増加する介護予防や介護、生活支援等に対するニーズに対して、効果的・効率的に対応できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の充実が求められています。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る 2025 年を見据えつつ、第５期から続く地域包括ケアの推進の取り組みを発展させるとともに、介護保険制度改正への対応に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８による規定（老人福祉計画）及び介護保険法第 117 条による規定（介護保険事業計画）に基づき両計画を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、「袖ケ浦市総合計画」及び「袖ケ浦市地域福祉計画」を上位計画として、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ケ浦市障がい福祉計画」等、他の関連する計画との連携及び整合を図って策定するものです。

計画策定の根拠法令

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
（市町村老人福祉計画）
第２０条の８　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
２～６（略）
７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
８　市町村老人福祉計画は、社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
９・１０（略）
○介護保険法（平成９年法律第 123 号）
第１１７条　市町村は、基本指針に即して、３年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
２～５（略）
６　市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
７　市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
８～１０（略）

■計画の位置づけ

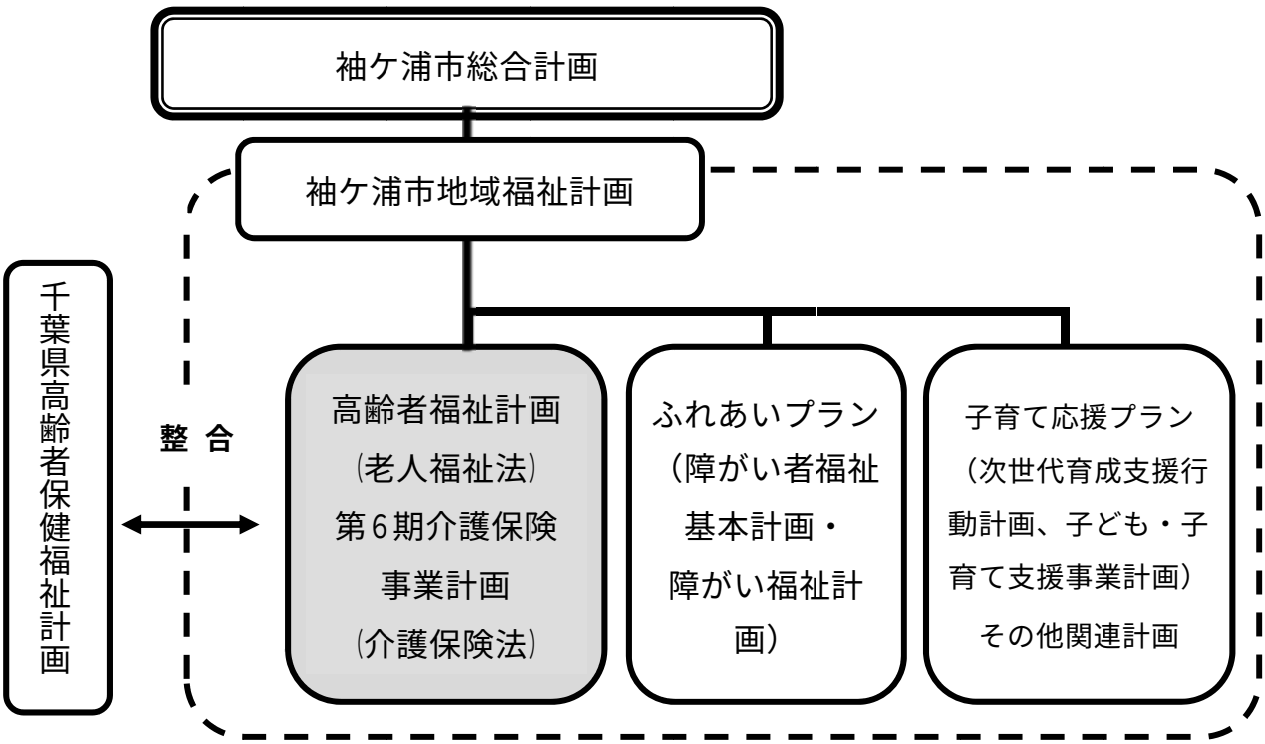

第３節　計画の期間

本計画の期間は、2025 年（平成 37 年）を見据えつつ、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間とし、平成 12 年４月の介護保険制度創設から第６期目の計画となります。

■計画の期間

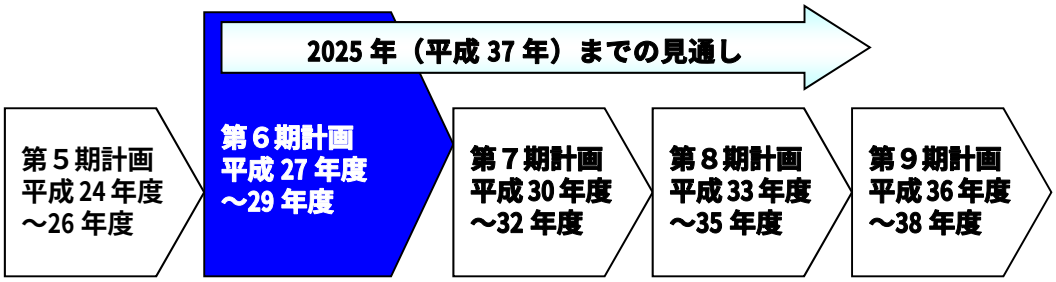

第４節　計画策定の体制

（１）袖ケ浦市介護保険運営協議会

介護保険被保険者、学識経験者、医療保健関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者で構成する「袖ケ浦市介護保険運営協議会」において検討・協議を行いました。

（２）市民の参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等を始め、被保険者である市民の意見を反映させるために、「高齢者福祉と介護保険に関するアンケート調査」及びパブリックコメント(*)等を実施しました。

(*)パブリックコメント：公的な機関が、制度等を制定するときに、広く公に意見、情報、改善案等を求める手続きのこと

（３）袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会

庁内の関係各課で構成する「袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会」において検討・協議を行いました。

また、高齢者福祉に係る取り組みについて、各関係部門と連携を図り計画を策定しました。

（４）国や県との調整

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づいて策定しました。また、千葉県や関連自治体との意見を調整した上で策定しました。

○高齢者福祉と介護保険に関する市民アンケート調査の概要

本調査は、袖ケ浦市の高齢者福祉計画の見直し及び第６期介護保険事業計画の策定の基礎資料とするため、市内に居住する 65 歳以上の高齢者、一般若年者（40～64 歳）等 2,800 人を対象に、生活の実態や生活支援ニーズを把握することを目的に実施したものです。

■調査の対象

調査対象者	対象条件	調査人数
一般高齢者	65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない市民	840 人 （無作為抽出）
要支援１～要介護２の認定者	65 歳以上で要支援１～要介護２の認定を受けている市民	1,035 人 （全数調査）
要介護３～要介護５の認定者	65 歳以上で要介護３～要介護５の認定を受けている市民	727 人 （全数調査）
一般若年者	40 歳～64 歳で要支援・要介護認定を受けていない市民	198 人 （無作為抽出）
合　　計		2,800 人

■調査の期間及び方法

調査期間は、平成 26 年１月８日～１月 31 日、調査方法は郵送による配布・回収。

■調査の配布・回収結果

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	840 人	606 人	72.1%
要支援１～要介護２の認定者	1,035 人	686 人	66.3%
要介護３～要介護５の認定者	727 人	444 人	61.1%
一般若年者	198 人	96 人	48.5%
合　計	2,800 人	1,832 人	65.4%

第２章　高齢者の現況と今後の課題

第１節　高齢者の現状

（１）高齢者人口の推移

市の平成 26 年 10 月 1 日現在の総人口は 61,936 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者数は 14,550 人となっています。総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 23.5%となっており、平成 22 年と比べて 3.8 ポイント増えています。高齢者の内訳は、前期高齢者（65～74 歳）が 8,630 人、後期高齢者（75 歳以上）が 5,920 人となっており、団塊の世代が高齢期に入ったことを反映して前期高齢者を中心に、高齢者数は増加を続けています。

■高齢者人口の推移

（単位：人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	61,445	61,551	61,627	61,812	61,936
0～39 歳	27,575	27,196	26,771	26,430	26,076
40～64 歳	21,781	21,915	21,718	21,547	21,310
高齢者人口	12,089	12,440	13,138	13,835	14,550
前期高齢者	7,005	7,081	7,580	8,090	8,630
後期高齢者	5,084	5,359	5,558	5,745	5,920
高齢化率	19.7%	20.2%	21.3%	22.4%	23.5%

※住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

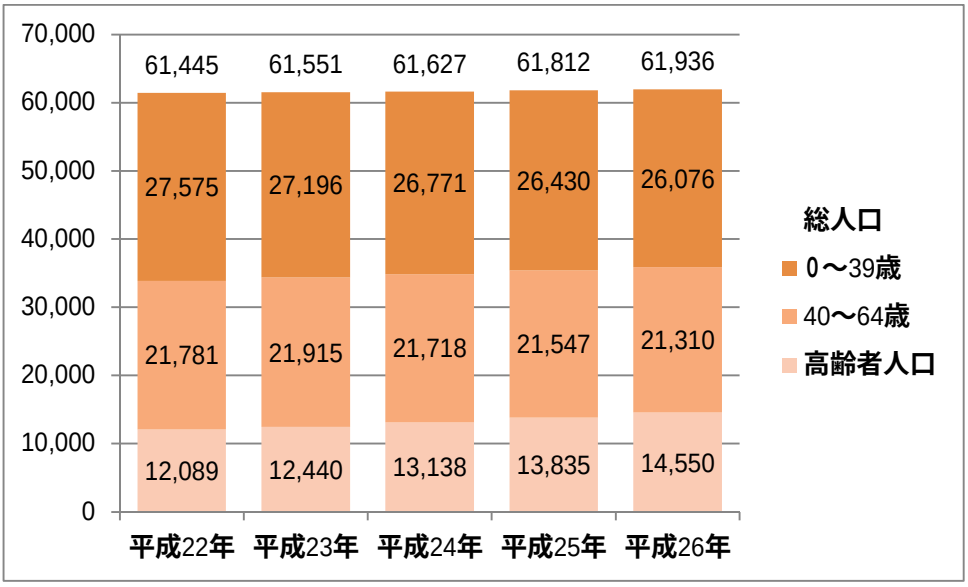

（２）高齢者人口の推計

第６期の最終年度である平成 29 年度における総人口は 63,238 人になると見込まれます。そのうち 65 歳以上の高齢者数（第１号被保険者）は 16,439 人、40～64 歳の第２号被保険者は 21,224 人と見込まれ、高齢化率は平成 26 年度の 23.5%から 26.0%へ上昇するとみられます。

高齢者数を前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）に分けてみると、前期高齢者の数は、平成 26 年の 8,630 人に対して平成 29 年には 9,467 人と見込まれ、837 人（8.8%）の増加となっています。また、後期高齢者は、平成 26 年の 5,920 人に対して平成 29 年には 6,972 人となり、1,052 人（15.1%）の増加が見込まれます。

団塊の世代が後期高齢期に入る平成 37 年（2025 年）の高齢者数は 10,081 人、高齢化率は 28.0%と予測されます。

■高齢者人口の推計

（単位：人）

	実績値	推計値			参考値	
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	61,936	62,206	62,299	63,238	64,389	64,342
０～39 歳人口	26,076	25,851	25,585	25,575	25,531	24,735
40～64 歳人口	21,310	21,213	21,045	21,224	21,222	21,585
高齢者人口	14,550	15,142	15,669	16,439	17,636	18,022
前期高齢者	8,630	8,980	9,164	9,467	9,616	7,941
後期高齢者	5,920	6,162	6,505	6,972	8,020	10,081
高齢化率	23.5%	24.3%	25.2%	26.0%	27.4%	28.0%

※各年１０月１日現在（実績値は住民基本台帳）

推計値は、平成 22 年から平成 26 年までの住民基本台帳人口をもとに、総合計画における人口推計との整合を図った上で、コーホート変化率法（同年に出生した集団から、性別・年齢別変化率、０歳児の出産年齢適齢女性に対する比率、出生児の男女比等を用いて将来の人口予測を計算する方法）により算出。

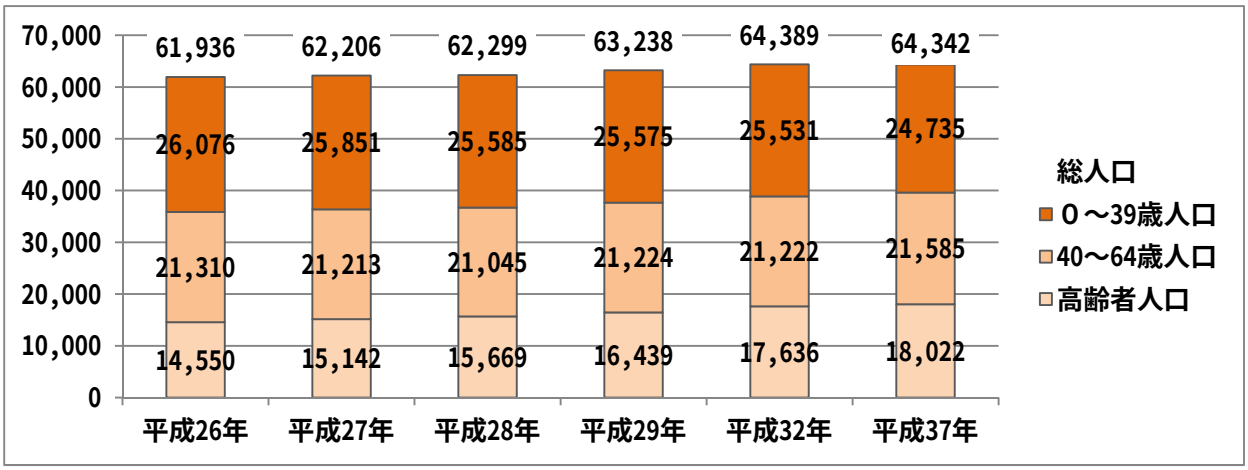

（３）高齢者世帯の現状

市の総世帯数、一般世帯数は、総人口が横ばいである中、共に増加を示しています。また、高齢化の進展を反映して、高齢者のいる世帯、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯も共に増加しています。

一般世帯のうち高齢者のいる世帯は、平成 22 年では 36.9%となっており、一般世帯の４割近くに高齢者がいる状況にあります。

高齢者単身世帯は、平成 22 年で 1,000 世帯を超えており、また、高齢夫婦世帯は、平成 17 年から 626 世帯増加し、一般世帯の１割弱を占めています。

■高齢者世帯の状況

（単位：世帯）

	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数（A）	17,648	18,689	19,834	21,561
一般世帯数（B）	17,480	18,639	19,732	21,335
高齢者（65 歳以上）のいる世帯（C）	4,435	5,270	6,362	7,880
比率　C／B（%）	25.4%	28.3%	32.2%	36.9%
65 歳以上高齢者単身世帯（D）	378	576	838	1,165
比率　D／B（%）	2.2%	3.1%	4.2%	5.5%
高齢夫婦世帯数（E）	638	980	1,394	2,020
比率　E／B（%）	3.6%	5.3%	7.1%	9.5%

※一般世帯（B）は総世帯のうち、施設の入所者や病院等の入院者等を除いた世帯数
高齢夫婦世帯（E）は、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の１組の一般世帯数　　資料：国勢調査

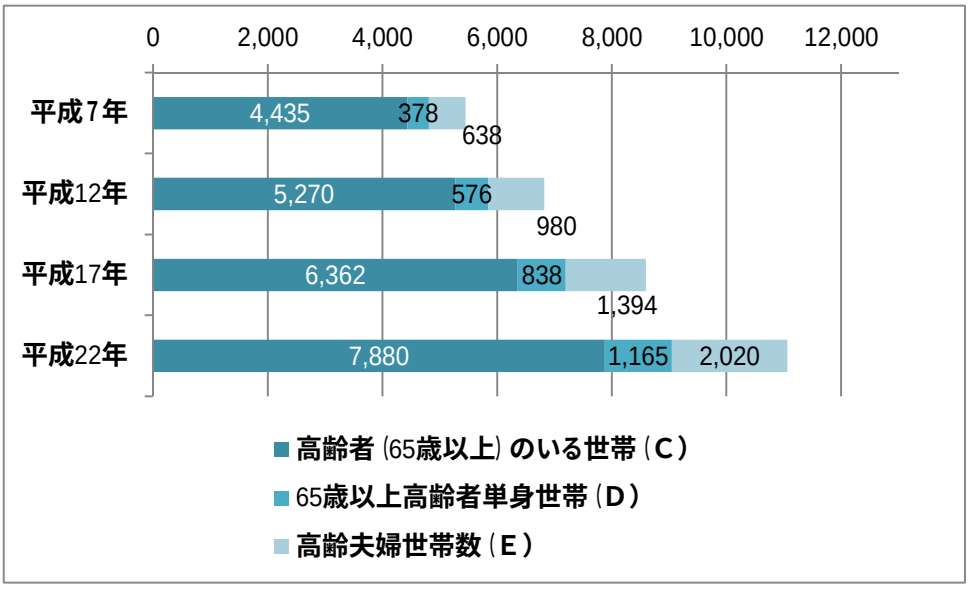

第２節　要支援・要介護認定者数の推移

（1）要支援・要介護認定者数の推移

要支援･要介護認定者数の実績値は、平成 26 年度で計画値 1,986 人を 85 人下回り、1,901 人となっています。

平成 26 年度の要支援･要介護別内訳をみると、要支援 2 で 31 人、要介護 2 で 63 人、計画値を上回っているほかは、計画値を下回っています。

■要支援・要介護認定者数

（単位：人）

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
要支援１	224	182	239	188	252	193
要支援２	197	214	200	224	202	233
小計	421	396	439	412	454	426
要介護１	366	315	393	333	421	370
要介護２	251	307	252	317	256	319
要介護３	252	253	275	253	294	280
要介護４	258	272	268	286	280	270
要介護５	255	238	269	238	281	236
小計	1,382	1,385	1,457	1,427	1,532	1,475
合計	1,803	1,781	1,896	1,839	1,986	1,901

※各年 10 月１日現在

第５期の認定率(*)について「介護保険事業状況報告（月報）」に基づき、全国及び千葉県と比較してみると、市の認定率（対１号被保険者数）は、全国、千葉県を下回って推移しています。

(*)認定率：第１号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

■認定率の比較（全国・千葉県・袖ケ浦市）

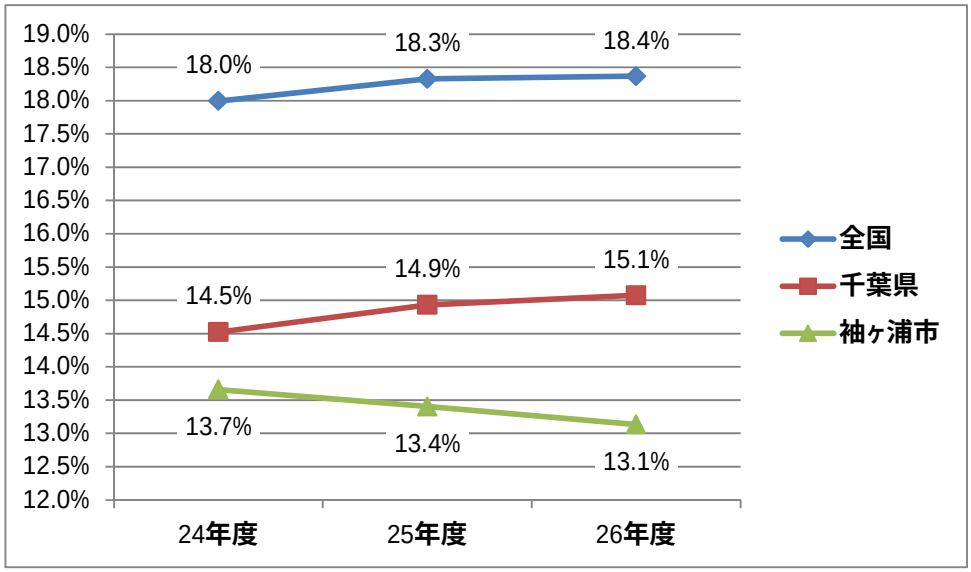

※「介護保険事業状況報告（月報）」24 年度及び 25 年度は９月末、26 年度は８月末現在。

また、平成 26 年度の要支援・要介護度別構成をみると、市は、中・重度者（要介護３～５）の割合が全国及び千葉県よりも高く、４割を超えています。

■要支援・要介護度別内訳の比較（平成 26 年度）

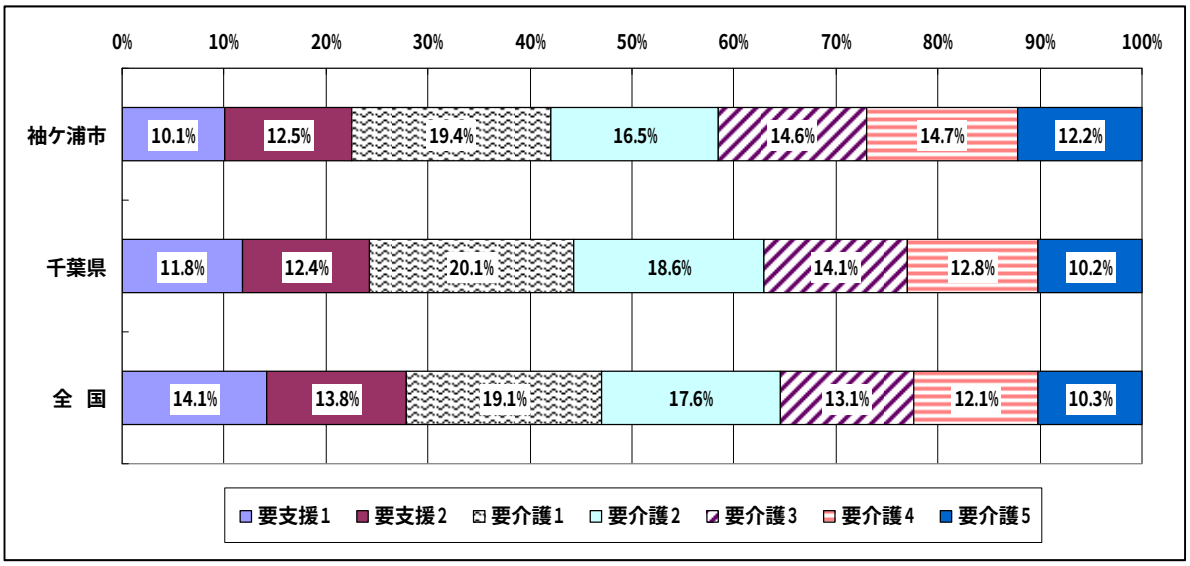

※「介護保険事業状況報告（月報）」平成 26 年８月末現在。

（２）要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数を推計すると、以下のとおりとなります。要支援者は平成26年度の426人から平成29年度には496人となり、70人（16.4%）の増加、要介護認定者は平成26年度の1,475人から平成29年度には1,773人となり、298人(20.2%)の増加と見込まれます。

また、団塊の世代が後期高齢期に入る平成37年度（2025年）では、要支援者が727人となり、平成26年度と比べて301人(70.7%)の増加、要介護者が2,456人となり、平成26年度と比べて981人（66.5%）の増加と予測されます。

■要支援・要介護認定者数の推計

（単位：人）

	実績値			推計値			参考値	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
要支援１	182	188	193	199	209	224	270	329
要支援２	214	224	233	242	254	272	323	398
小計	396	412	426	441	463	496	593	727
要介護１	315	333	370	398	427	476	569	656
要介護２	307	317	319	323	331	350	426	484
要介護３	253	253	280	316	348	376	459	556
要介護４	272	286	270	285	295	298	330	390
要介護５	238	233	236	250	263	273	309	370
小計	1,385	1,427	1,475	1,572	1,664	1,773	2,093	2,456
合計	1,781	1,839	1,901	2,013	2,127	2,269	2,686	3,183

※各年10月１日現在

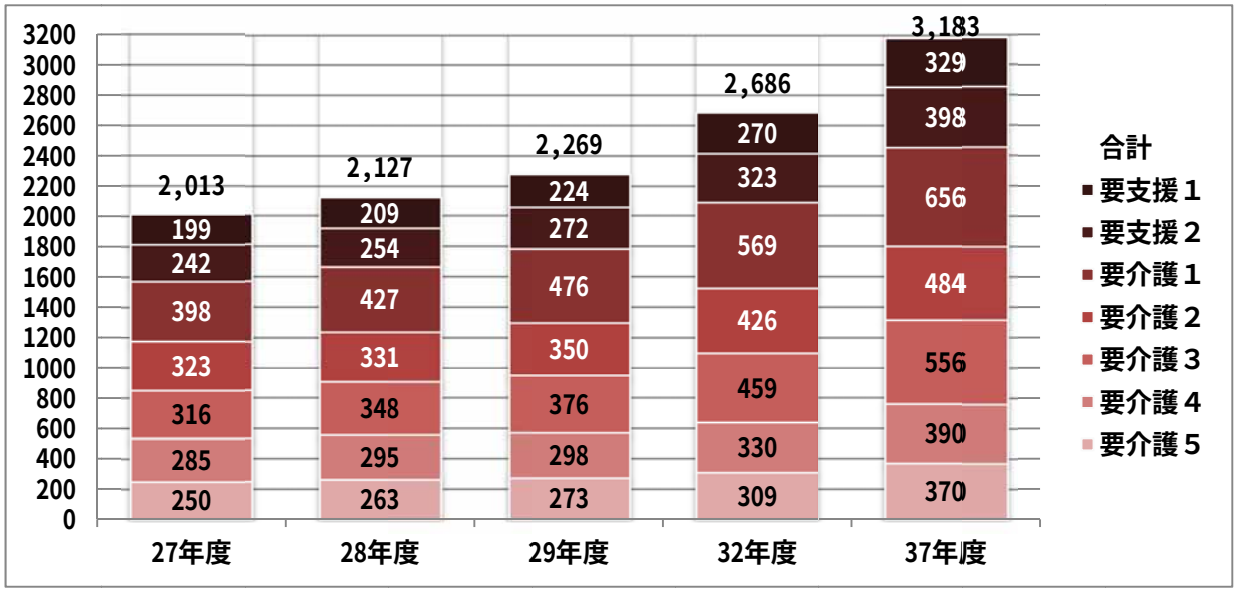

（３）介護サービス利用者（受給者）数の推計

要支援・要介護認定者のうちサービスを利用する人数については、国から示された事業量ワークシート、過去の各サービスの利用状況の推移及び市内等の今後の施設整備等の見通しを勘案すると、下表のとおり推計されます。

平成 29 年度には、居宅サービス利用者は 1,246 人、地域密着型サービス利用者は 190 人、施設サービス利用者は 391 人となり、平成 26 年度と比べてそれぞれ 180 人（16.9%）、97 人（104.3%）、50 人（14.7%）の増加を見込んでいます。

■介護サービス利用者（受給者）数

（単位：人／月）

	実績値			推計値		
	24 年度	25 年度	26 年度（見込値）	27 年度	28 年度	29 年度
居宅サービス利用者	1,010	1,022	1,066	1,135	1,184	1,246
地域密着型サービス利用者	85	93	93	107	153	190
施設サービス利用者	316	334	341	348	353	391

※　ワークシートによる。

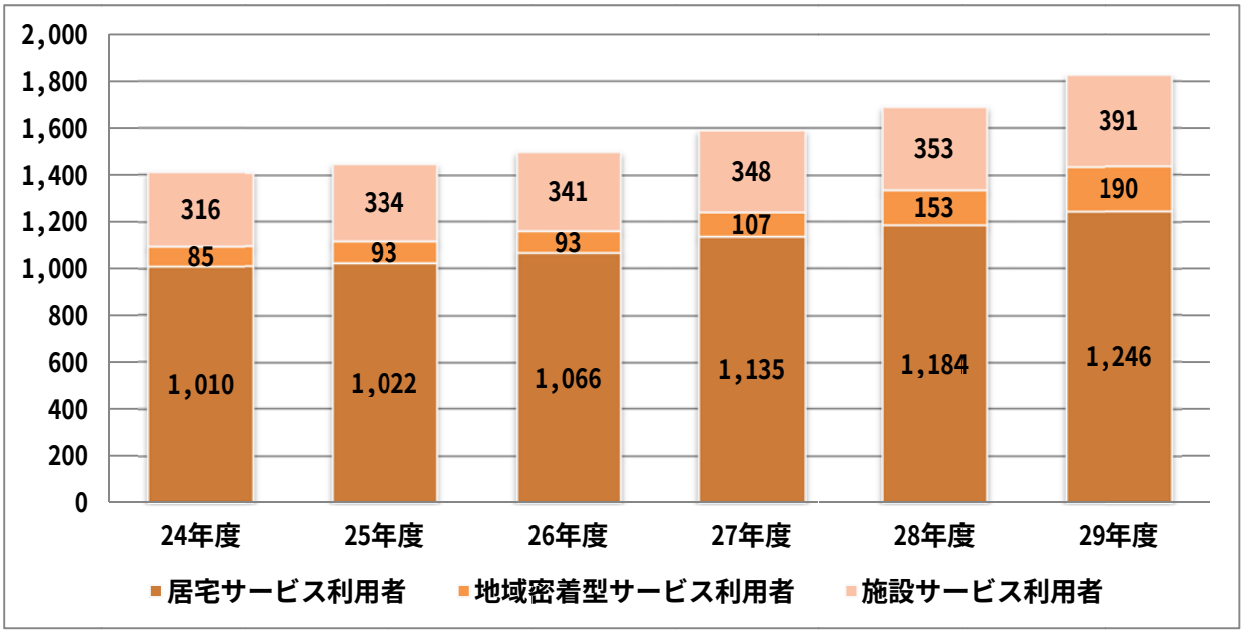

第３節　日常生活圏域と高齢者人口の状況

日常生活圏域の設定について、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した結果、第５期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の５つの圏域としサービスの提供・充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の３地区とします。

■袖ケ浦市の日常生活圏域

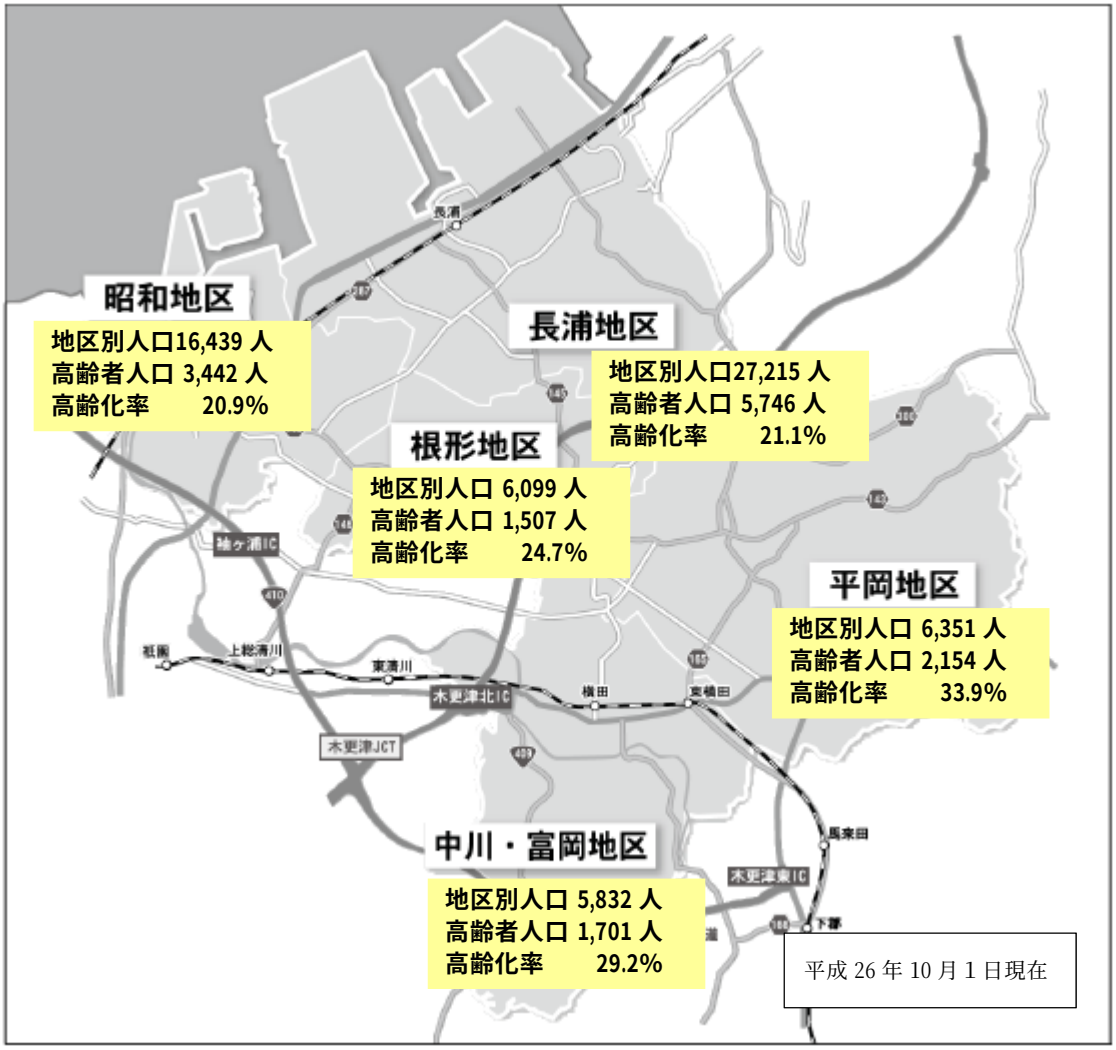

■高齢者日常生活圏域の区分

圏域名	住所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪１丁目～２丁目、福王台１丁目～４丁目、神納、神納１丁目～２丁目、南袖
長浦地区	今井、今井１丁目～３丁目、蔵波、蔵波台１丁目～７丁目、長浦、長浦駅前１丁目～８丁目、久保田、久保田１丁目～２丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永池、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

■日常生活圏域別の人口について

日常生活圏域別の人口をみると、昭和地区が 16,439 人、長浦地区が 27,215 人、根形地区が 6,099 人、平岡地区が 6,351 人、中川・富岡地区が 5,832 人となっています。高齢化率については、市全体の率（23.5%）を下回っている昭和地区、長浦地区と、上回っている根形地区、平岡地区、中川・富岡地区とに二分されています。

■日常生活圏域別の人口

（単位：人）

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区	市全体
総人口	16,439	27,215	6,099	6,351	5,832	61,936
0～39 歳	7,626	12,133	2,258	1,978	2,081	26,076
40～64 歳	5,371	9,336	2,334	2,219	2,050	21,310
高齢者	3,442	5,746	1,507	2,154	1,701	14,550
前期高齢者	2,067	3,720	846	1,105	892	8,630
後期高齢者	1,375	2,026	661	1,049	809	5,920
高齢化率	20.9%	21.1%	24.7%	33.9%	29.2%	23.5%

平成 26 年 10 月１日現在

		平成 26 年	平成 29 年	参考値	
				平成 32 年	平成 37 年
昭和地区	総人口（人）	16,439	17,510	18,482	19,639
	高齢者数（人）	3,442	3,861	4,147	4,316
	高齢化率（%）	20.9	22.1	22.4	22.0
長浦地区	総人口（人）	27,215	27,726	28,201	28,040
	高齢者数（人）	5,746	6,684	7,272	7,395
	高齢化率（%）	21.1	24.1	25.8	26.4
根形地区	総人口（人）	6,099	6,210	6,311	6,292
	高齢者数（人）	1,507	1,749	1,935	2,094
	高齢化率（%）	24.7	28.2	30.7	33.3
平岡地区	総人口（人）	6,351	6,094	5,837	5,239
	高齢者数（人）	2,154	2,307	2,359	2,322
	高齢化率（%）	33.9	37.9	40.4	44.3
中川・富岡地区	総人口（人）	5,832	5,698	5,558	5,132
	高齢者数（人）	1,701	1,838	1,923	1,895
	高齢化率（%）	29.2	32.3	34.6	36.9

各年 10 月１日現在

■日常生活圏域ごとの高齢化率の推移

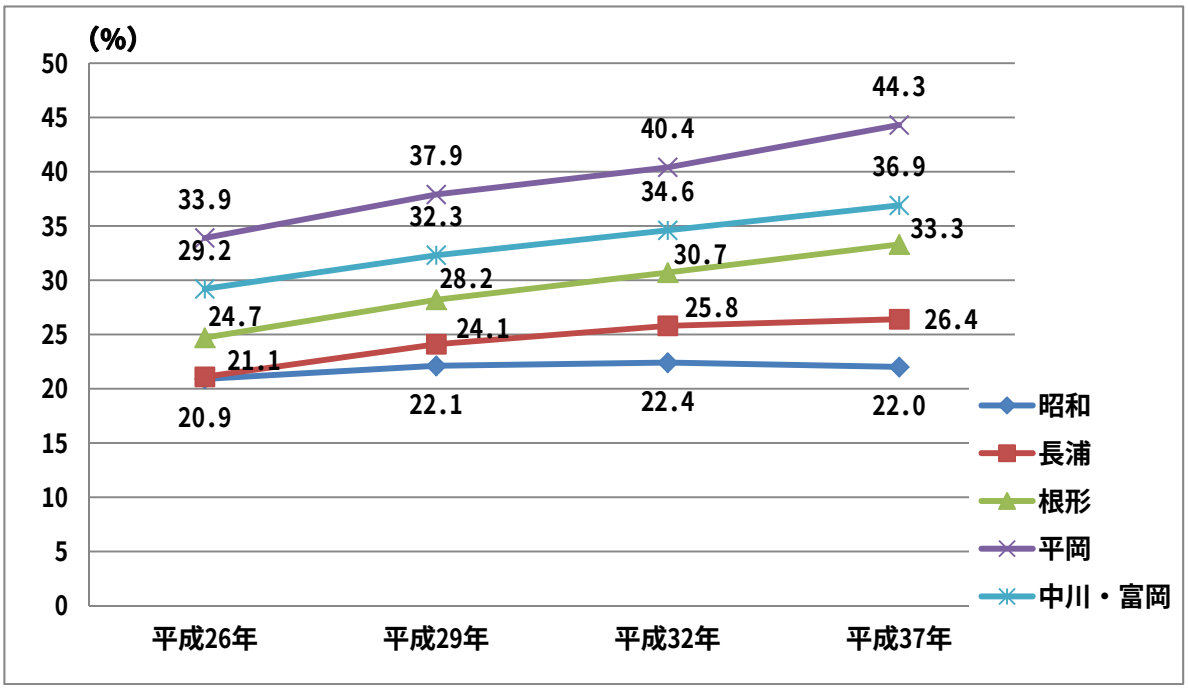

日常生活圏域別の要支援・要介護認定者数では、長浦地区 650 人、昭和地区 418 人、平岡地区 330 人、中川・富岡地区 252 人、根形地区 207 人の順になっています。

要支援・要介護認定者数の 65 歳以上の高齢者数に対する割合では、平岡地区 15.3%、中川・富岡地区 14.8%、根形地区 13.7%、昭和地区 12.1%、長浦地区 11.3%となっています。

■日常生活圏の要支援・要介護認定者数

（単位：人）

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区	計
要支援１	42	74	21	29	26	192
要支援２	46	92	22	36	37	233
小計	88	166	43	65	63	425
要介護１	91	133	35	61	41	361
要介護２	76	100	42	50	44	312
要介護３	59	79	33	60	42	273
要介護４	62	85	31	52	34	264
要介護５	42	87	23	42	28	222
小計	330	484	164	265	189	1,432
合計	418	650	207	330	252	1,857
65 歳以上人口	3,442	5,746	1,507	2,154	1,701	14,550
割合	12.1%	11.3%	13.7%	15.3%	14.8%	12.8%

※高齢者支援課調べ　平成 26 年 10 月１日現在

※「割合」は 65 歳以上に占める割合

※市外居住者（住所地特例者）44 名分を含まない。

第４節　第５期の取り組みと今後の課題

（１）高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

１　健康づくり・介護予防の推進

【第５期の取り組み】

○市民の健康づくりについて、総合的な健康づくりの場である健康づくり支援センターを運営し、市民の健康維持・増進に努めました。

○疾病予防について、特定健康診査及び特定保健指導で目標値に届かなかったものの、平成24年度における特定健康診査の受診率は49.5%と県内１位の結果となりました。また、平成25年度より集団健診の開始や各種団体の健康診査受診データの提供など受診率向上に向けての取り組みを行いました。

事業名	目標成果		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	担当課
特定健康診査及び特定保健指導の実施	実施目標	受診率	65.0%	継続	継続	保険年金課 健康推進課
		保健指導率	45.0%	継続	継続	
	実　績	受診率	49.5%	51.4%（暫定値）	54.0%	
		保健指導率	31.4%	58.5%（暫定値）	45.0%	
	比　較	受診率	▲ 15.5%			
		保健指導率	▲ 13.6%			

○後期高齢者検診について、平成24年度目標値に届かなかったものの、県広域連合の目標値である30.8%を大きく上回る52.5%の受診率でした。

事業名	目標成果		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	担当課
後期高齢者検診の実施	実施目標	受診率	59.0%	62.0%	65.0%	保険年金課
	実　績	受診率	52.5%	50.3%（暫定値）	未定	
	比　較		▲6.5%	▲11.7%		
	県広域連合目標値	受診率	30.8%	32.3%	33.0%	

○人間ドック検診料の助成について、平成 25 年度目標値は 510 人でしたが、実績では 579 人と目標を上回る成果となりました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
人間ドック検診料の助成	実施目標	受診者数	510 人	510 人	510 人	保険年金課
	実　　績	受診者数	517 人	579 人	612 人	
	比　　較		7 人	69 人	102 人	

○歯科検診事業について、口腔衛生の正しい知識の普及と歯周疾患の早期発見・早期治療が行えるよう訪問による歯科検診を実施しました。

○介護予防普及啓発事業における一次予防事業について、「おらが出張講座」を実施し、地域住民に対し、介護予防についての普及啓発を推進しました。

事業名	対　象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
介護予防普及啓発事業 一次予防事業 （おらが出張講座）	参加人数（延）	524	655	590	高齢者支援課

○二次予防対象者把握事業について、二次予防事業の対象となった方に対し、通所型介護予防事業（シニア元気塾）や訪問型介護予防事業を実施しました。通所型介護予防事業については、運動器、栄養、口腔ケアの複合的なプログラムの実施を開始し、対象者の心身の状況に合わせた柔軟な対応を行いました。また、訪問型介護予防事業では、平成 25 年度からは訪問依頼のあった者だけでなく、「閉じこもり」「うつ」「認知症」の恐れのある（またはこれらの状態にある）対象者に対し、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談・支援を行いました。

事業名	対　象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
二次予防事業 （通所型介護予防事業）	参加率	3.1%	5.3%	5.0%	高齢者支援課
	参加人数（実/延）	73/2,164	119/3,207	110/2,970	

事業名	対　象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
二次予防事業 （訪問型介護予防事業）	参加人数（実/延）	1/1	51/53	80/80	高齢者支援課

○平成 26 年度より介護予防推進支援モデル事業を実施し、地域住民の歩いて通える身近な場所において、住民主体の介護予防の取り組みの場づくりを行いました。また、下肢筋力の強化等に効果のある「袖ケ浦いきいき百歳体操」の普及も同時に開始しました。さらに、立ち上げた介護予防の場の継続を図るため「はつらつシニアサポーター」を養成し、グループ支援を開始しました。

【今後の課題】

○健康に関する各種相談事業や各種教室について、今後、市民の身近な健康づくりの場である健康づくり支援センターが主体となって実施することで、参加者の増加とともに継続的な活動を行うための取り組みが必要となります。

○一次予防事業、二次予防事業といった介護予防事業について、平成 27 年度の介護保険制度改正では、対象を区別せずに地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直された介護予防・日常生活支援総合事業となり、その中であらゆる高齢者を対象とした一般介護予防事業に移行していきます。今後は一般介護予防事業として、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような支援が必要です。また、医療機関のリハビリテーション専門職等との連携により介護予防の機能強化を進めていく必要があります。

2　生きがい活動の支援

【第５期の取り組み】

○明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、シニアクラブ活動への助成や就労対策の充実のためシルバー人材センター育成事業、雇用促進奨励金の交付を実施しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
シニアクラブ活動助成事業	実施目標	クラブ数	29	29	29	高齢者支援課
	実　　績	クラブ数	29	29	27	
	比　　較		0	0	▲ 2	
シルバー人材センター育成事業	実施目標	会員数	340 人	360 人	380 人	高齢者支援課
	実　　績	会員数	301 人	290 人	290 人	
	比　　較		▲ 39 人	▲ 70 人	▲ 90 人	

○社会参画の推進について、高齢者生きがい促進事業や生涯学習ボランティア養成事業で計画値を上回る結果となりました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
高齢者生きがい促進事業（高齢者学級）	実施目標	学級生数	450 人	450 人	450 人	市民会館 各公民館
	実　　績	学級生数	573 人	573 人	539 人	
	比　　較		123 人	123 人	89 人	
生涯学習ボランティア養成事業	実施目標	新規登録者数	10 人	10 人	10 人	生涯学習課
	実　　績	新規登録者数	27 人	42 人	35 人	
	比　　較		17 人	32 人	25 人	

○保育所児童世代間交流事業について、福王台保育所、吉野田保育所、長浦保育園、白ゆり保育園の４か所で高齢者との交流行事を開催しました。

【今後の課題】

○シニアクラブ活動について、会員の高齢化が進み活動が年々難しくなり、クラブ数が減少していることから、連合会全体の強化を図る必要があります。

○シルバー人材センター育成事業について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が整備されたことにより、高齢者が退職後の生きがいよりも継続的かつ安定した生活収入の確保を優先していることなどから、会員数が伸び悩んでいる状況です。今後は、経験を活かした短期間の就労だけではなく、高齢者の日常生活支援など、長期的な受託業務を検討し、安定収入を確保させるなど会員数の増加に向けた経営の安定化を図る必要があります。

（２）高齢者が安心して快適に暮らせるまちづくり

１　福祉サービスの充実

【第５期の取り組み】

○高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業について、要支援・要介護認定を受けていない高齢者が疾病等になった場合の日常生活支援を実施しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	実施目標	利用回数	250 回	250 回	250 回	高齢者支援課
	実　　績	利用回数	51 回	47 回	40 回	
	比　　較		▲ 199 回	▲ 203 回	▲ 210 回	

○生きがい活動支援通所事業（いきいきサロン）について、家に閉じこもりがちな高齢者へのデイサービス事業を行い、生きがいづくりを支援しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
生きがい活動支援通所事業（いきいきサロン）	実施目標	利用者数	40 人	40 人	40 人	高齢者支援課
	実　　績	利用者数	30 人	31 人	31 人	
	比　　較		▲10 人	▲9 人	▲9 人	

○高齢者等生活支援用具貸付事業について、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、高齢者の体調急変時への安心をサポートしました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
高齢者等生活支援用具給付貸付事業	実施目標	システム台数	310 台	320 台	330 台	高齢者支援課
	実　　績	システム台数	290 台	299 台	310 台	
	比　　較		▲20 台	▲21 台	▲20 台	

○救急医療情報キット配布事業について、ひとり暮らし高齢者のほか、日中高齢者世帯等にも対象を拡大しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
救急医療情報キット配布事業	実施目標	利用者数	390 人	450 人	510 人	高齢者支援課
	実　　績	利用者数	391 人	459 人	510 人	
	比　　較		1 人	9 人	0 人	

○電話訪問サービス（ほっとテレホンサービス）について、ひとり暮らし高齢者の孤独や不安感を和らげる活動を実施しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
電話訪問サービス（ほっとテレホンサービス）	実施目標	延利用者数	200 人	200 人	200 人	社会福祉協議会
	実　　績	延利用者数	248 人	242 人	250 人	
	比　　較		48 人	42 人	50 人	

○はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について、65 歳以上の高齢者に利用券を交付し施術１回あたり 800 円の助成を実施しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）	担当課
はり･きゅう･マッサージ施術費助成事業	実施目標	交付者数	550 人	570 人	590 人	高齢者支援課
	実　　績	交付者数	517 人	567 人	590 人	
	比　　較		▲33 人	▲3 人	0 人	

【今後の課題】

○高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業について、疾病等の一時的な生活支援だけでなく、将来的には高齢者の日常生活支援の一環となるための事業の取り組みについても検証する必要があります。

○生きがい活動支援通所事業（いきいきサロン）について、要支援者のデイサービス事業への展開を図り、現在対象としている閉じこもりがちな高齢者については、地区社会福祉協議会が開催する地域ふれあいサロンへ移行することで、より身近な地域でサービスが受けられる体制を整備する必要があります。

○高齢者等生活支援用具給付貸付事業について、事業を持続可能なものにするため、貸付条件を設定するなど重点化への取り組みが必要です。

○はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について、交付対象者の見直しを行うなど重点化への取り組みが必要です。

２　認知症支援と権利擁護の推進

【第５期の取り組み】

○認知症の人を介護している家族等の交流の場である認知症家族のつどいを実施し、日頃の悩みや思いを共有したり、介護の情報交換をする等、介護者同士の支え合いとつながりを促進しました。

事業名	対　象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	担当課
認知症家族のつどい	実施回数	4 回	4 回	4 回	高齢者支援課
	参加人数(延)	29 人	37 人	64 人	

○認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族が住み慣れた場所で安心して生活できるよう、小学生や中学生を含めた地域住民への認知症サポーター養成講座を実施しました。また、平成 25 年度には市全職員に対しても認知症サポーター養成講座を実施し、多くのサポーターが誕生しました。

○平成 26 年度より認知機能評価支援システムを活用した「あたまの元気度測定会」を実施し、認知症に対する啓発や認知症の早期発見に努めたり、認知症予防のための意識づけを行いました。

事業名	対　象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	担当課
認知機能評価支援システム	実施回数	導入検討	導入検討	30 回	高齢者支援課
	実施者数	導入検討	導入検討	200 人	

○支援に携わる専門職が本人の情報を伝達するための情報共有ツールである「オレンジ連携シート」を活用し、認知症医療の中枢を担う認知症疾患医療センターや他の医療機関等との円滑な連携に努めました。また、平成 25 年度より関係機関との調整や専門的助言を行う「認知症コーディネーター」を配置し、困難事例への相談対応、助言を行い、認知症に関する支援の強化を図りました。

○高齢者の虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への支援の実施や権利擁護のため、必要な方への成年後見制度利用支援事業を実施しました。

【今後の課題】

○認知症の人が行動・心理症状等の「危機」が発生してからの事後的な対応が多く、既に症状が重度化して、家族負担の増大等在宅療養が困難となってしまうことが多いため、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」が求められます。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための総合的な支援が必要です。

○認知機能評価支援システムを活用した認知症の普及啓発を推進していくとともに、認知症予防教室の実施等、認知症予防の取り組みを強化していく必要があります。

３　安全・安心な地域づくりの推進

【第５期の取り組み】

○木造住宅耐震化促進事業について、耐震診断及び耐震改修工事に対し補助金を交付しました。

事業名	対　象		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	担当課
木造住宅耐震化促進事業	実施目標	交付件数	13 件	13 件	13 件	建築住宅課
	実　　績	交付件数	16 件	13 件	13 件	
	比　　較		3 件	0 件	0 件	

○高齢者が身の安全を確保し安心できる生活環境を整備するため、防犯対策や交通安全対策を推進しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込値)	担当課
防犯対策事業	実施目標	防犯講習会	10 回	10 回	10 回	市民活動支援課
	実　　績	防犯講習会	4 回	11 回	10 回	
	比　　較		▲6 回	1 回	0 回	
交通安全対策推進事業	実施目標	教室開催数	10 回	10 回	10 回	市民活動支援課
	実　　績	教室開催数	7 回	11 回	10 回	
	比　　較		▲ 3 回	1 回	0 回	

○住環境の整備について、多世代が同居したり近接地への居住を支援するため、三世代同居支援事業として「世代間支え合い家族支援事業」を実施し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに努めました。

○高齢者等住宅整備資金貸付事業について、高齢者が安心して生活するために住宅のバリアフリーなどの工事費用に対して無利子での貸付を実施しました。

事業名	目標成果		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込値)	担当課
高齢者等住宅整備資金貸付事業	実施目標	貸付件数	1 件	1 件	1 件	高齢者支援課
	実　　績	貸付件数	1 件	1 件	1 件	
	比　　較		0 件	0 件	0 件	

【今後の課題】

○世代間支え合い家族支援事業について、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯の減少に向けて、市広報紙等のほか住宅メーカー等へＰＲし利用促進を図る必要があります。

（３）介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進

１　介護サービスの充実

①在宅介護予防サービスの推進

第５期期間中の第１号被保険者に対する要介護（支援）認定率が下がっていること、要支援認定者が見込みを下回ったことなどから、福祉用具貸与、福祉用具購入など一部のサービスを除き計画値を下回っています。

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
①介護予防訪問介護	計画値	1,403 人	1,601 人	1,825 人
	実　　績	1,006 人	1,077 人	1,053 人
	比　　較	▲397 人	▲524 人	▲772 人
②介護予防訪問入浴介護	計画値	4 人	4 人	5 人
	実　　績	0 人	1 人	0 人
	比　　較	▲4 人	▲3 人	▲5 人
③介護予防訪問看護	計画値	94 人	100 人	107 人
	実　　績	58 人	79 人	97 人
	比　　較	▲36 人	▲21 人	▲10 人
④介護予防訪問リハビリテーション	計画値	27 人	28 人	30 人
	実　　績	13 人	11 人	0 人
	比　　較	▲14 人	▲17 人	▲30 人
⑤介護予防居宅療養管理指導	計画値	72 人	80 人	87 人
	実　　績	6 人	14 人	42 人
	比　　較	▲66 人	▲66 人	▲45 人
⑥介護予防通所介護	計画値	1,497 人	1,544 人	1,589 人
	実　　績	1,333 人	1,415 人	1,291 人
	比　　較	▲164 人	▲129 人	▲298 人
⑦介護予防通所リハビリテーション	計画値	549 人	567 人	584 人
	実　　績	427 人	473 人	704 人
	比　　較	▲122 人	▲94 人	120 人
⑧介護予防短期入所生活介護	計画値	43 人	45 人	47 人
	実　　績	31 人	74 人	38 人
	比　　較	▲12 人	29 人	▲9 人
⑨介護予防短期入所療養介護	計画値	22 人	23 人	24 人
	実　　績	3 人	0 人	0 人
	比　　較	▲19 人	▲23 人	▲24 人

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	16 人	16 人	16 人
	実　　績	5 人	8 人	32 人
	比　　較	▲11 人	▲8 人	16 人
⑪介護予防福祉用具貸付	計画値	717 人	726 人	736 人
	実　　績	725 人	777 人	917 人
	比　　較	8 人	51 人	181 人
⑫特定介護予防福祉用具購入	計画値	25 人	25 人	26 人
	実　　績	34 人	31 人	34 人
	比　　較	9 人	6 人	8 人
⑬介護予防住宅改修	計画値	49 人	53 人	59 人
	実　　績	37 人	51 人	48 人
	比　　較	▲12 人	▲2 人	▲11 人
⑭介護予防支援	計画値	3,199 人	3,334 人	3,473 人
	実　　績	2,889 人	2,967 人	2,984 人
	比　　較	▲310 人	▲367 人	▲489 人

②在宅介護サービスの推進

第５期期間中の第１号被保険者に対する要介護（支援）認定率が下がっていること、要介護認定者が見込みを下回ったことなどから、ほぼ計画値どおりであった訪問介護、特定施設入居者生活介護のサービスを除いて計画値を下回っています。

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
①訪問介護	計画値	2,778 人	2,746 人	2,730 人
	実　　績	2,805 人	2,714 人	2,727 人
	比　　較	27 人	▲32 人	▲3 人
②訪問入浴介護	計画値	679 人	757 人	847 人
	実　　績	580 人	468 人	471 人
	比　　較	▲99 人	▲289 人	▲376 人
③訪問看護	計画値	690 人	683 人	678 人
	実　　績	604 人	648 人	847 人
	比　　較	▲86 人	▲35 人	169 人
④訪問リハビリテーション	計画値	190 人	210 人	228 人
	実　　績	79 人	26 人	32 人
	比　　較	▲111 人	▲184 人	▲196 人
⑤居宅療養管理指導	計画値	1,812 人	1,968 人	2,170 人
	実　　績	579 人	621 人	787 人
	比　　較	▲1,233 人	▲1,347 人	▲1,383 人
⑥通所介護	計画値	4,848 人	5,172 人	5,525 人
	実　　績	4,389 人	4,350 人	4,553 人
	比　　較	▲459 人	▲822 人	▲972 人
⑦通所リハビリテーション	計画値	1,939 人	2,086 人	2,261 人
	実　　績	1,856 人	1,937 人	2,179 人
	比　　較	▲83 人	▲149 人	▲82 人
⑧短期入所生活介護	計画値	2,450 人	2,697 人	2,996 人
	実　　績	2,283 人	2,313 人	2,628 人
	比　　較	▲167 人	▲384 人	▲368 人
⑨短期入所療養介護	計画値	286 人	291 人	324 人
	実　　績	198 人	181 人	183 人
	比　　較	▲88 人	▲110 人	▲141 人
⑩特定施設入居者生活介護	計画値	212 人	228 人	248 人
	実　　績	227 人	235 人	224 人
	比　　較	15 人	7 人	▲24 人
⑪福祉用具貸与	計画値	5,346 人	6,175 人	7,165 人
	実　　績	4,929 人	4,806 人	5,201 人
	比　　較	▲417 人	▲1,369 人	▲1,964 人
⑫特定福祉用具購入	計画値	199 人	222 人	256 人
	実　　績	117 人	111 人	132 人
	比　　較	▲82 人	▲111 人	▲124 人
⑬住宅改修	計画値	101 人	105 人	113 人
	実　　績	85 人	90 人	120 人
	比　　較	▲16 人	▲15 人	7 人

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
⑭居宅介護支援	計画値	10,344 人	10,968 人	11,611 人
	実　　績	9,234 人	9,294 人	9,803 人
	比　　較	▲1,110 人	▲1,674 人	▲1,808 人

③施設サービスの充実

第５期計画期間内において、市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、増床が１か所あり定員 40 名分の整備が進みました。

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	計画値	2,162 人	2,288 人	2,400 人
	実　　績	1,835 人	2,241 人	2,339 人
	比　　較	▲327 人	▲47 人	▲61 人
②介護老人保健施設	計画値	2,119 人	2,119 人	2,119 人
	実　　績	1,821 人	1,659 人	1,610 人
	比　　較	▲298 人	▲460 人	▲509 人
③介護療養型医療施設	計画値	133 人	127 人	122 人
	実　　績	127 人	111 人	145 人
	比　　較	▲6 人	▲16 人	23 人

※年間延べ利用人数

④地域密着型サービスの充実

第５期計画期間内において、地域密着型介護老人福祉施設の新設が２か所、合計で定員 58 名分の整備が進みました。また、１事業所を公募により新たに選定しました（平成 28 年４月開所予定）。

なお、第５期に整備を計画していた認知症対応型共同生活介護（定員９名）については、公募にて事業者の募集を行いましたが、応募がありませんでした。

事業名	利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①認知症対応型共同生活介護	計画値	362 人	362 人	479 人
	実　　績	321 人	372 人	385 人
	比　　較	▲41 人	10 人	▲94 人
②認知症対応型通所介護	計画値	270 人	270 人	270 人
	実　　績	68 人	50 人	42 人
	比　　較	▲202 人	▲220 人	▲228 人
③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	494 人	691 人	719 人
	実　　績	624 人	696 人	696 人
	比　　較	130 人	5 人	▲23 人

※年間延べ利用人数

【今後の課題】

○在宅介護予防、在宅介護サービスについては、必要かつ適正なサービス量を見込んだ上で、サービスの量及び質の確保に努める必要があります。

○施設サービスについては、増加が見込まれる重度の要介護者を支えるため、これまでの施設整備状況や老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所待機者の状況、市民ニーズ、介護保険料への影響等を総合的に勘案し、必要に応じた施設サービスの整備を検討する必要があります。

○地域密着型サービスについては、中・重度の要介護者においても、地域でできる限り生活できるよう、現在、市内で提供のないサービスも含めた基盤整備を検討する必要があります。

2　地域包括ケアの推進

【第５期の取り組み】

○介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護事業所や医療機関との個別支援会議や認知症対策連絡協議会への参加、高齢者見守りネットワークの構築等を通し、関係機関との連携に取り組みました。

○平成 25 年度に地域包括支援ながうらサブセンターを設置し､地域のより身近な場所での相談支援を行いました。平成 27 年度には地域包括支援ひらかわサブセンターを設置し、同様に地域に根差した活動を行っていきます。

【今後の課題】

○地域包括ケアシステムの構築には「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の５つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必須です。生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保される必要があり、在宅医療や訪問看護等の充実強化や、在宅での介護サービスの強化、介護予防の取り組みの強化、認知症の増加や高齢者世帯の増加を踏まえた様々な生活支援サービスを確保する必要があります。

第５節　高齢者の今後の施策ニーズ等

アンケート調査結果にみられる主な施策ニーズ等をまとめると次のとおりです。

（１）介護について期待・希望すること

①一般高齢者

一般高齢者では、「介護保険制度に関する情報提供の充実」（46.4%）と「家族の介護負担を軽減する施策・事業の充実」（44.1%）が４割を超え主な期待･希望となっています。

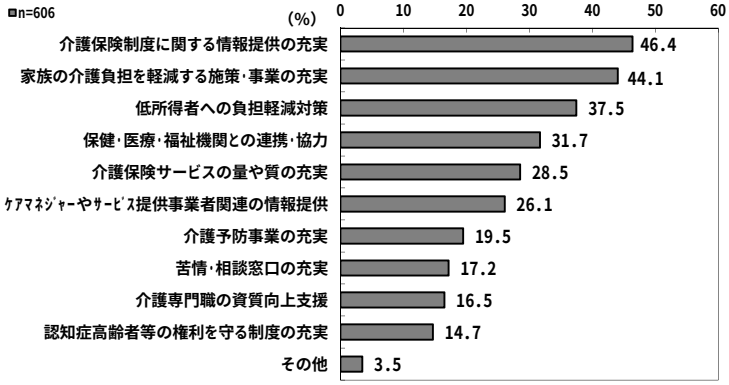

②要支援１～要介護２認定者

要支援１～要介護２認定者では、「家族の介護負担を軽減する施策・事業の充実」（43.1%）が４割を超え最も多く、次いで、「介護保険サービスの量や質の充実」(35.0%)と「低所得者への負担軽減対策」(33.8%)、「ケアマネジャーやサービス提供事業者関連の情報提供」(33.1%)、「介護保険制度に関する情報提供の充実」（31.2%）が３割台となっています。

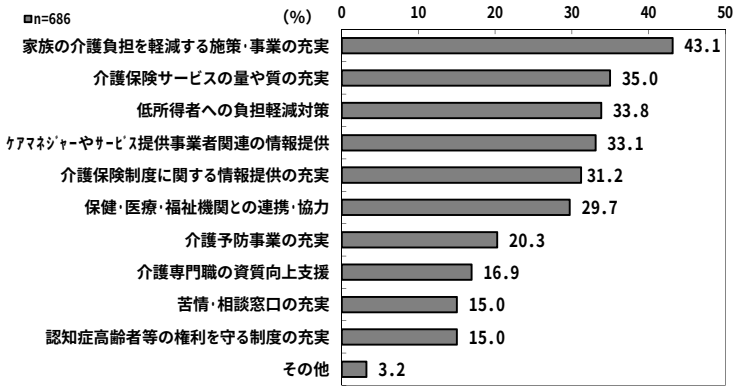

③要介護３～要介護５認定者

要介護３～要介護５認定者では、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」(56.0%)が５割を超え“家族介護者への対策”が最も多く、次いで、「低所得者への負担軽減対策」(40.4%)が４割強となっています。

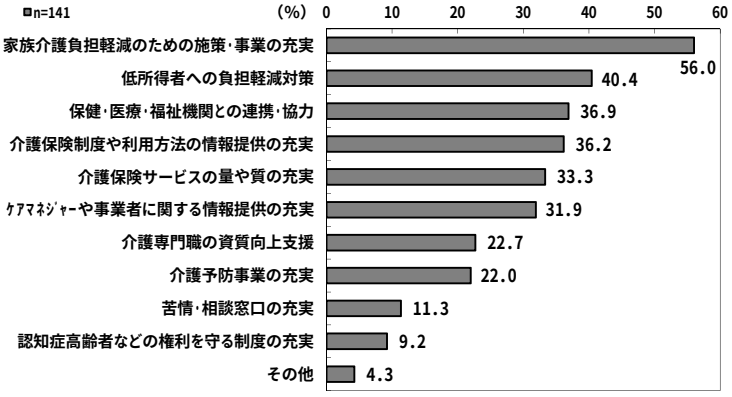

（２）日常生活で感じている不安や心配

①要介護３～要介護５認定者

要介護３～要介護５認定者では、「本人自身や家族の健康のこと」（48.9%）が５割近くで最も多く、次いで、「物忘れをすること」（34.8%）と「本人自身や家族の介護のこと」（34.0%）が３割台、「災害時のこと」（18.4%）と「頼れる人がいなくなること 」･「生活費のこと」（同率 17.0%）の順で続いています。

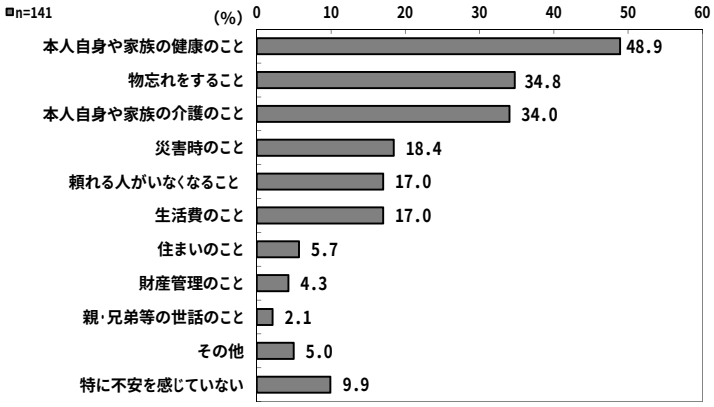

②一般若年者（40 歳～64 歳）

一般若年者では､「自身や家族の健康のこと」（53.7%）が５割を超え最も多く､「自身や家族の介護のこと」（44.2%）が４割台、「災害時のこと」（28.4%）が３割近くとなっています。

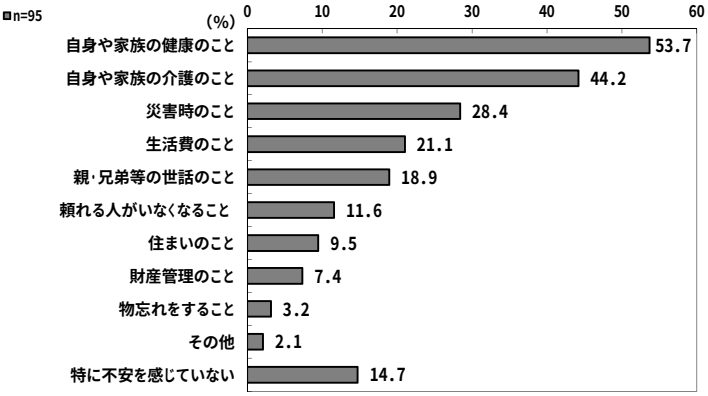

（３）今後力を入れてほしい高齢者施策

一般若年者（40 歳～64 歳）が今後力を入れてほしい高齢者施策については、「介護している人への支援」（33.7%）が３割を超え最も多く、次いで、「介護保険制度の充実」（29.5%）が３割弱、「高齢者の働く場づくり」（27.4%）と「介護サービス対象外の生活上の支援」（22.1%）が２割台の順となっています。

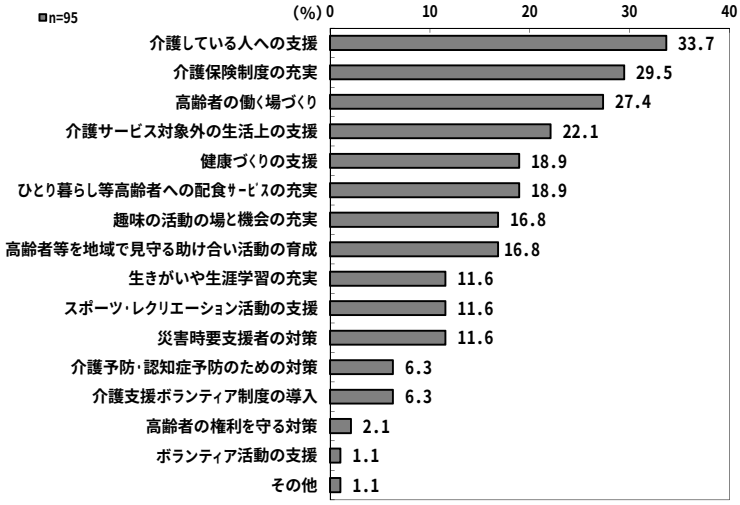

第６節　第６期計画における重点課題

高齢者・要介護者数等の推移動向、今後の施策ニーズ、第５期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえると、第６期計画の重点課題は次のとおりまとめられます。

高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりの構築

今後の高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加、それに伴うひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の一層の増加などを見据え、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくり活動、生きがい活動・社会（貢献）活動をさらに促進していく必要があります。

また、在宅生活を支える仕組みづくりのため、医師会や訪問看護ステーションなどの医療関係機関と、ケアマネジャーや介護事業者などの介護関係機関の連携強化を推進していく必要があります。

認知症高齢者に対する施策の充実

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、地域包括支援センター等における認知症施策の充実を図るとともに、医療との協働体制を構築し、連携の強化を図る必要があります。

また、家族介護者の介護負担の軽減のため、介護者と介護経験者の交流や情報交換を行うための機会の提供や介護者に対するサービスの充実を進めていく必要があります。

中・重度の要介護者に対するサービスの充実

市の要介護認定者の認定状況は、全国、千葉県と比べて中・重度の要介護者の割合が高いことから、介護度重度化防止を進めるとともに、今後高齢者人口が増加する中で、さらなる中・重度者の増加を抑制するために、介護予防事業の推進を図る必要があります。

これらに加え、平成 27 年度からの介護保険制度改正の中で、施設への入所が要介護３以上となることから、施設サービスの適正化についても進める必要があります。

介護予防の充実

平成 27 年度からの介護保険制度の改正により、介護予防については、これまでの心身機能の改善を中心とした考え方に、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなどの考え方を加えて、事業の充実を進めていくことが必要となりました。

この事業の充実に向け、専門的なサービスとともに住民主体の多様なサービスの提供について検討を行い、要支援者等の選択できるサービスの充実を図る必要があります。

また、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の介護予防活動を広く展開し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していく必要があります。

第３章　計画の基本理念と基本的方向

第１節　計画の基本理念

今後ますます高齢化が進展していく中で、高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、高齢者一人ひとりが、豊富な経験や知識、技術等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い支え合うまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢化の進展により、要介護者が増加することが見込まれますが、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

第６期の本計画では、第５期までの実績を踏まえさらに理念を深めていくために、第５期までの理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指していきます。

■第６期計画の基本理念

ふれあいとささえあい

共にはぐくむ　高齢社会

第２節　計画の基本目標と施策の体系

（１）計画の基本目標

「ふれあいとささえあい　共にはぐくむ　高齢社会」を基本理念とした上で、第５期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取り組みを行うとともに、第６期計画における地域包括ケアシステムの実現に向け、新たに５つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

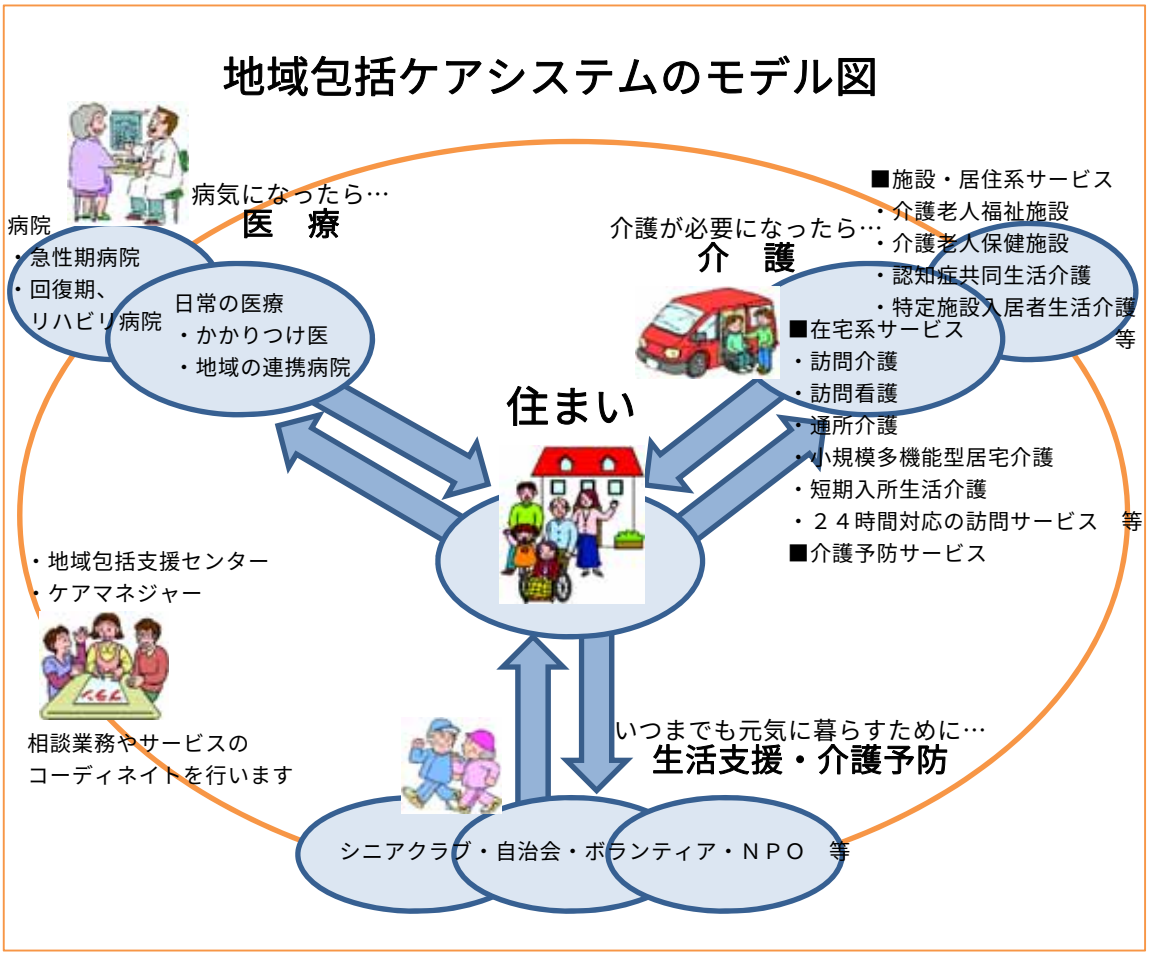

基本目標１：介護予防の促進と健康寿命の延伸

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、介護予防の充実、健康の保持増進、疾病予防の推進を図ります。

基本目標２：介護と医療の連携の推進

地域包括ケアシステムの中核となる機能を構築するために、在宅訪問診療や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、介護と医療の連携のための基盤づくりを推進します。

基本目標３：高齢者の住まいの支援

高齢者ができるだけ自立し安心して在宅生活を営めるように、住宅におけるバリアフリー化や多世代同居等を支援します。

基本目標４：介護サービスの充実

市民ニーズで要望の多かった家族の介護負担の軽減を図り、介護を必要とする高齢者を支えるために、介護保険制度改正への対応のもとに、介護保険サービスの質と量を確保して、介護相談体制の充実、介護給付の適正化、低所得者への支援等を推進し、介護保険事業の円滑な運営、質の充実を図ります。

また、市民ニーズで要望あった介護制度に関する情報提供については、各種パンフレットなどをホームページに掲載するなど周知を図ります。

基本目標５：高齢者の生活支援の推進

介護を必要とする高齢者や認知症の方、ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症施策の充実、多様な主体による日常生活の支援、生きがい・交流活動や社会参画活動の推進を図ります。

第２章第６節「第６期計画における重点課題」については、次のようにそれぞれの基本目標の中で、課題解決に向けて対応していきます。

第６期計画における重点課題	基本目標				
	1	2	3	4	5
高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりの構築	○	○	○	○	○
認知症高齢者に対する施策の充実		○		○	○
中・重度の要介護者に対するサービスの充実	○	○	○	○	○
介護予防の充実	○	○		○	○

（２）施策の体系

計画の基本目標を実現するために、以下の施策の体系で、施策の推進を図ります。

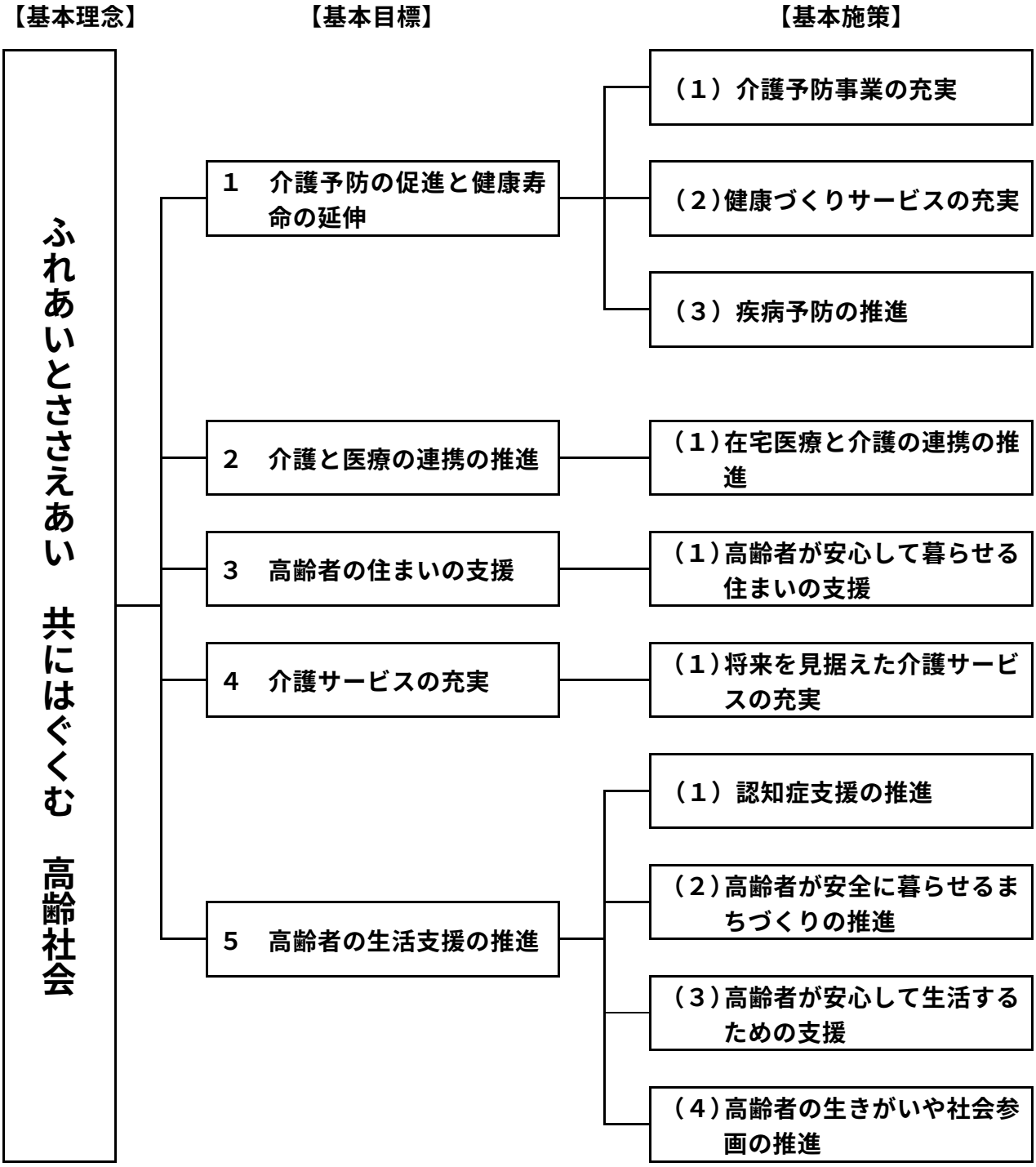

第４章　目標に向けた取り組み

第１節　介護予防の促進と健康寿命の延伸

【取り組みの方向】

高齢者の心身機能の改善に加えて、地域の中の居場所や社会参加の機会づくり等環境整備を進め、人と人とのつながりを拡大していくとともに、自立支援のためのリハビリテーションの充実を進め、介護予防の包括的な推進を図っていきます。

また、市民の健康づくりについて、主体的な健康づくりの正しい知識の普及を図るため、健康づくり支援センターを中心に各種教室を開催する中で、市民が主体的に継続して健康づくりを行えるよう支援し、健康寿命の延伸を目指していきます。

●市民の健康づくり・介護予防の必要性

（一般高齢者アンケート）

■高齢者の健康度

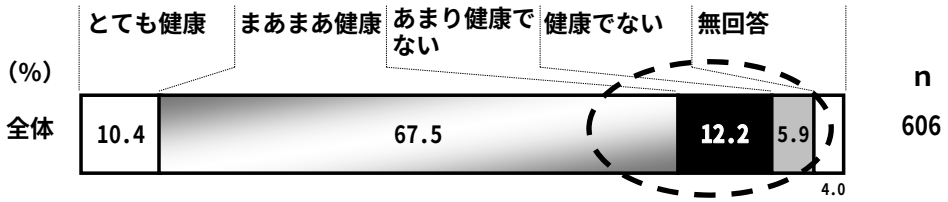

（若年者アンケート）

■若年者が自身の生活習慣、健康で気になること

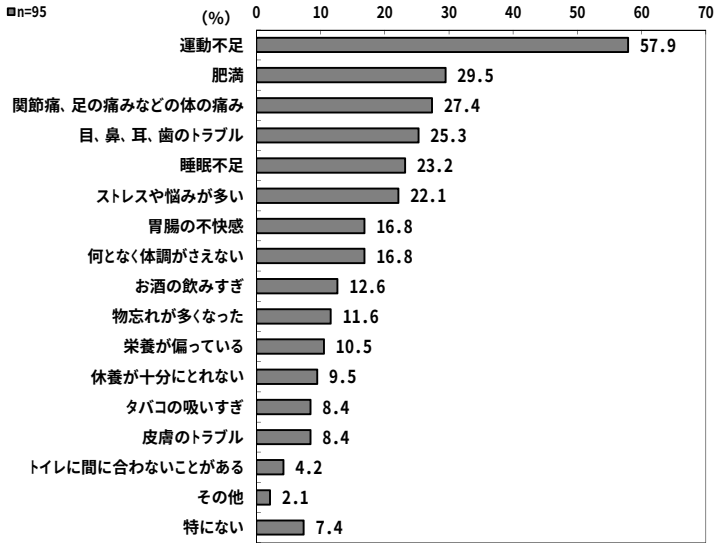

（１）介護予防事業の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送れるように、要支援・要介護状態になることを予防するため、介護予防の充実を図ります。

■事業の体系

【基本施策】

介護予防事業の充実

【事業名】

- ①介護予防･生活支援サービス事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④介護予防把握事業
- ⑤介護支援ボランティア事業
- ⑥生活支援コーディネーターの配置
- ⑦地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑧一般介護予防事業評価事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第６期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	介護予防･生活支援サービス事業【新規】	要支援者、介護予防･生活支援サービス事業対象者に対して、地域の多様なサービスを提供し、効果的･効率的に介護予防や日常生活支援を行っていきます。	既存事業実施･事業移行の検討	既存事業実施･事業移行の検討	新事業実施	高齢者支援課
②	介護予防普及啓発事業【改善】	介護予防の基本的な知識を普及･啓発するため、広報紙等による広報活動をはじめ、敬老会など高齢者が集うイベント時に、啓発パンフレットの配布を行います。 また、新たに運動機能向上の取り組みとして考案した「袖ケ浦市いきいき百歳体操」の普及を拡大していきます。	実施	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
③	地域介護予防活動支援事業 【改善】	地域の介護予防の自主グループの継続的な活動に対し、補助金を交付し活動支援につなげていきます。 また、平成 26 年度より開始した住民主体の介護予防の通いの場づくりを地域に拡大していきます。さらに、はつらつシニアサポーター養成により、自主活動への支援者を養成します。	活動 団体数 3団体	活動 団体数 6団体	活動 団体数 9団体	高齢者支援課
④	介護予防把握事業 【新規】	新たに医療機関や民生委員等様々な関係機関からの情報を活用し、生活機能が低下し支援が必要な高齢者を把握します。 なお、事業で把握した情報は、各種介護予防につなげていきます。	実施	継続	継続	高齢者支援課
⑤	介護支援ボランティア事業 【継続】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附または地産地消に資する商品券を交付します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑥	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 【新規】	地域における生活支援、介護予防サービスを一体的に提供するために、新たに生活支援コーディネーターを配置し、サービスの担い手を養成・発掘し地域資源の開発や関係者とのネットワーク化を行っていきます。	実施	継続	継続	高齢者支援課 社会福祉協議会
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業 【新規】	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、新たにリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。	検討	検討	実施	高齢者支援課
⑧	一般介護予防事業評価事業 【改善】	一次予防事業と二次予防事業が統合され、新たに一般介護予防事業評価事業として、介護予防に関する事業（事業対象者把握、普及啓発、地域活動支援）の実施状況等の事業評価を行います。	実施	継続	継続	高齢者支援課

（２）健康づくりサービスの充実

いつまでも元気で健康な生活を送れるように、健康づくり支援センターにおいて各種相談事業や健康づくりのための各種教室を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブの活性化、高齢者のスポーツ活動を支援していきます。

■事業の体系

【基本施策】	【事業名】
健康づくりサービスの充実	①健康づくり支援センター管理事業
	②総合型地域スポーツクラブ活性化事業
	③高齢者スポーツ大会事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	健康づくり支援センター管理事業 【継続】	総合的な健康づくり活動の場である健康づくり支援センターの運営により、市民の健康維持、増進を支援します。 また、指定管理者による健康相談や各種教室を実施します。	継続	継続	継続	健康推進課
②	総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【継続】	総合型地域スポーツクラブの安定したクラブ運営を支援し、いつでも誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。	市民加入率3.0%	市民加入率3.0%	市民加入率3.0%	体育振興課
③	高齢者スポーツ大会事業 【継続】	高齢者がスポーツを通じて健康の保持及び交流を深めることにより、生活の喜びを高めることを目的にスポーツ大会を開催します。	参加者800人	参加者800人	参加者800人	高齢者支援課

（３）疾病予防の推進

高齢者等の疾病を予防するため、健康診査や保健指導、がん・人間ドック・歯科等各種検診、予防接種などに取り組みます。

■事業の体系

［基本施策］

疾病予防の推進

［事業名］

- ①特定健康診査及び特定保健指導の実施
- ②後期高齢者健康診査の実施
- ③人間ドック検診料の助成
- ④成人保健指導事業
- ⑤各種がん検診事業
- ⑥健康相談事業
- ⑦予防接種事業
- ⑧歯科検診等推進事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第６期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	特定健康診査及び特定保健指導の実施【継続】	40 歳以上の国民健康保険加入者に対し、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧等の生活習慣病の有病者等に、早い時期･段階から生活習慣の改善や行動変容に向けた支援を行い、市民の健康の保持･増進を図ります。	受診率 56.0%	受診率 58.0%	受診率 60.0%	保険年金課
			指導率 50.0%	指導率 55.0%	指導率 60.0%	健康推進課
②	後期高齢者健康診査の実施【継続】	後期高齢者医療に加入する被保険者等を対象とした健康診査を受託により実施します。 また、受診率については、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合の数値を目標値とします	受診率 34.1%	継続	継続	保険年金課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
③	人間ドック検診料の助成【継続】	国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	国保加入者 580 人 後期加入者 76 人	国保加入者 580 人 後期加入者 91 人	国保加入者 580 人 後期加入者 109 人	保険年金課
④	成人保健指導事業【継続】	健康手帳の交付や生活習慣病予防講演会等により、市民が自ら健康に対する関心と理解を深め、生活習慣病による健康障がいを予防し、健康の増進が図れるよう支援します。	講演回数 2 回	講演回数 2 回	講演回数 2 回	健康推進課
⑤	各種がん検診事業【継続】	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診の実施により、がんの早期発見･早期治療に結びつけるとともに、受診者の拡大を図ります。	継続	継続	継続	健康推進課
⑥	健康相談事業【継続】	健診結果をもとに、保健指導を実施し、生活習慣病の予防に向けた取り組みを働きかけます。また、健康づくり支援センターにおいても、利用者にとどまらず、市民の健康相談に対応していきます。	実施人数 150 人	実施人数 150 人	実施人数 150 人	健康推進課
⑦	予防接種事業【継続】	高齢者を対象としたインフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、疾病予防を推進します。	継続	継続	継続	健康推進課
⑧	歯科健診等推進事業【継続】	口腔衛生知識の正しい知識の普及と歯周疾患の早期発見･早期治療を行うため、定期的な検診等の実施に向けて取り組んでいきます。	受診率 7.5%	受診率 7.5%	受診率 7.5%	健康推進課

第２節　介護と医療の連携の推進

【取り組みの方向】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、高齢者とその家族の生活の質の向上が図られるように、また、緊急時に迅速に対応できるように、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため福祉と在宅医療の間の連携を強化していきます。

●要介護者の医療について

■在宅介護を続けるために必要なこと
（要介護３～５認定者アンケート）

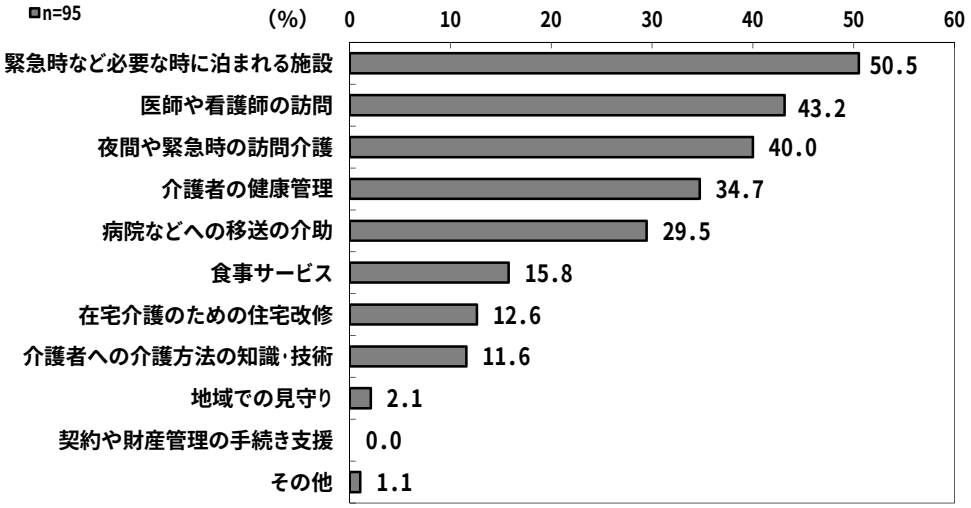

■かかりつけ医師の有無
（要介護３～５認定者アンケート）

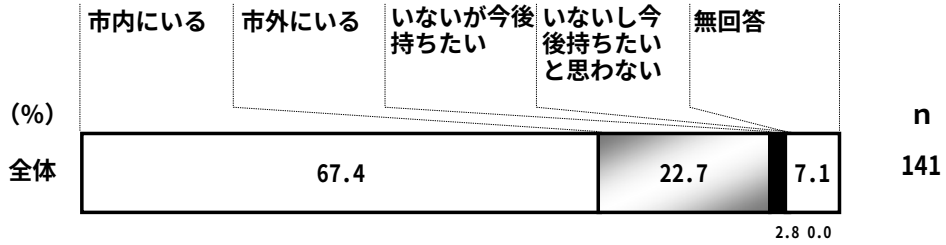

（１）在宅医療と介護の連携の推進

在宅医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療機関と介護サービスの連携を推進します。

また、在宅生活において切れ目ないサービスを受けられるような体制の整備を図るとともに、相談窓口や啓発活動によりサービスの周知を図ります。

■事業の体系

【基本施策】	【事業名】
在宅医療と介護の連携の推進	①在宅生活支援のための医療機関と介護との連携の推進
	②医療と介護が連携した在宅生活支援のための環境整備

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	在宅生活支援のための医療機関と介護との連携の推進【新規】	医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療･介護関係者の連携を推進します。 ○連携推進への取り組み ･医療及び介護サービス資源を把握します。 ･医療と介護連携の課題を抽出し、関係機関で対応を協議します。 ･医療と介護サービスの情報の共有化を支援します。 ･医療と介護関係者との研修により連携を強化します。 ･二次医療圏において一体的に医療･介護連携サービスを提供するための市町村の連携について協議します。	実施	継続	継続	高齢者支援課
②	医療と介護が連携した在宅生活支援のための環境整備【新規】	医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために支援できる環境を整備します。 ○連携推進への取り組み ･在宅生活における医療と介護に関する相談窓口を設置し、必要な情報提供を行います。 ･在宅医療と介護連携について、講演会やパンフレットなどによる普及啓発を行います。 ･在宅生活において切れ目ないサービスを受けられるような体制を整備します。	実施	継続	継続	高齢者支援課

第３節　高齢者の住まいの支援

【取り組みの方向】

加齢により身体機能の低下が生じた場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して在宅生活を営めるように、孤立を防ぐための多世代同居、個人の住宅のバリアフリー改修を支援するとともに、生活が困難なケースについても支援して行きます。

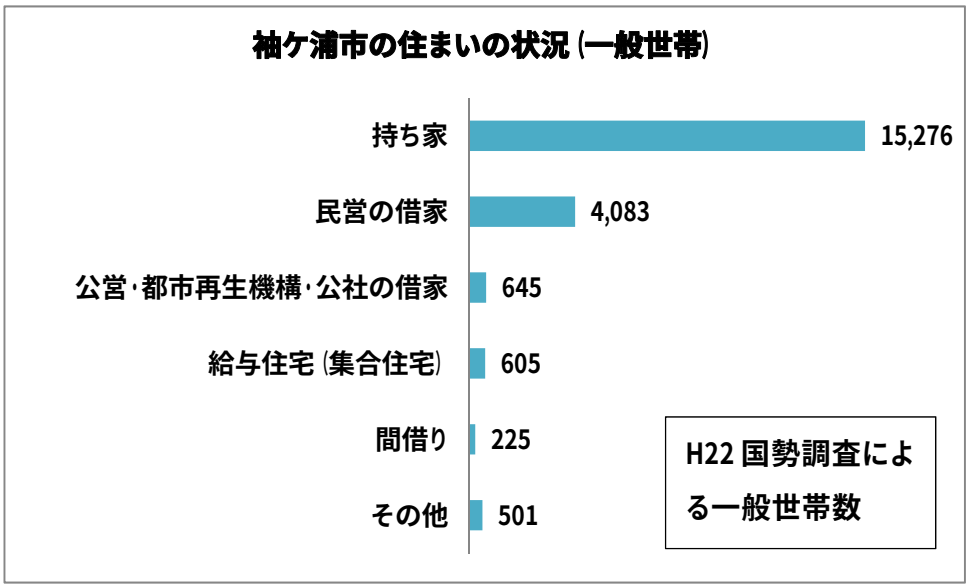

（市民アンケートによる高齢者の住まい等の状況）

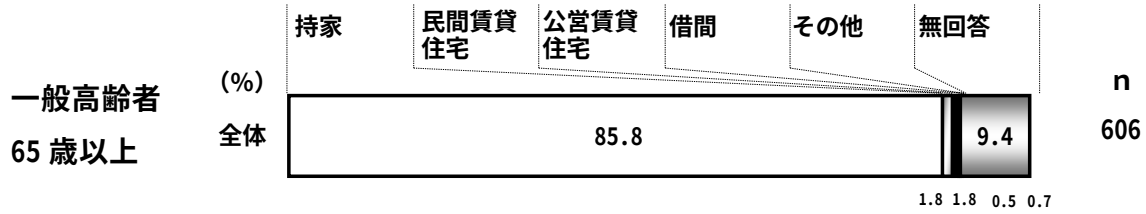

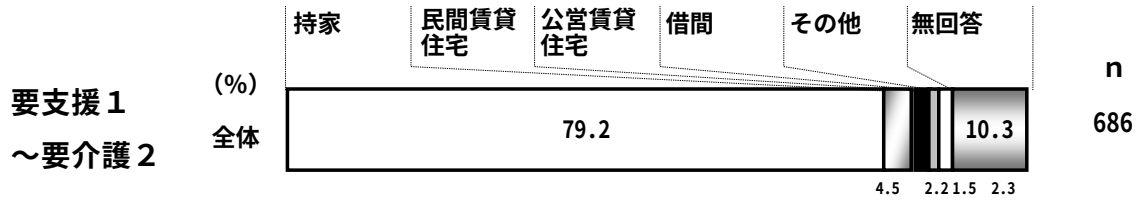

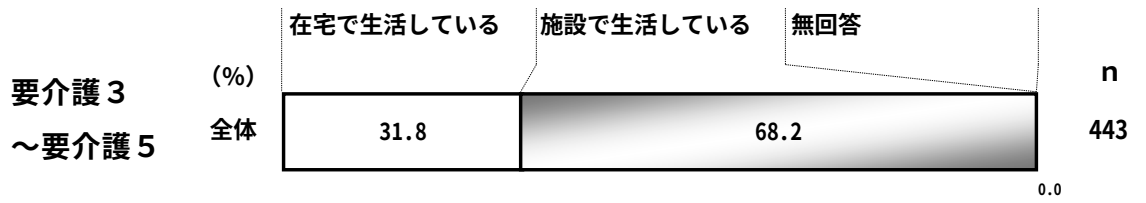

（１）高齢者が安心して暮らせる住まいの支援

高齢者が住み慣れた地域や自宅で介護保険サービスを受けながら安心して暮らせるように、バリアフリーなどの住宅改修、耐震診断、防火診断などの住宅施策を実施します。

また、高齢者単身・高齢者のみ世帯の解消のため、多世代同居等の支援を実施します。

さらに、環境及び経済的理由により生活が困難になった場合は、養護老人ホームでの措置等を実施します。

■事業の体系

【基本施策】
高齢者が安心して暮らせる住まいの支援

【事業名】
- ①世代間支え合い家族支援事業
- ②高齢者等住宅整備資金貸付事業
- ③木造住宅耐震化促進事業
- ④高齢者宅防火診断
- ⑤養護老人ホーム

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	世代間支え合い家族支援事業【継続】	親、子、孫等が同居または近隣に居住し、お互いを支え合いながら生活する多世代同居等を支援し、高齢者の孤立を防ぐとともに家族の絆の再生を図ります。 今後は住宅メーカーへのＰＲなどを実施し、利用促進を図ります。	継続	継続	継続	高齢者支援課
②	高齢者等住宅整備資金貸付事業【継続】	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	貸付件数1件	貸付件数1件	貸付件数1件	高齢者支援課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
③	木造住宅耐震化促進事業 【継続】	安全で災害に強いまちづくりを実現するために、耐震診断及び耐震改修工事補助を行います。 なお、高齢者や障がい者については、耐震診断の結果により一定の条件を満たした場合に、補助金を増額します。 また、平成27年度に袖ケ浦市耐震改修促進計画の見直しを行います	交付件数 13 件	継続 （見直し）	継続 （見直し）	建築住宅課
④	高齢者宅防火診断 【継続】	ひとり暮らし高齢者宅に対し、住宅用防災機器、電気･ガス器具等を防火診断し、アドバイスを行います。	実施人数 90 人	実施人数 90 人	実施人数 90 人	消防本部 予防課
⑤	養護老人ホーム 【継続】	千葉県内の養護老人ホームは、定員に達していない状況から、現在のところほぼ充足しています。 生活が困難なケースが発生した場合には、関係機関と連携して迅速に措置入所等を行います。	措置者 10 人	措置者 11 人	措置者 12 人	高齢者支援課

第４節　介護サービスの充実

【取り組みの方向】

在宅サービスについては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを持続させるためのサービス量を見込みながら、必要な基盤の整備を図るとともに、施設サービスについては、利用実績、介護保険料への影響などを考慮し整備を推進していきます。地域密着型サービスについては、利用ニーズを踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一なサービスを提供できるように、計画的に整備を進めていきます。

また、介護保険制度改正への対応に取り組み、適正・効率的で持続可能な制度運営を図ります。

●介護保険制度について

■自分が要介護状態になった場合の希望

（一般高齢者アンケート）

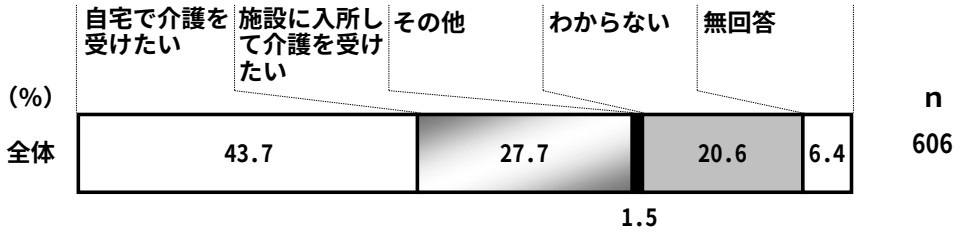

■家族が要介護状態になった場合の希望

（一般高齢者アンケート）

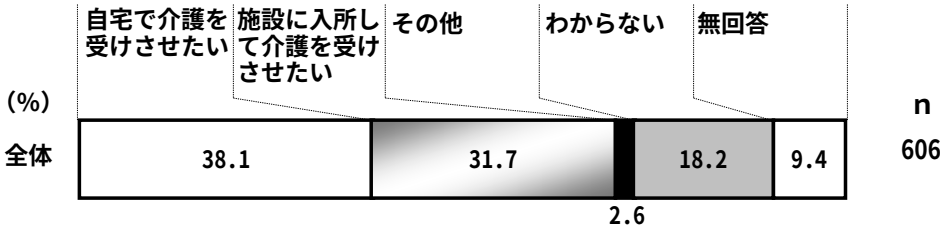

■保険料と介護保険サービスのあり方について

（要介護３～要介護５認定者アンケート）

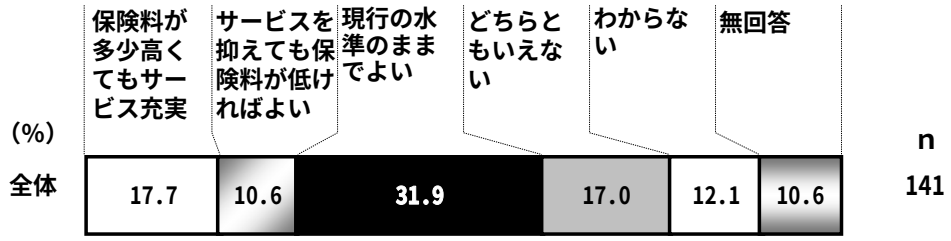

（１）将来を見据えた介護サービスの充実

高齢者が、身近できめ細かな介護保険サービスを受けられるように、介護相談の充実、サービスの充実を図り、適正かつ円滑な運営を図ります。

なお、在宅介護サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスにおける個別のサービスの第５期の実績や第６期の見込み等については、「第５章　介護保険サービス見込み量と保険料の算出」に掲載しております。

■事業の体系

[基本施策]

将来を見据えた介護サービスの充実

[事業名]

- ①在宅介護サービスの充実
- ②介護施設サービスの充実
- ③地域密着型サービスの充実
- ④介護相談員派遣等事業
- ⑤介護給付等費用適正化事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	在宅介護サービスの充実【継続】	高齢者が在宅で自分らしい暮らしを続けていくために、市民アンケートで希望の多かった在宅で受けられる介護保険サービスです。 必要なサービスの量及び質の確保及び内容などの周知を図り情報提供の充実を図ります。	継続	継続	継続	高齢者支援課
②	介護施設サービスの充実【継続】	在宅での生活が困難な要介護認定を受けた高齢者が、介護施設等に入所をすることで受けることができるサービスです。 計画期間内においては、入所待機者数が依然として高い水準であることから、特別養護老人ホーム1か所の整備を計画します。（P-80 参照）	継続	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
③	地域密着型サービスの充実【継続】	高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう支えるためのサービスで、原則として市民の方のみが受けられます。 必要なサービスの量及び質の確保及び内容などの周知を図り情報提供の充実を図ります。 また、利用動向を踏まえながら、地域の実情に沿ったサービスが提供できるよう、計画的な整備を検討･推進します。 計画期間内においては、介護予防小規模多機能型居宅介護及び定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所の整備を図ります。（P-80 参照）	継続	継続	継続	高齢者支援課
④	介護相談員派遣等事業【継続】	市内介護保険施設等に定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきにより、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りにより、利用者と介護サービス事業者との橋渡しを行います。	施設利用者相談数 670 件	施設利用者相談数 670 件	施設利用者相談数 670 件	高齢者支援課
			在宅相談者数 360 件	在宅相談者数 360 件	在宅相談者数 360 件	高齢者支援課
⑤	介護給付等費用適正化事業【継続】	介護（予防）給付について、適正にサービスが提供されているか、ケアプランの確認や給付情報の突合、介護給付費通知などを実施します。	継続	継続	継続	高齢者支援課

第５節　高齢者の生活支援の推進

【取り組みの方向】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように本人や家族への支援の充実を図るとともに、地域包括支援センターをはじめ、医療機関、見守りボランティアなど関係機関の連携のもとに、地域における認知症支援体制を構築し、早期段階からの適切な支援を行います。

また、高齢者が安心して快適に暮らせるようにするための救急医療対策、防災対策、道路・交通環境の整備等に取り組むほか、各種生きがい対策事業を通じた高齢者の生きがい・仲間づくりの推進、元気高齢者の積極的なボランティア活動等社会参画活動の支援、長年培ってきた知識や経験を活かすことができる就業機会の確保を図ります。

●一般高齢者の認知機能の状況

（一般高齢者アンケート）

■周りの人から物忘れがあると言われる

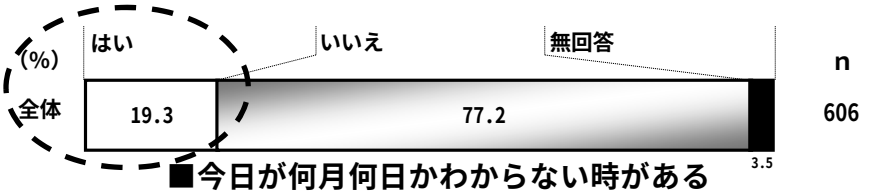

■今日が何月何日かわからない時がある

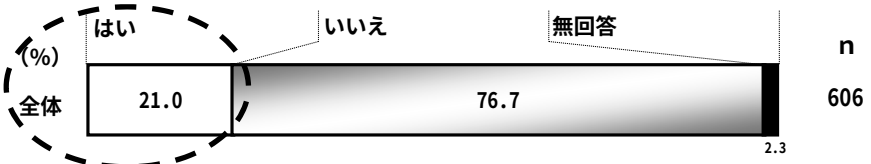

●災害時のことで不安に感じていること

（要介護３～５認定者アンケート）

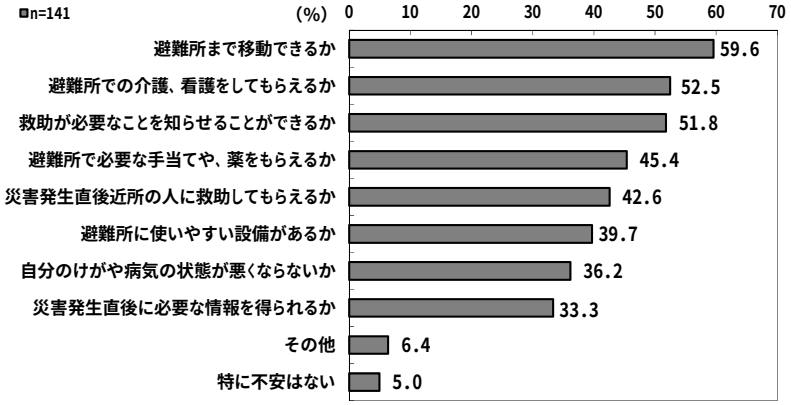

（１）認知症支援の推進

認知症の人が自分らしく暮らし続けることができるように、予防・早期発見から地域での見守り、家族支援までの総合的な認知症ケア体制の整備を図ります。

■事業の体系

［基本施策］
認知症支援の推進

［事業名］
- ①認知症予防の推進
- ②認知症の早期診断･早期対応
- ③オレンジ連携シートを活用した医療との連携
- ④認知症の人及び家族支援の強化

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	認知症予防の推進［改善］	認知機能評価支援システムの活用により認知症予防に関する普及啓発を強化するとともに、新たに認知症予防教室の実施等を通し、認知機能低下予防のための取り組みを推進します。	実施	継続	継続	高齢者支援課
②	認知症の早期診断･早期対応［新規］	認知症の人や家族に早期に関わり、初期支援を包括的･集中的に行うため、新たに認知症初期集中支援チームを設置し、自立に向けた支援を行います。	実施	継続	継続	高齢者支援課
③	オレンジ連携シートを活用した医療との連携［改善］	情報共有ツールであるオレンジ連携シートを通し、認知症専門医療機関である認知症疾患医療センターのみならず、新たにかかりつけ医や介護サービス事業者との連絡体制を強化し、医療･介護の円滑な連携を推進していきます。	実施	継続	継続	高齢者支援課
④	認知症の人及び家族支援の強化［改善］	家族のつどいや認知症サポーターの養成、認知症コーディネーターの配置に加え、新たに認知症地域支援推進員を配置するとともに認知症の人や家族への支援を強化していきます。	認知症サポーター数 6,000 人	認知症サポーター数 6,500 人	認知症サポーター数 7,000 人	高齢者支援課
			認知症地域支援推進員 3 人	認知症地域支援推進員 4 人	認知症地域支援推進員 5 人	高齢者支援課

（２）高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進

高齢者が安全に生活できるように、救急・医療や防災・防犯、交通安全、虐待防止などの安全対策を推進するとともに、高齢者にやさしい道路・交通施設の整備を進めます。

■事業の体系

［基本施策］
高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進

［事業名］
- ①救急･地域医療体制の整備
- ②救急医療情報キット配布事業
- ③災害時要援護者避難支援対策
- ④高齢者等生活支援用具給付貸付事業
- ⑤高齢者虐待防止事業
- ⑥交通安全対策推進事業
- ⑦防犯対策事業
- ⑧道路･交通施設の整備

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	救急･地域医療体制の整備［継続］	一般市民を対象とする応急手当･救命講習の実施により適切な知識と技術の習得を図り、市民による応急処置の拡大を高めます。 また、救急救命士育成や資格者の採用を行い、救命率の質の向上を図ります。	応急手当参加者700 人	応急手当参加者700 人	応急手当参加者700 人	消防本部総務課
②	救急医療情報キット配布事業［継続］	ひとり暮らしの高齢者等に、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	配布者数560 人	配布者数610 人	配布者数670 人	高齢者支援課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
③	災害時要援護者避難支援対策 【継続】	地域の民生委員･児童委員等との連携により要援護者の把握を行い、登録台帳の整備･更新を行うとともに、自治会等と協力し避難支援者の把握に努め、要援護者を地域で支援する体制を確保します。あわせて、福祉避難所の指定を進めます。	継続	継続	継続	危機管理課
④	高齢者等生活支援用具給付貸付事業 【継続】	ひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報システムを設置するほか、電磁調理器、ガス警報器等を給付します。 また、設置について、一定の所得要件を設け、持続可能な事業への取り組みを行います。	設置台数 301 台	設置台数 302 台	設置台数 303 台	高齢者支援課
⑤	高齢者虐待防止事業 【継続】	高齢者虐待の防止のため、普及啓発を行うとともに、関係機関との連携により虐待の可能性が高い事例を早期に把握し対応を図ります。また、虐待事例に対しては、被虐待高齢者の保護や養護者の支援を関係機関と協力しながら的確に行います。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑥	交通安全対策推進事業 【継続】	高齢者による交通事故急増を踏まえ、事故の未然防止を図るため、木更津警察署等と連携し、交通安全教室･講習会を開催し、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。	教室開催 10 回	教室開催 10 回	教室開催 10 回	市民活動 支援課
⑦	防犯対策事業 【継続】	地域における防犯意識の向上を目指して、自治会やシニアクラブ等を通じた情報提供や啓発活動を進めます。 振り込め詐欺や還付金詐欺等が急増する中で、高齢者が被害者となるケースが増えており、こうした犯罪に巻き込まれないための講習会等を実施します。	講習会 10 回	講習会 10 回	講習会 10 回	市民活動 支援課
⑧	道路･交通施設の整備 【継続】	高齢者が安全かつ快適に利用できるよう、歩道の改修を進めます。	継続	継続	継続	土木建設課

（３）高齢者が安心して生活するための支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、支援が必要な高齢者を対象に、在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

■事業の体系

【基本施策】
高齢者が安心して生活するための支援

【事業名】
- ①地域ケア会議の運営
- ②サブセンター運営事業
- ③高齢者見守りネットワーク事業
- ④生活支援短期宿泊事業
- ⑤ひとり暮らし高齢者宅漏水調査
- ⑥成年後見制度利用支援事業
- ⑦消費生活相談員出前講座
- ⑧移送サービス事業
- ⑨給食（配食）サービス
- ⑩家族介護用品支給事業
- ⑪高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業
- ⑫はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- ⑬理容師派遣事業
- ⑭電話訪問サービス（ほっとテレホンサービス）
- ⑮家族介護慰労金支給事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	地域ケア会議の運営【継続】	医療･介護等の多職種から構成される「地域ケア会議」の実施により、ケアマネジメント支援･地域包括支援ネットワークの構築･地域課題の把握を推進し、地域包括ケアシステムの構築につなげます。	継続	継続	継続	高齢者支援課
②	サブセンター運営事業【継続】	身近な地域で高齢者に関する相談ができるよう、ながうら、ひらかわサブセンターを運営します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
③	高齢者見守りネットワーク事業【改善】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	協力事業者拡大	協力事業者拡大	協力事業者拡大	高齢者支援課
④	生活支援短期宿泊事業【継続】	社会適応が困難な高齢者または虐待を受けている高齢者に対して、介護老人福祉施設等に入所させ、短期間の宿泊を実施します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑤	ひとり暮らし高齢者宅漏水調査【継続】	市内を4地区に分け、毎年1地区の中から 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、漏水調査や水栓の点検を行い、必要に応じてコマやパッキンの無料点検を実施します。市水道局と袖ケ浦市管工事業協同組合の協力を得て合同で行います。	根形地区 富岡地区 対象件数 93 件	平岡地区 中川地区 対象件数 173 件	昭和地区 対象件数 100 件	水道局
⑥	成年後見制度利用支援事業【継続】	成年後見制度について普及啓発を図るとともに、個別相談等を通じ制度の利用を促進します。また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市が審判請求を行い必要に応じて費用の一部を助成します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑦	消費生活相談員出前講座【継続】	暮らしに役立つ身近な消費生活知識の習得を目的とした消費生活相談員による出前講座の実施を検討し、被害の未然防止に努めます。	開催数 4回	開催数 4回	開催数 4回	商工観光課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
⑧	移送サービス事業 【継続】	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な市民の方を対象に、ボランティアの協力により自宅から市内･近隣市の医療機関等まで送迎サービスを実施します。	延利用者数 300 人	延利用者数 300 人	延利用者数 300 人	社会福祉協議会
⑨	給食（配食）サービス 【継続】	ひとり暮らし高齢者に月に1回程度、手作り弁当（給食）または、弁当に代替する物品を手渡しで届け、ふれあいと同時に安否確認等を行います。市内6地区の地区社会福祉協議会が中心となって実施します。また、会食を取り入れ、外出等の機会を増やしていきます。	配食数 （年間） 5,000 食	配食数 （年間） 5,000 食	配食数 （年間） 5,000 食	社会福祉協議会
⑩	家族介護用品支給事業 【継続】	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。	利用者数 611 人	利用者数 640 人	利用者数 690 人	高齢者支援課
⑪	高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業 【改善】	おおむね 65 歳以上の要支援･要介護認定を受けていない高齢者で、虚弱等により日常生活に支障があり、その支援を行う人がいない高齢者を対象としてホームヘルパーの派遣を行います。 また、将来的には高齢者の日常生活支援の一環となるための事業の取り組みについて検証していきます。	利用回数 150 回	利用回数 150 回	利用回数 150 回	高齢者支援課
			新しい日常生活支援実施に向けた取り組み			
			検討	検討	実施	
⑫	はり･きゅう･マッサージ施術費助成事業 【継続】	高齢者がはり、きゅう、マッサージの施術を利用する場合、利用券により費用の一部を助成します。また、交付対象者など助成の見直しについても取り組んでいきます。	交付者数 590 人	交付者数 290 人	交付者数 290 人	高齢者支援課
⑬	理容師派遣事業 【継続】	要介護3～5と認定された人で、寝たきり等により理髪に行くことが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、理容師の派遣料を支援します。	利用人数 30 人	利用人数 30 人	利用人数 30 人	高齢者支援課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
⑭	電話訪問サービス（ほっとテレホンサービス）【継続】	ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者に毎週1回電話で会話することにより、悩みや孤独、不安感を和らげる活動を実施します。	延利用者数 200 人	延利用者数 200 人	延利用者数 200 人	社会福祉 協議会
⑮	家族介護慰労金支給事業【継続】	在宅において、介護給付サービスを利用しないで重度の要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給します。	支給者 1 人	支給者 1 人	支給者 1 人	高齢者支援課

（４）高齢者の生きがいや社会参画の推進

高齢者の生活の充実を図るため、高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら社会を支える一員として活躍できるように、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会提供を推進します。

■事業の体系

［基本施策］

高齢者の生きがいや社会参画の推進

［事業名］

- ①高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）
- ②ひとり暮らし高齢者バスツアー
- ③雇用促進奨励金の交付
- ④敬老事業（長寿祝金）
- ⑤老人福祉会館運営事業
- ⑥シルバー人材センター育成事業
- ⑦生きがい活動支援通所事業（いきいきサロン）
- ⑧保育所児童世代間交流事業
- ⑨地域ふれあいサロンの設置
- ⑩ボランティアセンターの充実
- ⑪地区社会福祉協議会の運営強化
- ⑫シニアクラブ活動助成事業
- ⑬「ガウラナビ」を活用した情報発信
- ⑭生涯学習ボランティア促進事業

■事業の概要

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
①	高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）【継続】	心豊かな高齢期を過ごす基礎となる各種講習会や研修会、発表会、スポーツ大会等を開催し、高齢者の参加と交流促進を図ります。	学級生数 570 人	学級生数 600 人	学級生数 630 人	市民会館 各公民館
②	ひとり暮らし高齢者バスツアー【継続】	ひとり暮らし高齢者に地域への参加を促し、ひきこもりを無くすとともに高齢者の交流の場として実施します。	参加者 120 人	参加者 120 人	参加者 120 人	社会福祉協議会
③	雇用促進奨励金の交付【継続】	55 歳以上の高年齢者及び障がい者を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、雇用の機会の増大を図ります。	交付人数 5人	交付人数 5人	交付人数 5人	商工観光課
④	敬老事業（長寿祝金）【継続】	満 88 歳、満 99 歳以上の高齢者に長寿祝金を、満 100 歳、最高齢者に祝品を贈呈します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑤	老人福祉会館運営事業【継続】	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理、運営を行います。	利用者数 13,000 人	利用者数 13,000 人	利用者数 13,000 人	高齢者支援課
⑥	シルバー人材センター育成事業【継続】	高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するため、シルバー人材センターの経営の安定化を図るための支援を行います。 また、高齢者の日常生活支援など、長期的な受託業務を検討し、安定収入を確保させるなど会員数の増加に向けた経営の安定化を支援します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑦	生きがい活動支援通所事業（いきいきサロン）【継続】	高齢者の生きがいと社会参加を促進するために、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、デイサービス事業を行います。 また、要支援へのサービス提供など対象者の見直しも併せて行います。	利用者数 40 人	利用者数 40 人	利用者数 40 人	高齢者支援課
⑧	保育所児童世代間交流事業【継続】	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	実施 保育所 4か所	実施 保育所 4か所	実施 保育所 4か所	保育課

事業名		事業概要	第6期の取り組み			
			27 年度	28 年度	29 年度	担当課
⑨	地域ふれあいサロンの設置 【継続】	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所（サロン）をつくり、住民、ボランティア等とのつながりにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を推進します。	1 地区社協	1 地区社協	1 地区社協	社会福祉協議会
⑩	ボランティアセンターの充実 【継続】	地域や施設で開催されている行事やイベント等の手伝い、施設入所者の日常生活支援、高齢者や障がい者の話相手などのボランティア活動をする市民と援助を希望する市民、団体との仲介や紹介などの連絡調整を行います。この他、ボランティアセンターでは、市民向けボランティア養成講座等を開催します。	延活動者 3,000 人	延活動者 3,000 人	延活動者 3,000 人	社会福祉協議会
⑪	地区社会福祉協議会の運営強化 【継続】	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）の活動を促進するなど、活動の充実に努めていきます。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
⑫	シニアクラブ活動助成事業 【継続】	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業を支援します。また、クラブとの連携により、会員の加入促進を図ります。	クラブ数 27 ｸﾗﾌﾞ 加入促進	クラブ数 27 ｸﾗﾌﾞ 加入促進	クラブ数 27 ｸﾗﾌﾞ 加入促進	高齢者支援課
⑬	「ガウラナビ」を活用した情報発信 【継続】	高齢者の社会参加を促進するため、ボランティア団体、ＮＰＯ団体等の活動情報を市ホームページ、市民活動情報サイト（ガウラナビ）を活用して公開し、参加の促進を図ります。	登録 団体数 65	登録 団体数 70	登録 団体数 75	市民活動支援課
⑭	生涯学習ボランティア促進事業 【継続】	市民のさまざまな学習ニーズに対応し、学習成果を地域に還元する機会を拡充するため生涯学習ボランティアの体系化と養成講座の整理・充実を図り、ボランティアによる学級講座の運営等、市民の主体的な活動を促進します。	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 登録者 総数 175 人	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 登録者 総数 180 人	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 登録者 総数 185 人	生涯学習課

第５章　介護保険サービス見込み量と保険料の算出

第１節　介護保険サービス量の見込み

（１）在宅介護（予防）サービス量の見込み

①訪問介護・介護予防訪問介護

	対象者	内容
訪問介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
介護予防訪問介護	要支援１・２	

平成 25 年度の訪問介護の年間延利用人数は 2,714 人、介護予防訪問介護は 1,077 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
訪問介護	延人数	2,805	2,714	2,727	2,820	2,844	2,892
	延回数	63,956	60,942	53,123	55,541	56,738	58,594
介護予防訪問介護	延人数	1,006	1,077	1,053	1,128	1,212	612

介護予防訪問介護は、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、介護予防サービスから地域支援事業へと移行することから、平成 29 年度は減少すると見込んでいます。

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	対象者	内容
訪問入浴介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が居宅において、専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援１・２	

平成 25 年度の訪問入浴介護の年間延利用人数は 468 人、介護予防訪問入浴介護は 1 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
訪問入浴介護	延人数	580	468	471	492	516	552
	延回数	2,705	2,013	2,104	2,254	2,444	2,632
介護予防訪問入浴介護	延人数	0	1	0	0	0	0
	延回数	0	2	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

	対象者	内容
訪問看護	要介護１～５	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援１・２	

平成 25 年度の訪問看護の年間延利用人数は 648 人、介護予防訪問看護は 79 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
訪問看護	延人数	604	648	847	996	1,116	1,224
	延回数	3,779	4,398	5,500	8,408	11,936	16,124
介護予防訪問看護	延人数	58	79	97	120	144	180
	延回数	257	392	327	444	625	932

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

	対象者	内容
訪問リハビリテーション	要介護１～５	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援１・２	

平成 25 年度の訪問リハビリテーションの年間延利用人数は 26 人、介護予防訪問リハビリテーションは 11 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
訪問リハビリテーション	延人数	79	26	32	36	48	48
	延回数	723	148	331	324	337	349
介護予防訪問リハビリテーション	延人数	13	11	0	6	12	24
	延回数	106	100	0	54	107	253

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	対象者	内容
居宅療養管理指導	要介護１～５	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援１・２	

平成 25 年度の居宅療養管理指導の年間延利用人数は 621 人、介護予防居宅療養管理指導は 14 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
居宅療養管理指導	延人数	579	621	787	900	996	1,080
介護予防居宅療養管理指導	延人数	6	14	42	60	72	84

⑥通所介護・介護予防通所介護

	対象者	内容
通所介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。（デイサービスとも言います。） ※定員 18 名以下の通所介護事業所について地域密着型通所介護事業所に順次移行する予定です。
介護予防通所介護	要支援１・２	

平成 25 年度の通所介護の年間延利用人数は 4,350 人、介護予防通所介護は 1,415 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
通所介護	延人数	4,389	4,350	4,553	4,812	2,928	3,120
	延回数	40,199	39,864	41,367	43,397	26,030	26,983
介護予防通所介護	延人数	1,333	1,415	1,291	1,380	1,476	708

通所介護は、平成 28 年度から小規模の事業者が行うものは介護サービスから地域密着型サービスに移行することから、平成 28 年度から減少すると見込んでいます。

また、介護予防通所介護については、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、介護予防サービスから地域支援事業へと移行することから、平成 29 年度は減少すると見込んでいます。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

	対象者	内容
通所リハビリテーション	要介護１～５	要支援者・要介護者が老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。（デイケアとも言います。）
介護予防通所リハビリテーション	要支援１・２	

平成 25 年度の通所リハビリテーションの年間延利用人数は 1,937 人、介護予防通所リハビリテーションは 473 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
通所リハビリテーション	延人数	1,856	1,937	2,179	2,412	2,592	2,760
	延回数	15,156	15,656	16,206	18,076	19,865	21,770
介護予防通所リハビリテーション	延人数	427	473	704	768	828	924

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

	対象者	内容
短期入所生活介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援１・２	

平成 25 年度の短期入所生活介護の年間延利用人数は 2,313 人、介護予防短期入所生活介護は 74 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
短期入所生活介護	延人数	2,283	2,313	2,628	2,904	3,036	3,120
	延日数	37,663	41,512	45,069	54,311	60,347	65,111
介護予防短期入所生活介護	延人数	31	74	38	84	132	192
	延日数	134	456	350	815	1,375	2,078

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

	対象者	内容
短期入所療養介護	要介護１～５	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援１・２	

平成 25 年度の短期入所療養介護の年間延利用人数は 181 人、介護予防短期入所療養介護は０人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用日数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
短期入所療養介護	延人数	198	181	183	192	192	192
	延日数	1,720	1,348	1,167	1,080	1,080	1,080
介護予防短期入所療養介護	延人数	3	0	0	0	0	0
	延日数	20	0	0	0	0	0

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	対象者	内容
特定施設入居者生活介護	要介護１～５	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援１・２	

平成 25 年度の特定施設入居者生活介護の年間延利用人数は 235 人、介護予防特定施設入居者生活介護は８人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
特定施設入居者生活介護	延人数	227	235	224	264	300	396
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	5	8	32	12	24	36

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

	対象者	内容
福祉用具貸与	要介護１～５	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援１・２	

平成 25 年度の福祉用具貸与の年間延利用人数は 4,806 人、介護予防福祉用具貸与は 777 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
福祉用具貸与	延人数	4,929	4,806	5,201	5,508	5,676	5,916
介護予防福祉用具貸与	延人数	725	777	917	984	1,056	1,152

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

	対象者	内容
特定福祉用具購入費	要介護１～５	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を販売し、その購入費（年間 10 万円が上限）の９割を補助するサービスです。
特定介護予防福祉用具購入費	要支援１・２	

平成 25 年度の特定福祉用具購入費の年間延利用人数は 111 人、特定介護予防福祉用具購入費は 31 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
特定福祉用具購入費	延人数	117	111	132	144	156	168
特定介護予防福祉用具購入費	延人数	34	31	34	48	60	72

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

	対象者	内容
住宅改修	要介護１～５	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20 万円が上限）の９割を補助するサービスです。
介護予防住宅改修	要支援１・２	

平成 25 年度の住宅改修の年間延利用人数は 90 人、介護予防住宅改修は 51 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
住宅改修	延人数	85	90	120	120	132	144
介護予防住宅改修	延人数	37	51	48	48	60	72

⑭居宅介護支援・介護予防支援

	対象者	内容
居宅介護支援	要介護１～５	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援１・２	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

平成 25 年度の居宅介護支援の年間延利用人数は 9,294 人、介護予防支援は 2,967 人です。

第６期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第５期実績と第６期の見込み】

		第５期実績			第６期見込		
		H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
居宅介護支援	延人数	9,234	9,294	9,803	10,548	11,028	11,604
介護予防支援	延人数	2,889	2,967	2,984	3,072	3,168	3,348

（２）介護施設サービス量の見込み

	対象	内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護３～５(*)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設のことです。
介護老人保健施設	要介護１～５	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護１～５	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

(*)原則は要介護３～５ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護１、２の方でも入所することができます。

【第５期実績と第６期の見込み】　　（単位：人）

	第５期実績			第６期見込		
	H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
介護老人福祉施設	1,835	2,241	2,339	2,472	2,532	2,988
介護老人保健施設	1,821	1,659	1,610	1,560	1,560	1,560
介護療養型医療施設	127	111	145	144	144	144

○介護老人福祉施設（平成 27 年３月 31 日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
❶	長浦地区	サニーヒル	袖ケ浦市久保田 857-9	92
❷	昭和地区	袖ケ浦菜の花苑	袖ケ浦市神納 4181-20	73
❸	平岡地区	袖ケ浦瑞穂	袖ケ浦市野里 1452-4	50
合　計				215

○介護老人保健施設（平成 27 年３月 31 日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ケ浦市蔵波 2713-1	90
2	昭和地区	メディケアーやまゆり	袖ケ浦市奈良輪 730	100
合　計				190

（３）地域密着型サービス量の見込み

	対象者	内容
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	要介護１～５	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護１～５	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援１・２	
小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援１・２	
認知症対応型共同生活介護	要介護１～５	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（９人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援２	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護３～５	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる施設サービスです。 入所定員が 29 名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
地域密着型通所介護（仮称）	要介護１～５	通所介護サービスのうち定員 18 名以下の小規模の事業者が行うサービスです。 第６期期間中に順次移行します。

【第５期実績と第６期の見込み】　（単位：人）

	第５期実績			第６期見込		
	H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	120	360
認知症対応型通所介護	55	40	41	48	48	60
介護予防認知症対応型通所介護	13	10	1	12	24	24
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	96	144	276
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	24	96
認知症対応型共同生活介護	321	372	385	396	408	420
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	624	696	696	696	1,044	1,044
地域密着型通所介護（仮称）	0	0	0	0	2,076	2,220

◎認知症対応型共同生活介護（平成 27 年３月 31 日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ケ浦市奈良輪 718-1	18
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ケ浦市横田 1708-1	9
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩　新棟	袖ケ浦市横田 1709-3	9
合　計				36

◎認知症対応型通所介護（平成 27 年３月 31 日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
◇①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩　新棟	袖ケ浦市横田 1709-3	3
合　計				3

◎地域密着型介護老人福祉施設（平成 27 年３月 31 日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
1	昭和・根形地区	和心苑	袖ケ浦市神納 2840-1	29
2	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ケ浦市下泉 1424-3	29
合　計				58

袖ケ浦市の施設サービス及び地域密着型サービス

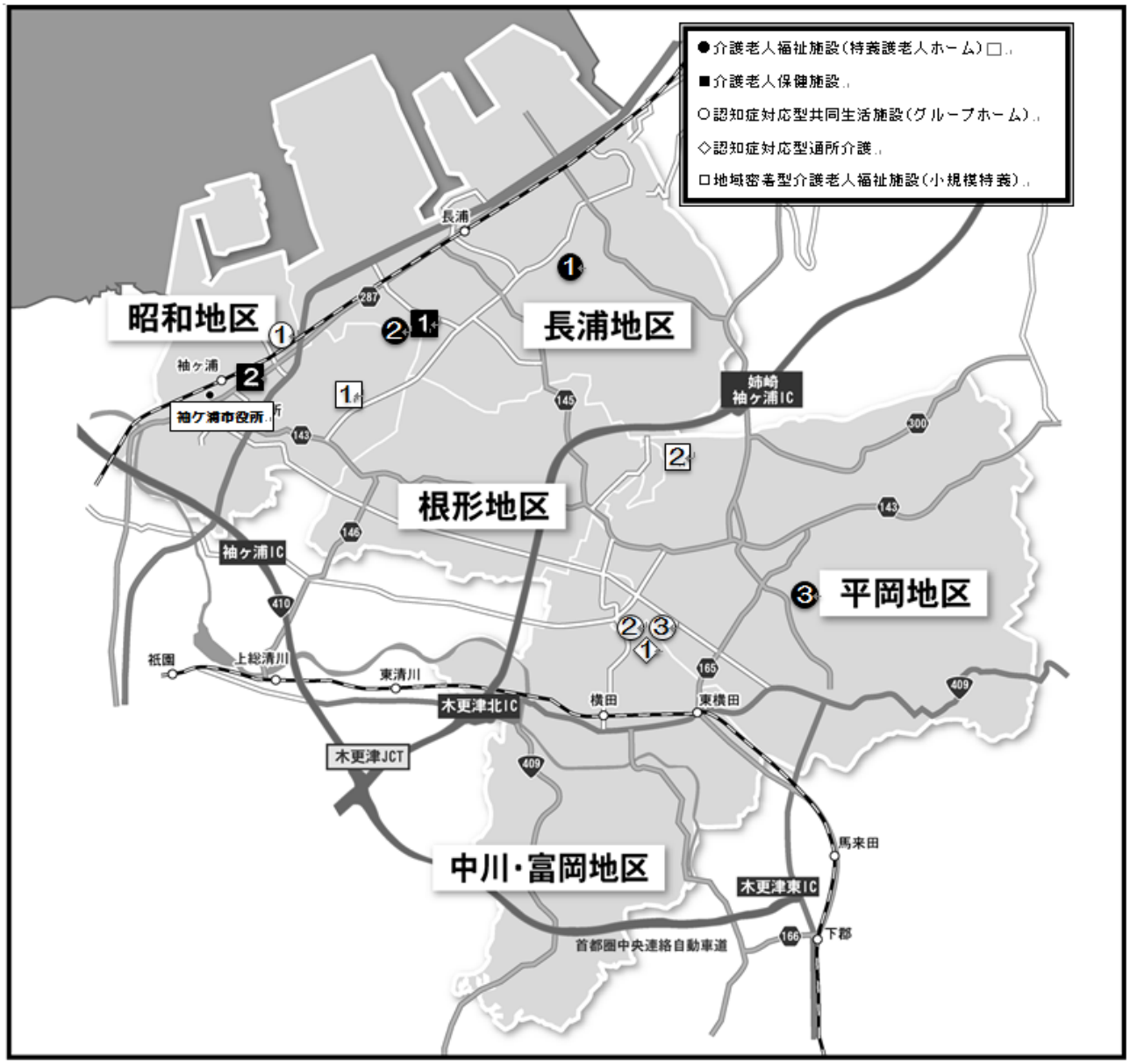

（４）介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

①介護施設サービス

平成 27 年度の介護保険法改正により、特別養護老人ホームへの新規入所者は原則として要介護３から５の認定者と重点化が図られますが、待機者が依然として高いことから、第６期期間中に特別養護老人ホームを１施設整備することを計画します。

	H26 年度末時点	第６期の整備計画		
		H27	H28	H29
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	３施設 定員 215 人		１施設 定員 80 人 H29 年度開設	
介護老人保健施設	２施設 定員 190 人			
介護療養型医療施設	０施設			

②地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活し続けるためのサービスの充実を図るために、訪問系サービスの充実として定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、通所を中心としたサービスの充実として小規模多機能型居宅介護を整備することを計画します。

	H26 年度末時点	第６期の整備計画		
		H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	０事業所		１事業所	１事業所
(介護予防)認知症対応型通所介護	１事業所 定員３人			
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	０施設	１施設(*１) 定員 18 人 H27 年度開設		１施設 定員 25 人
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	３施設 定員 36 人			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	２施設 定員 58 人	１施設(*２) 定員 29 人 H28 年度開設		

(*1)開設事業者は、平成 25 年度に協議済みです。

(*2)開設事業者は、平成 25 年度に選定済みです。

第２節　介護保険事業費の見込み

（１）介護サービス給付費

介護サービス給付費の見込額

（単位：千円）

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅サービス			
訪問介護	158,566	161,059	165,935
訪問入浴介護	26,305	28,475	30,647
訪問看護	42,406	58,648	78,029
訪問リハビリテーション	960	1,029	1,064
居宅療養管理指導	10,952	12,032	13,042
通所介護	370,935	219,722	224,461
通所リハビリテーション	171,390	191,741	212,563
短期入所生活介護	448,129	494,537	528,564
短期入所療養介護	11,637	11,637	11,637
福祉用具貸与	76,261	77,273	78,155
特定福祉用具購入費	3,544	3,868	4,234
住宅改修	12,654	14,122	15,598
特定施設入居者生活介護	55,858	66,235	86,595
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	15,527	46,195
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,235	5,566	6,460
小規模多機能型居宅介護	20,231	29,109	54,194
認知症対応型共同生活介護	87,543	89,042	90,967
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	177,472	266,708	267,059
看護小規模型多機能居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	―	155,871	159,233
③介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	583,445	597,537	808,064
介護老人保健施設	422,565	422,565	422,565
介護療養型医療施設	49,060	49,060	49,060
④居宅介護支援	143,350	149,316	156,235
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	2,877,498	3,120,679	3,510,556

（２）介護予防サービス給付費

介護予防サービス給付費の見込額

（単位：千円）

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問介護	23,421	25,056	13,018
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,320	3,017	4,495
介護予防訪問リハビリテーション	150	296	699
介護予防居宅療養管理指導	1,209	1,528	1,915
介護予防通所介護	47,692	50,630	25,230
介護予防通所リハビリテーション	30,939	34,768	39,733
介護予防短期入所生活介護	5,088	8,539	12,867
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,923	6,345	6,928
特定介護予防福祉用具購入費	1,085	1,367	1,670
住宅改修	5,146	6,850	8,355
介護予防特定施設入居者生活介護	1,629	2,450	3,560
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	117	263	351
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,436	5,744
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
③介護予防支援	13,498	13,918	14,670
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	138,217	156,463	139,235

第３節　保険料の算出

（１）保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り 50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

また、被保険者の負担分については、全国の第１号被保険者と第２号被保険者の見込数の割合に応じて、３年ごとに負担割合の見直しが行われます。

これにより、第６期の第１号被保険者負担割合は 21%から 22%に、第２号被保険者負担割合は 29%から 28%に、それぞれ変更されました。

保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%※	28%

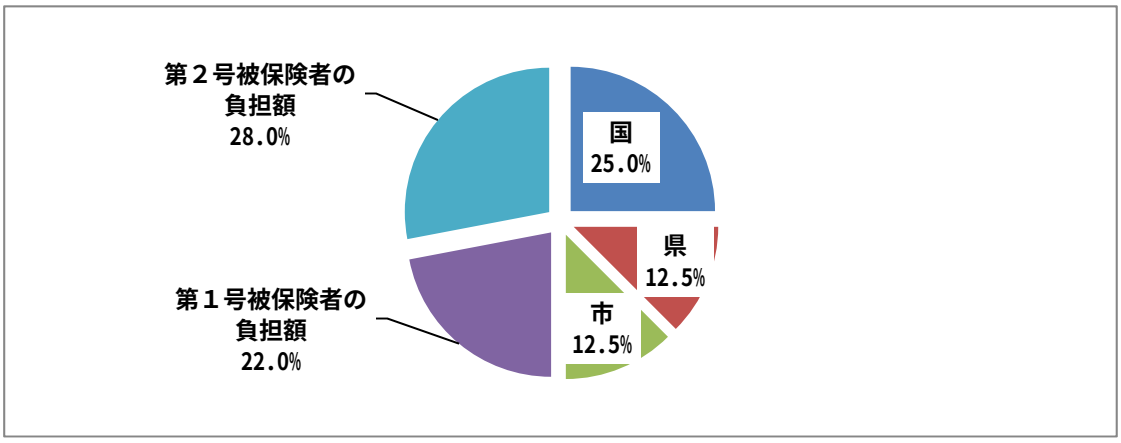

保険給付費の負担割合（施設等給付費）

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
20%	17.5%	12.5%	22%※	28%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

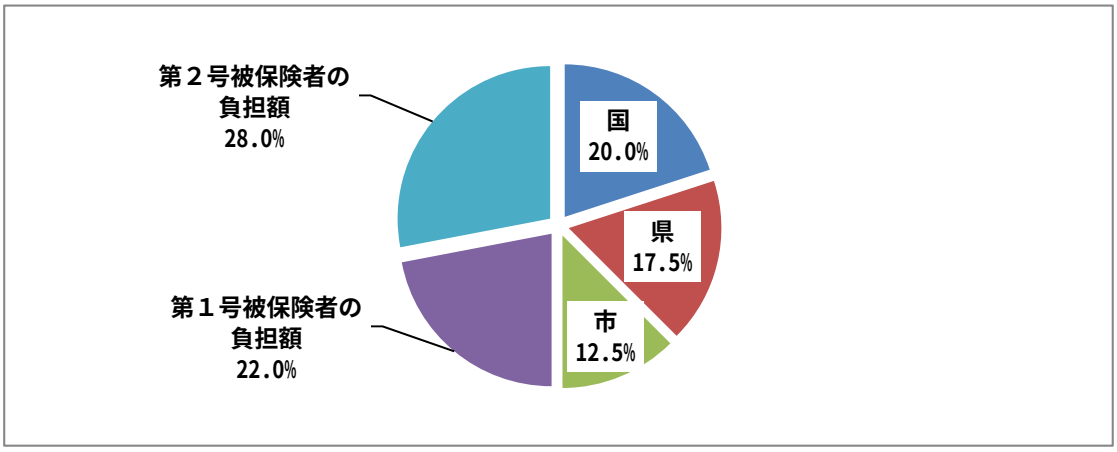

（２）地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の３事業の負担割合は、次のとおりです。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年４月から移行する予定です。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
25%	12.5%	12.5%	22%	28%

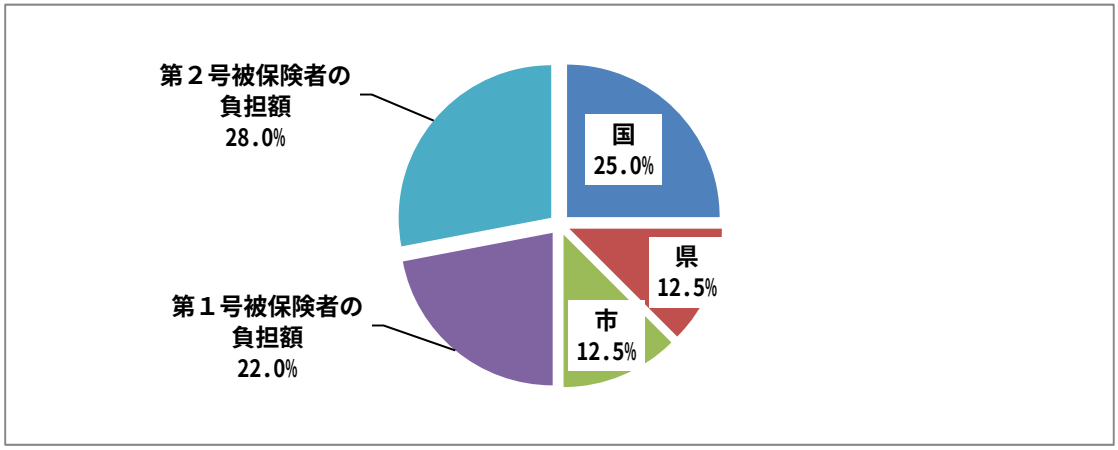

地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

国	県	市	第１号被保険者の負担額	第２号被保険者の負担額
39.0%	19.5%	19.5%	22%	0%

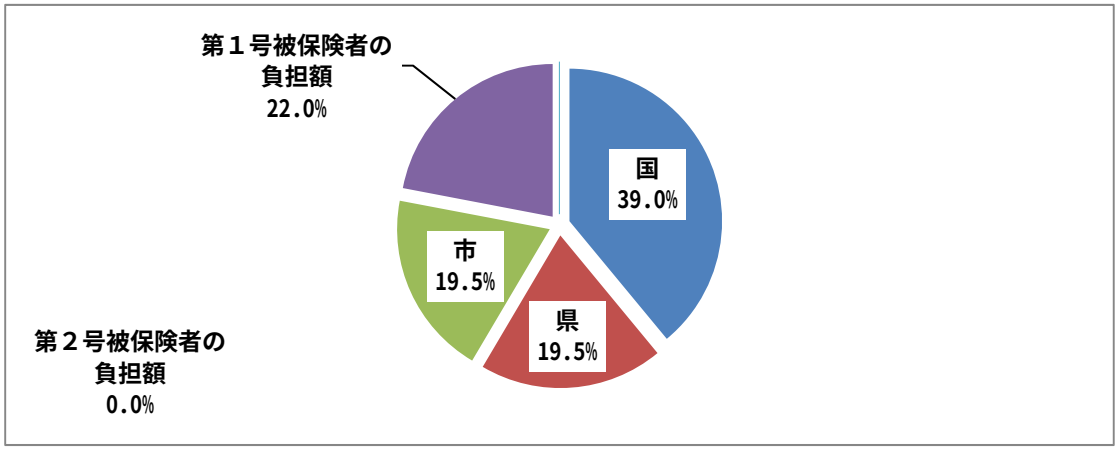

（３）保険給付費等の見込み額

①標準給付費見込額

（単位：円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
1	介護サービス給付費	2,877,498,000	3,120,679,000	3,510,556,000	9,508,733,000
2	介護予防サービス給付費	138,217,000	156,463,000	139,235,000	433,915,000
3	総給付費（１＋２）	3,015,715,000	3,277,142,000	3,649,791,000	9,942,648,000
4	一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額	15,583,921	25,481,708	27,889,041	68,954,670
5	（３－４）	3,000,131,079	3,251,660,292	3,621,901,959	9,873,693,330
6	特定入所者介護サービス費等給付額	179,999,509	190,039,763	213,550,440	583,589,712
7	高額介護サービス費等	73,000,000	87,000,000	97,000,000	257,000,000
8	高額医療合算介護サービス費等	8,800,000	11,000,000	13,000,000	32,800,000
9	算定対象審査支払手数料	2,340,000	2,444,000	2,548,000	7,332,000
10	標準給付費（５＋６＋７＋８＋９）	3,264,270,588	3,542,144,055	3,948,000,399	10,754,415,042

※一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額

平成 27 年８月より一定以上所得者は２割負担と変更となることによる保険給付から減額される見込額

（「費用負担の見直しに伴う財政影響額算出シート」から算出）

②地域支援事業費見込額

（単位：円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	18,655,000	22,000,000	47,000,000	87,655,000
包括的支援事業・任意事業費	69,423,000	73,000,000	77,000,000	219,423,000
合計	88,078,000	95,000,000	124,000,000	307,078,000

（４）基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階設定は 13 段階とし、各段階を次のとおり設定します。

介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

段階	保険料率	対象者
第１段階	基準額×0.48	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方
第２段階	基準額×0.73	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方
第３段階	基準額×0.75	市民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方
第４段階	基準額×0.90	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が 80 万円以下の方
第５段階	基準額×1.00	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が 80 万円を超える方
第６段階	基準額×1.16	市民税本人課税者（合計所得金額 120 万円未満）
第７段階	基準額×1.25	市民税本人課税者（合計所得金額 120 万円以上 190 万円未満）
第８段階	基準額×1.50	市民税本人課税者（合計所得金額 190 万円以上 290 万円未満）
第９段階	基準額×1.70	市民税本人課税者（合計所得金額 290 万円以上 400 万円未満）
第 10 段階	基準額×1.75	市民税本人課税者（合計所得金額 400 万円以上 500 万円未満）
第 11 段階	基準額×1.80	市民税本人課税者（合計所得金額 500 万円以上 600 万円未満）
第 12 段階	基準額×1.85	市民税本人課税者（合計所得金額 600 万円以上 1,000 万円未満）
第 13 段階	基準額×2.00	市民税本人課税者（合計所得金額 1,000 万円以上）

（５）所得段階別被保険者数（第１号被保険者）

第１号被保険者の所得段階別被保険者数を、次のとおり推計します。

所得段階別被保険者数（第１号被保険者）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	割合
第１段階被保険者数	2,306	2,390	2,511	7,207	15.4%
第２段階被保険者数	714	740	778	2,232	4.8%
第３段階被保険者数	636	660	693	1,989	4.2%
第４段階被保険者数	3,069	3,179	3,341	9,589	20.5%
第５段階被保険者数	1,976	2,048	2,152	6,176	13.2%
第６段階被保険者数	2,027	2,101	2,208	6,336	13.5%
第７段階被保険者数	1,870	1,939	2,037	5,846	12.5%
第８段階被保険者数	1,328	1,370	1,443	4,141	8.8%
第９段階被保険者数	540	563	592	1,695	3.6%
第 10 段階被保険者数	205	216	223	644	1.4%
第 11 段階被保険者数	93	96	101	290	0.6%
第 12 段階被保険者数	130	135	142	407	0.9%
第 13 段階被保険者数	87	90	94	271	0.6%
合　　計	14,981	15,527	16,315	46,823	100%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	15,383	15,945	16,753	48,081	

※所得段階別加入割合補正後被保険者数・・・第１号被保険者総数の見込数を基準額を納める第１号被保険者数に換算した数

※人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しない。

※住所地特例者・適用除外施設入所者等の人数により第１号被保険者数と前出市内高齢者人口数は一致しない。

※各段階割合については、平成 25･26 年度の所得段階割合から推計。

（６）介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。

A	標準給付費見込額	10,754,415,042 円
B	地域支援事業費見込額	307,078,000 円
C	第１号被保険者数 （所得段階別加入割合補正後）	48,081 人
D	第１号被保険者負担分 （Ａ＋Ｂ）×22%	2,433,528,469 円
E	調整交付金相当額 Ａ×全国平均の調整交付金割合（5.00%）	537,720,752 円
F	調整交付金見込額 Ａ×市の調整交付金見込割合（1.00%）	107,544,150 円
G	介護給付費準備基金取崩額	164,000,000 円
H	介護保険安定化基金取崩による交付額	0 円
I	保険料収入必要額 Ｄ＋（Ｅ－Ｆ）－Ｇ－Ｈ	2,699,705,071 円
J	予定保険料収納率	98.00%
K	予定保険料見込額（年額）　（端数調整あり） Ｉ÷Ｊ÷Ｃ	57,300 円
L	予定保険料見込額（月額） Ｋ÷12（カ月）	4,775 円

（７）所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

所得段階別保険料額（年額）

所得段階	保険料額
第１段階	27,504 円
第２段階	41,829 円
第３段階	42,975 円
第４段階	51,570 円
第５段階（基準額）	57,300 円
第６段階	66,468 円
第７段階	71,625 円
第８段階	85,950 円
第９段階	97,410 円
第10段階	100,275 円
第11段階	103,140 円
第12段階	106,005 円
第13段階	114,600 円

（８）低所得者の支援策

１　保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、13 段階に設定しています。

また、第１段階については、平成 27 年度から、低所得の第１号保険料の軽減強化制度が実施されることから、上記「所得段階別保険料額（年額）」から軽減される予定です。

２　介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

３　介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第１･第２･第３段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

４　高額介護（予防）サービス費の支給

１割の自己負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を高額サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないような仕組みになっています（ただし、居住費･食費･日常生活費等は含まれません）。

５　高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の１年間の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

６　社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

７　居宅サービス利用者助成（袖ケ浦市単独事業）

特に生計を維持することが困難な低所得者が、訪問系居宅サービスを利用する場合に、利用者負担が軽減されます。

（９）中長期的な推計

団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年度は、高齢者人口のピークを迎え、それに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。32 年度及び 37 年度について以下のとおり推計されます。

	平成 32 年度	平成 37 年度
高齢者人口	17,636 人	18,022 人
要介護（支援）認定者数	2,686 人	3,183 人
介護給付費【標準給付費】	4,752,000,000 円	5,680,000,000 円
地域支援事業費	138,000,000 円	157,000,000 円
介護保険料基準額（月額）	6,000 円前後	7,000 円前後

※ワークシートによる。

第６章　計画の推進体制

第１節　サービスの円滑な提供を図るための方策

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報交換を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

（１）介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

（２）サービスに関する相談・苦情体制の強化

市は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。また、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画や事業者との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

あわせて、介護相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

（３）サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な育成、指導に努めていきます。

第２節　介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、持続可能となるためには、不適切な介護サービスの削減に努めながら、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するよう介護給付の適正化を推進します。

（１）要支援・要介護認定の適正化

認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取り組みを行います。

また、千葉県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の修得・向上のための取り組みを実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

（２）ケアマネジメント等の適正化

千葉県の介護給付適正化計画と連携して、介護支援専門員の研修機会を充実し、利用計画（ケアプラン）のチェックを実施する等、ケアマネジメントの適正化を図ります。

（３）事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業所からの介護報酬の請求が適正に行われているか、定期的に検査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を通知し適正利用を呼びかけます。また、不正事例が生じた場合は、千葉県との連携により、必要に応じた検査や指導を行います。

第３節　事業の達成状況の点検及び評価

（１）袖ケ浦市介護保険運営協議会

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者等から構成される「袖ケ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

第６期介護保険事業計画の策定後も、同協議会を適宜開催し、さまざまな立場の委員からの幅広い意見をもとに、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

なお、「袖ケ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

（２）計画の達成状況の点検と評価

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

介護保険給付においては、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらには介護サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価します。

（３）事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果をもとに、ＰＤＣＡサイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

資料編

資料１　計画策定の経過と体制

（１）計画策定の経過

開催年月日	会議等名	内容
平成２６年７月１６日	袖ケ浦市介護保険運営協議会（１回）	・市民アンケート集計結果の報告について ・事業計画策定スケジュールについて
平成２６年８月２５日	第１回袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会	・事業計画策定方針について ・事業計画策定スケジュールについて ・第５期計画における関係各課の取り組みについて
平成２６年１０月２４日	第２回袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会	・介護保険事業計画ワークシートの概要について ・高齢者福祉計画掲載事業照会結果について ・計画策定に係る今後のスケジュールについて
平成２６年１１月１７日	第３回袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会	・事業計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
平成２６年１１月２０日	袖ケ浦市介護保険運営協議会（２回）	・事業計画（案）の概要について
平成２６年１１月２５日	政策調整会議	・事業計画（案）及びパブリックコメント手続の実施について
平成２６年１２月３日	政策会議	
平成２６年１２月１７日	袖ケ浦市介護保険運営協議会（３回）	・事業計画（案）について
平成２６年１２月１８日	議会全員協議会	・事業計画（案）及びパブリックコメント手続の実施について
平成２６年１２月２２日 ～ 平成２７年１月２１日	袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（案）パブリックコメント実施	
平成２７年１月２８日	政策調整会議	・事業計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について
	袖ケ浦市介護保険運営協議会（４回）	
平成２７年２月４日	政策会議	・事業計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について ・事業計画（案）について【介護保険関係】
平成２７年２月１３日	議会全員協議会	・事業計画（案）について【介護保険関係】

（２）介護保険運営協議会設置条項
○袖ケ浦市介護保険条例（抄）

第４章　介護保険運営協議会

（平１５条例４・追加）

（設置）

第１０条の２　市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ケ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平１５条例４・追加）

（所掌事務）

第１０条の３　協議会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）介護保険事業の運営に関する事項

（２）介護保険事業計画に関する事項

（３）地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項

（４）地域密着型サービスの指定等に関する事項

（５）その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（平１５条例４・追加、平１８条例３２・一部改正）

（委員の定数等）

第１０条の４　協議会の委員の定数は、１５人以内とする。

２　委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）被保険者

（２）学識経験者

（３）保健医療関係者

（４）福祉関係者

（５）介護サービス事業者

（６）費用負担関係者

（平１５条例４・追加）

（規則への委任）

第１０条の５　協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平１５条例４・追加）

（３）袖ケ浦市介護保険運営協議会規則

平成１５年３月３１日
規則第１１号

（趣旨）
第１条　この規則は、袖ケ浦市介護保険条例（平成１２年条例第２号）第１０条の５の規定に基づき、袖ケ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員の任期）
第２条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第３条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（専門部会）
第５条　協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。
（守秘義務）
第６条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において行う。
（平２１規則１１・一部改正）
（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年規則第１１号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（４）袖ケ浦市介護保険運営協議会委員名簿

区　分	氏　　名	所 属 等	役 職 等
被保険者	髙 石 静 江	シニアクラブ	袖ケ浦市シニアクラブ連合会 会長
	飯 野 芳 郎	一般市民	(前) 袖ケ浦市自治連絡協議会
	桐 谷 す み	一般市民	公募 (第1号被保険者)
	粕 谷 早 苗	一般市民	公募 (第2号被保険者)
学識経験者	中 原 洋 子	介護相談員	(前) 介護相談員
保健医療関係者	山 口 重 貴	君津木更津医師会	山口医院　院長
	青 木 浩 芳	君津木更津歯科医師会	青木歯科クリニック　院長
福祉関係者	竹 元 悦 子	民生委員児童委員協議会	袖ケ浦市民生委員児童委員協議会　副会長
	髙 山 栄 作	社会福祉協議会	袖ケ浦市社会福祉協議会　常務理事
介護サービス事業者	武 井 節 子	居宅介護支援事業所	袖ケ浦瑞穂居宅介護支援センター管理者
	浅 井 美 喜	訪問介護事業所	袖ケ浦ムツミヘルパーステーション管理者
	藤 田 勇 人	介護老人保健施設	カトレアンホーム　通所リハビリテーション課　係長
	我 妻 ゆみ子	介護老人福祉施設	サニーヒル　相談員
	髙 橋 幸 子	介護老人保健施設他	医療法人社団　恒久会　相談員
費用負担関係者	立 川 久 雄	袖ケ浦市商工会	袖ケ浦市商工会　事務局長

（平成 27 年１月現在）

（５）袖ケ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　袖ケ浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うため、袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。

(2) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

２　委員会の委員長は、福祉部長をもって充てる。

３　委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年８月１２日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、平成２７年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

福祉部長	子育て支援課長
企画課長	経済振興課長
財政課長	都市整備課長
危機管理課長	土木建設課長
保険年金課長	建築住宅課長
市民活動支援課長	生涯学習課長
健康推進課長	市民会館館長
地域福祉課長	体育振興課長
障害者支援課長	社会福祉協議会事務局長
高齢者支援課長	

資料２　平成２７年度介護保険制度改正の主な内容

平成 26 年 6 月の医療・介護総合確保推進法の成立に伴う介護保険法の改正によって、平成 27 年度から次のような制度の改正が行われます。

（1）地域包括ケアシステムの構築

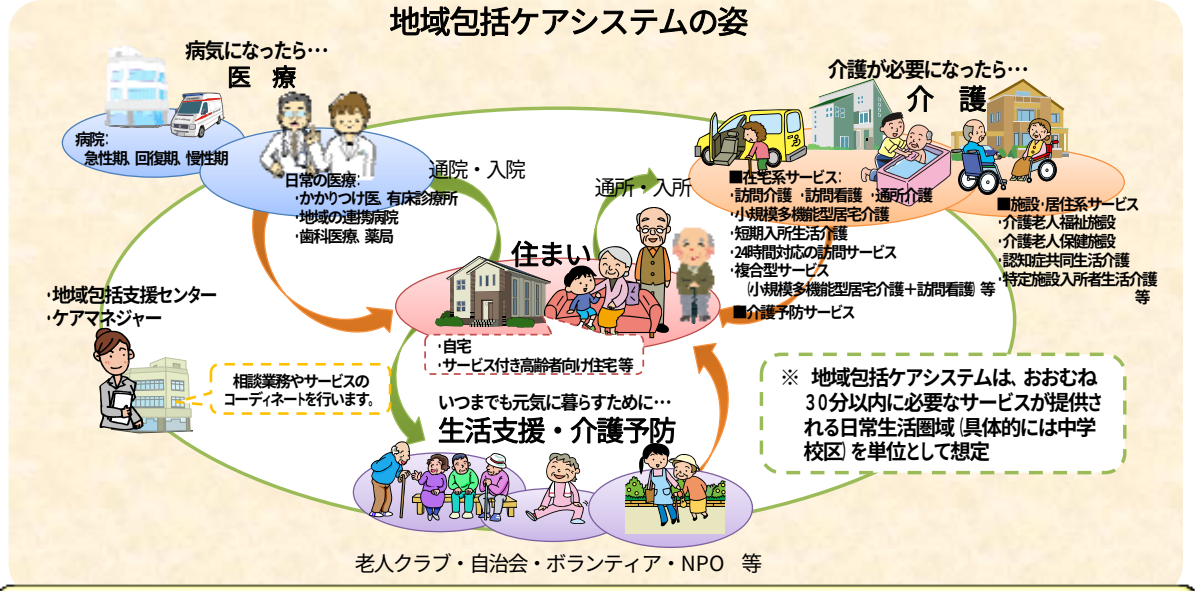

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

（厚生労働省老健局作成資料より引用）

この地域包括ケアシステムの構築に向けた、介護、医療、生活支援、介護予防の充実及び重点化・効率化を図る制度改正の主な内容は、次のとおりです。

１　地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業へ移行し、介護予防事業と統合した上で、介護予防・日常生活支援総合事業として再編することにより事業の充実を図ります。

また、包括的支援事業においても、在宅医療・介護連携の推進等の事業の充実を図ります。

新しい地域支援事業の全体像

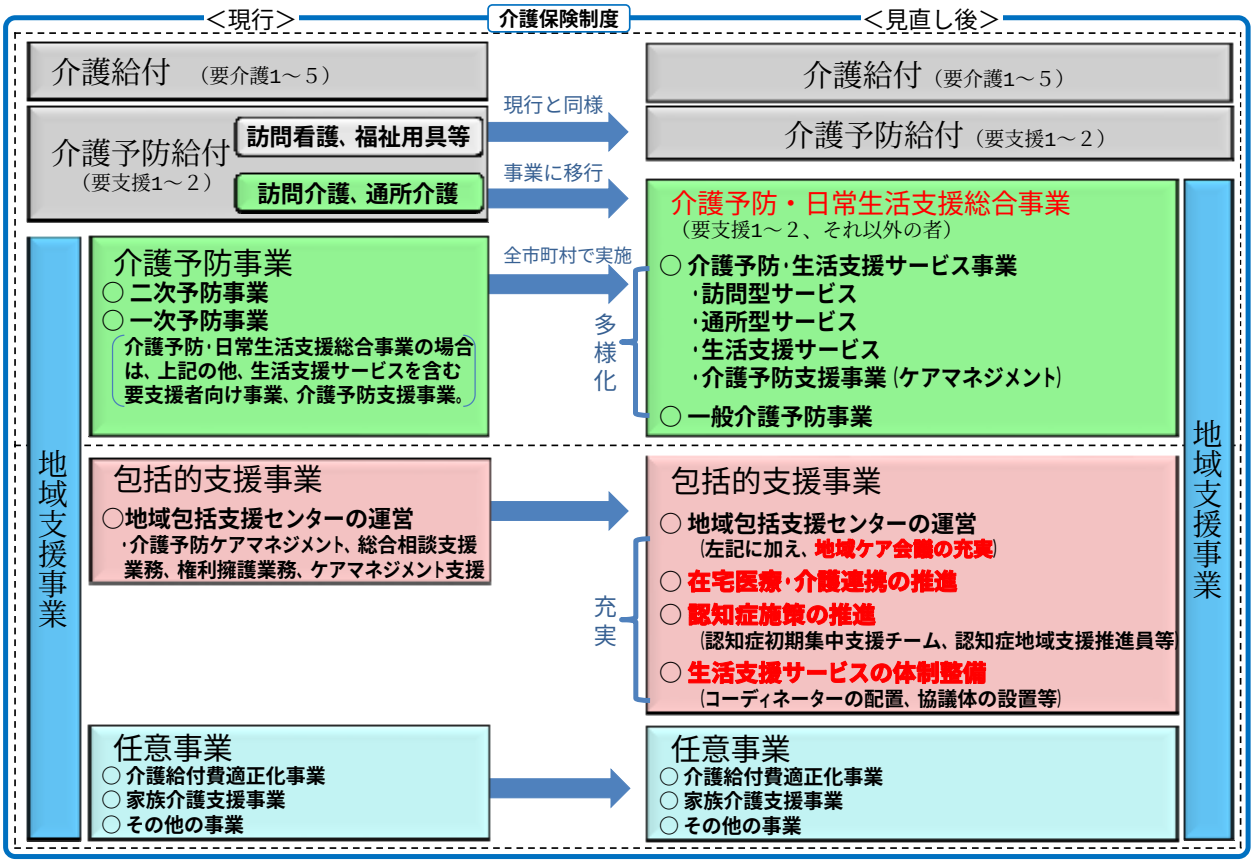

この介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の充実のうち在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、及び生活支援サービスの体制整備に関する事業は、原則平成 27 年４月１日が実施日ですが、円滑な事業実施のための検討等が必要な場合は、市町村は条例を制定することで実施を猶予することが可能とされています。

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成 29 年４月から実施し、認知症施策の推進については、平成 27 年 10 月から実施します。

①介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものです。

介護予防事業の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として、現行の介護予防事業の二次予防事業、一次予防事業と統合することで、全国一律の基準で実施されていた訪問介護・通所介護サービスが、地域の実情、多様なニーズに応じた効率的、効果的な高齢者への支援の仕組みへと変わります。

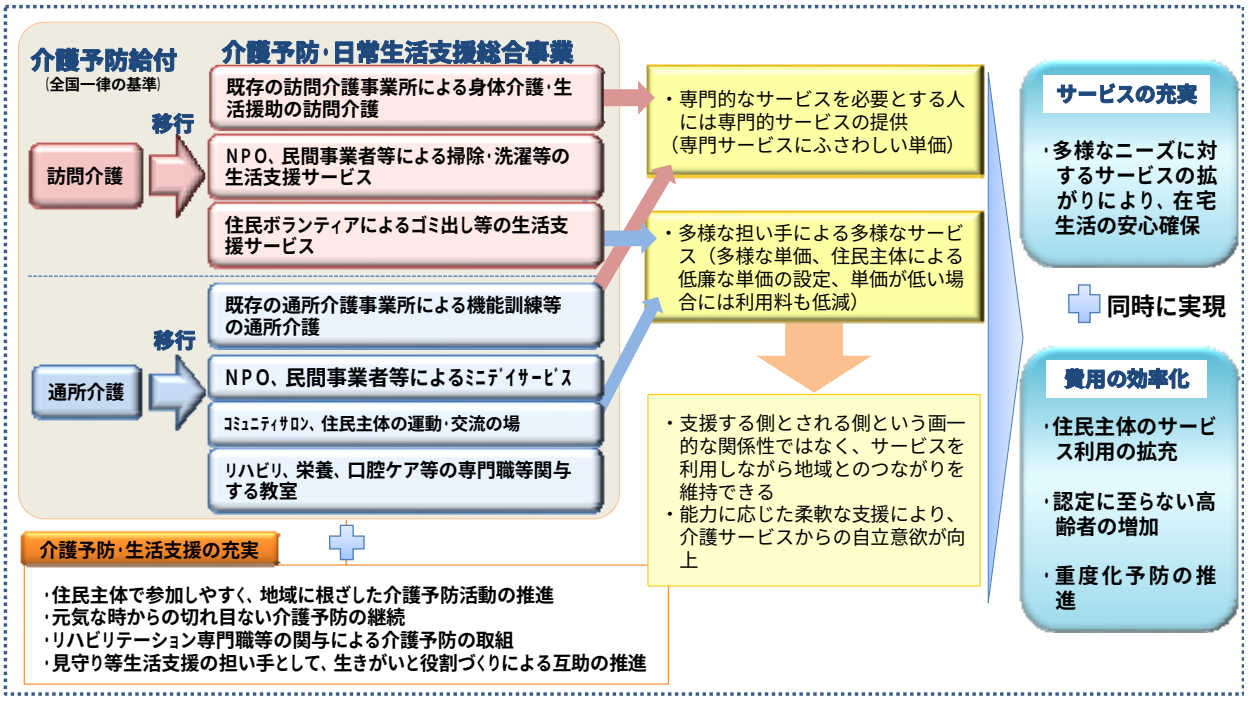

○介護予防給付のうち訪問介護・通所介護を、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行することで、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、民間企業、NPO、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。これにより、高齢者は支え手側に回ることも可能となる。

②包括的支援事業の充実

○在宅医療・介護連携の推進

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークを構築し、効率的、効果的できめ細かなサービスの提供の実現を図ります。

在宅医療・介護連携の推進

○　**疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要。**

（※）在宅療養を支える関係機関の例
- 在宅療養支援診療所・歯科診療所等　（定期的な訪問診療等の実施）
- 在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等　（急変時に一時的に入院の受け入れの実施）
- 訪問看護事業所、薬局　（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- 介護サービス事業所　（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○　**このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る。**

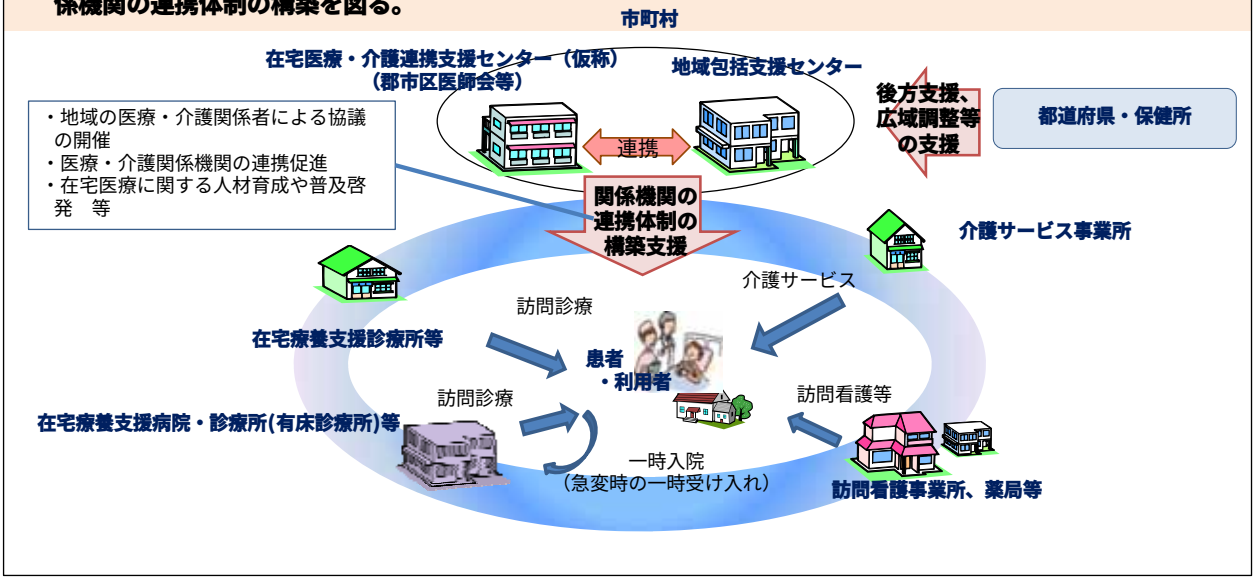

（厚生労働省老健局作成資料より引用）

○認知症施策の推進

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等により、認知症になっても生活できる地域の実現を図ります。

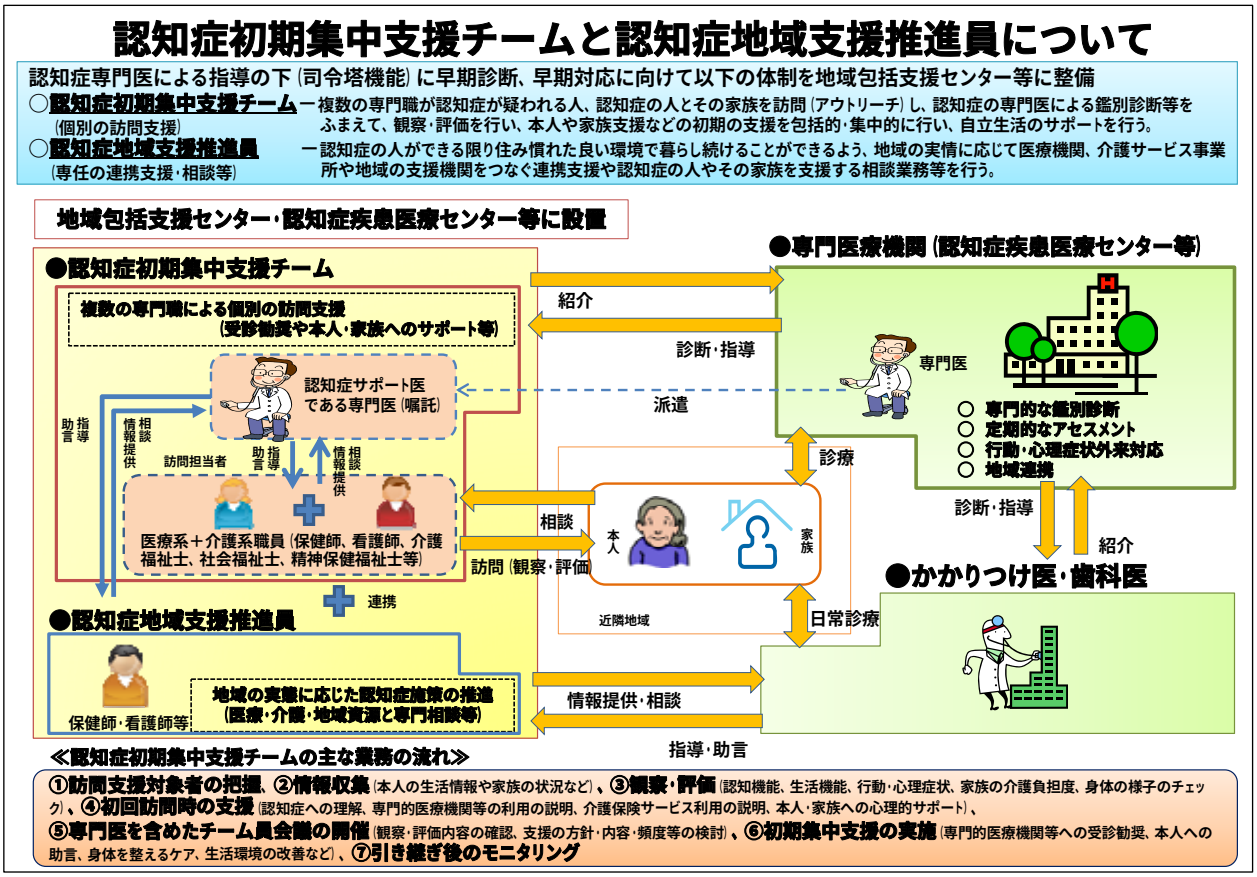

（厚生労働省老健局作成資料より引用）

○生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、地域における高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していきます。

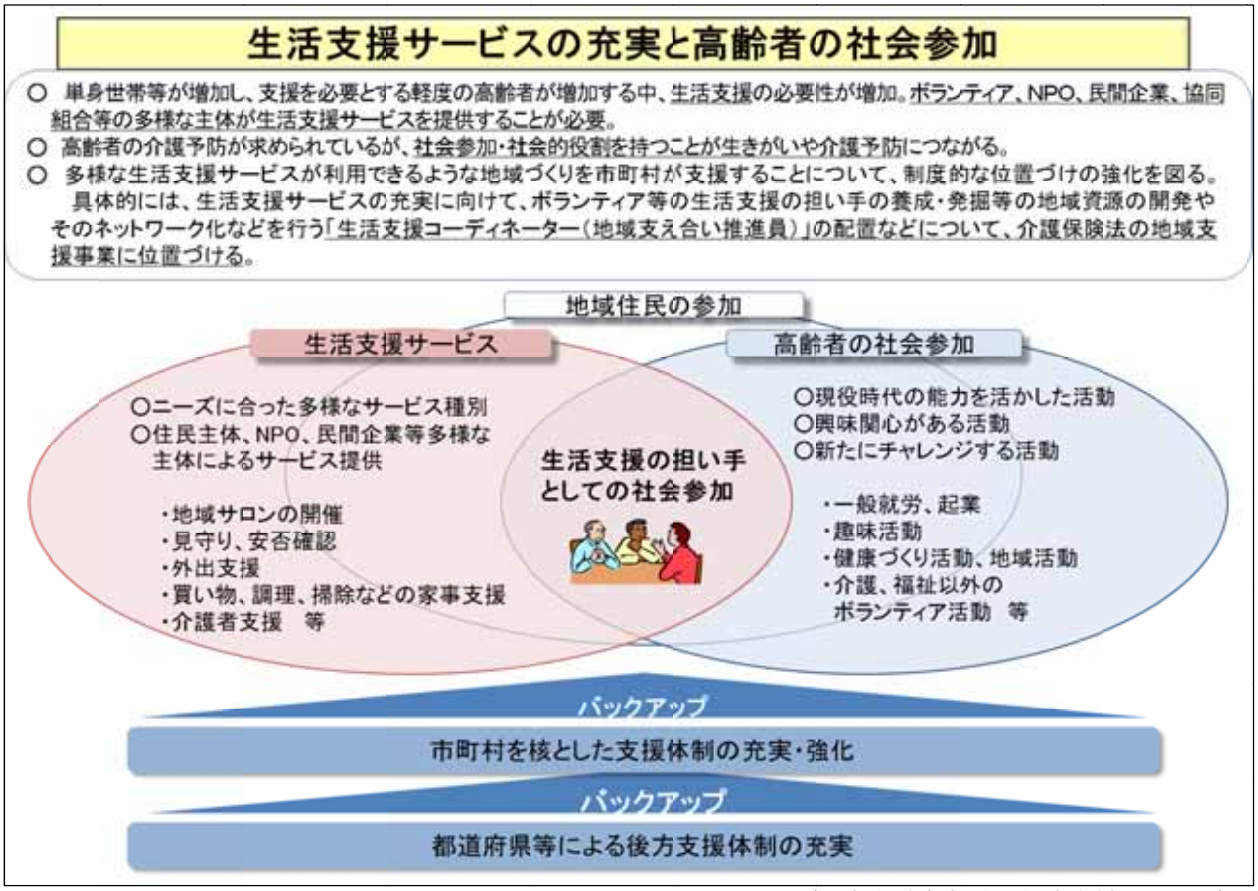

（厚生労働省老健局作成資料より引用）

2　特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護３以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。ただし、既入所者は除きます。

また、軽度（要介護１・２）の要介護者でも、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所が認められます。

（２）費用負担の公平化

１　低所得者の保険料の軽減割合を拡大（平成 27 年４月施行予定）

消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けます。

介護保険料所得段階が第１段階の方について、市が定めた保険料基準額に対する割合を、一定割合軽減します。

なお、軽減に要する費用は、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１の負担となります。

２　一定以上所得者の利用者負担の見直し（平成 27 年８月施行予定）

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ制度の持続可能性を高めるため、一律１割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を２割とします。

２割負担となる所得基準は、65 歳以上の高齢者の上位 20%に該当する合計所得金額 160 万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上）ですが、年金以外の収入を中心としている場合や、世帯としての負担能力が低い場合に配慮するための基準も設けます。なお、利用者負担には月額上限があるため、見直し対象者全員の負担が２倍になるわけではありません。

この基準に基づく判定は、第１号被保険者個人単位で行います。

３　高額介護サービス費の見直し（平成 27 年８月施行予定）

自己負担限度額（高額介護サービス費）のうち医療保険の現役並み所得に相当する人は、月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げます。引き上げの対象となる基準は、世帯内に課税所得 145 万円以上の第１号被保険者がいる場合です。

ただし、同一世帯内にいる第１号被保険者の収入の合計が 520 万円（世帯内の第１号被保険者が本人１人のみの場合 383 万円）に満たない場合には月額上限を 37,200 円のままとします。

【現行】	～H26 年度
一般	37,200 円(世帯)
市県民税非課税等	24,500 円(世帯)
年金収入 80 万円以下等	15,000 円(個人)

【見直し】	H27 年度～
現役並み所得相当	44,400 円(世帯)
一般	37,200 円(世帯)
市県民税非課税等	24,500 円(世帯)
年金収入 80 万円以下等	15,000 円(個人)

４　特定入所者介護（予防）サービス費の見直し

特別養護老人ホーム等の費用のうち、食費や居住費は自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯の利用者については、申請に基づき食費・居住費を補助しています。

しかし、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図る必要があること、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する必要があるといった観点から見直しを図ります。

①定額の預貯金等を保有する者を支給対象から除外（H27 年８月施行予定）

預貯金等が単身１千万円超、夫婦２千万円超の場合は、支給対象外となります。

②配偶者の所得の勘案（H27 年８月施行予定）

住所が異なっていても、配偶者が課税されている場合は、支給対象外となります。

③非課税年金の勘案（H28 年８月施行予定）

給付額の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案します。

５　住所地特例の見直し（平成 27 年４月施行）

これまで高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームであっても基本的に住所地特例の対象外とされていましたが、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象となります。

資料３　圏域（居住地区）別リスク評価

一般高齢者及び要支援１～要介護２の認定者（以下「軽度認定者」という。）のアンケート結果から、要介護リスクの該当者を判定すると以下のようになりました。

（１）一般高齢者の要介護リスク保有割合

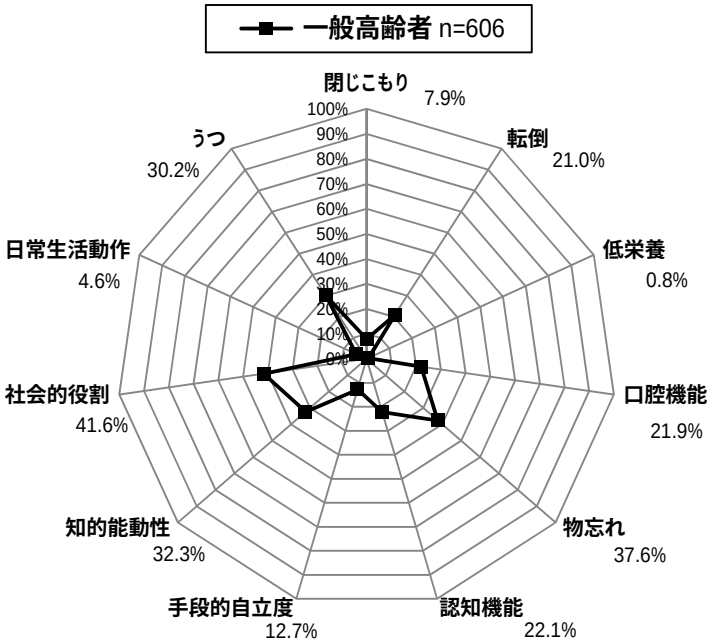

項目	全域	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区	無回答
対象者数	606 人	156 人	218 人	53 人	86 人	62 人	31 人
閉じこもりリスク	7.9%	7.7%	8.3%	5.7%	12.8%	6.5%	0.0%
転倒リスク	21.0%	17.9%	21.1%	15.1%	31.4%	22.6%	12.9%
低栄養リスク	0.8%	0.6%	0.9%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%
口腔機能リスク	21.9%	21.2%	23.9%	26.4%	18.6%	22.6%	12.9%
物忘れリスク	37.6%	35.9%	38.1%	30.2%	34.9%	46.8%	45.2%
認知機能障害	22.1%	21.8%	21.1%	17.0%	18.6%	32.3%	29.0%
手段的自立度低下	12.7%	16.0%	11.0%	9.4%	14.0%	17.7%	0.0%
知的能動性低下	32.3%	26.9%	34.9%	28.3%	33.7%	29.0%	51.6%
社会的役割低下	41.6%	41.0%	43.1%	45.3%	41.9%	38.7%	32.3%
日常生活動作低下	4.6%	4.5%	2.3%	3.8%	8.1%	3.2%	16.1%
うつリスク	30.2%	27.6%	27.5%	41.5%	32.6%	25.8%	45.2%

（２）軽度認定者（要支援～要介護２まで）の要介護リスク保有割合

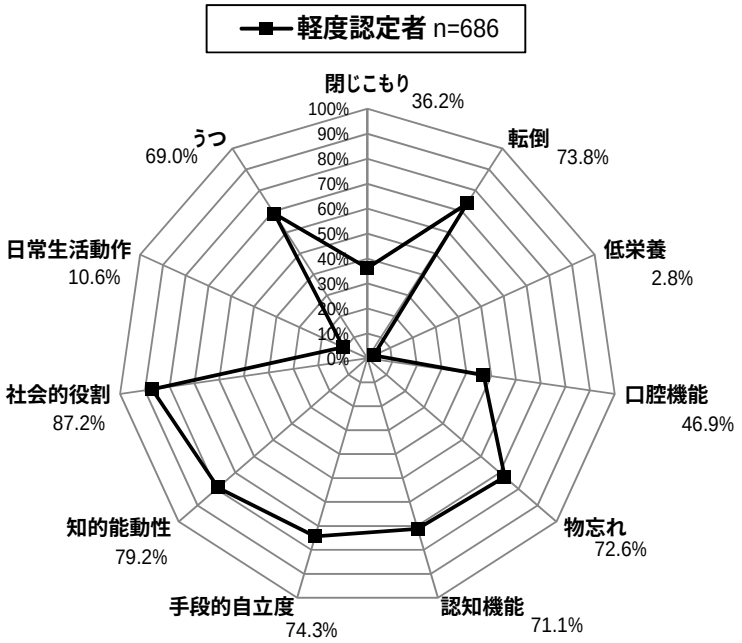

項目	全域	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区	無回答
対象者数	686 人	139 人	212 人	70 人	107 人	88 人	70 人
閉じこもりリスク	36.2%	33.8%	36.3%	32.9%	37.4%	44.3%	31.4%
転倒リスク	73.8%	81.3%	72.6%	65.7%	73.8%	77.3%	65.7%
低栄養リスク	2.8%	2.9%	3.3%	1.4%	0.9%	3.4%	4.3%
口腔機能リスク	46.9%	51.8%	52.8%	35.7%	51.4%	30.7%	44.3%
物忘れリスク	72.6%	76.3%	75.0%	75.7%	72.9%	59.1%	71.4%
認知機能障害	71.1%	74.1%	75.0%	70.0%	72.0%	65.9%	60.0%
手段的自立度低下	74.3%	79.9%	71.7%	78.6%	82.2%	72.7%	57.1%
知的能動性低下	79.2%	81.3%	80.7%	77.1%	80.4%	78.4%	71.4%
社会的役割低下	87.2%	91.4%	89.2%	82.9%	85.0%	88.6%	78.6%
日常生活動作低下	10.6%	10.1%	8.5%	8.6%	15.0%	11.4%	12.9%
うつリスク	69.0%	74.1%	70.3%	60.0%	69.2%	65.9%	67.1%

（３）一般高齢者の要介護リスク保有割合グラフ（居住地区別）

・全体

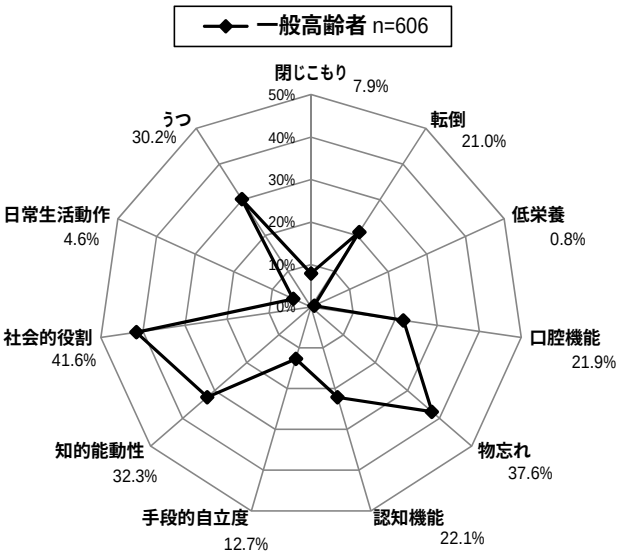

・昭和地区

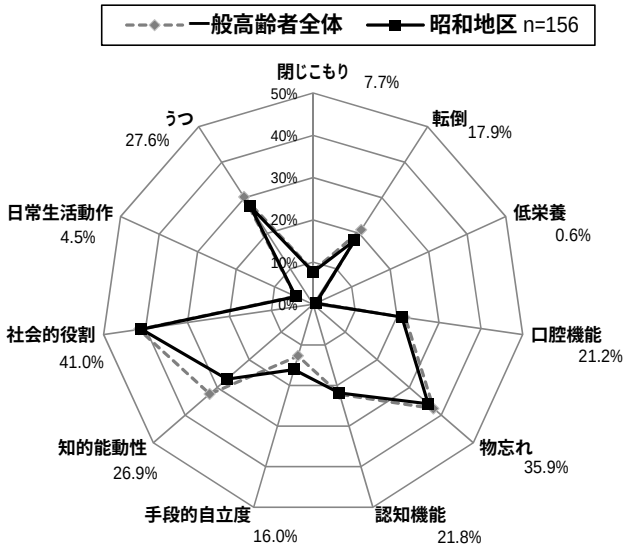

・長浦地区

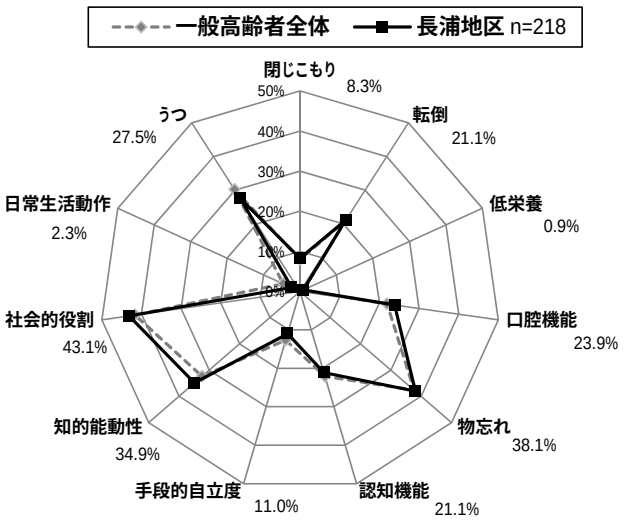

・根形地区

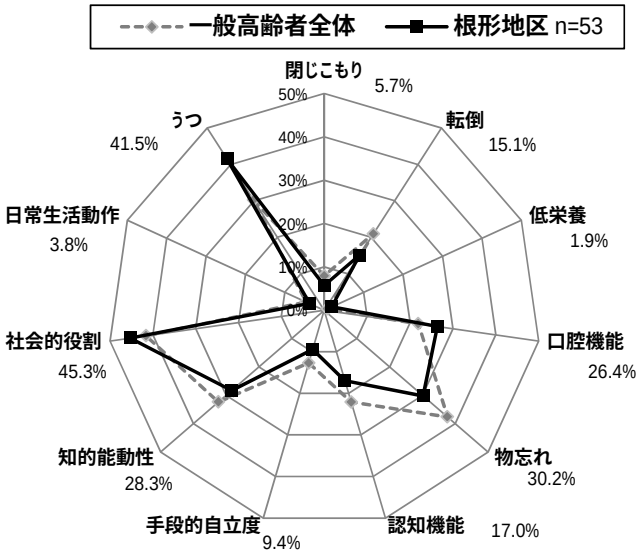

・平岡地区

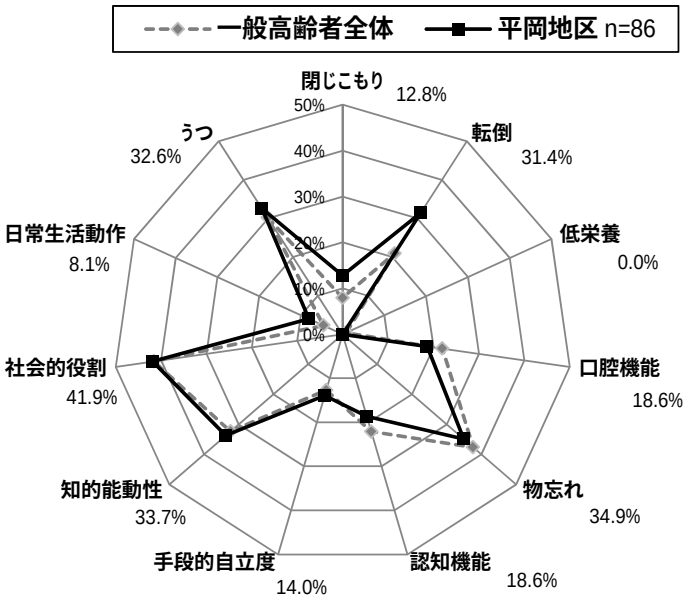

・中川・富岡地区

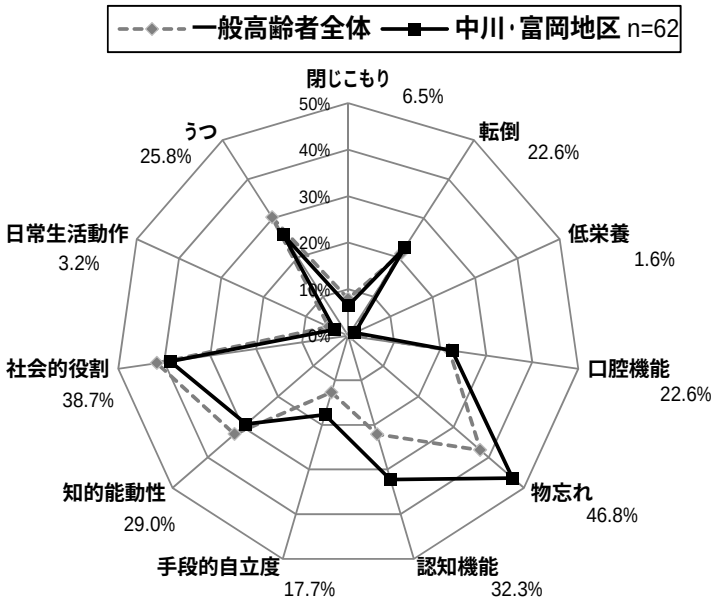

（４）軽度認定者（要支援～要介護２まで）の要介護リスク保有割合グラフ（居住地区別）

・全体

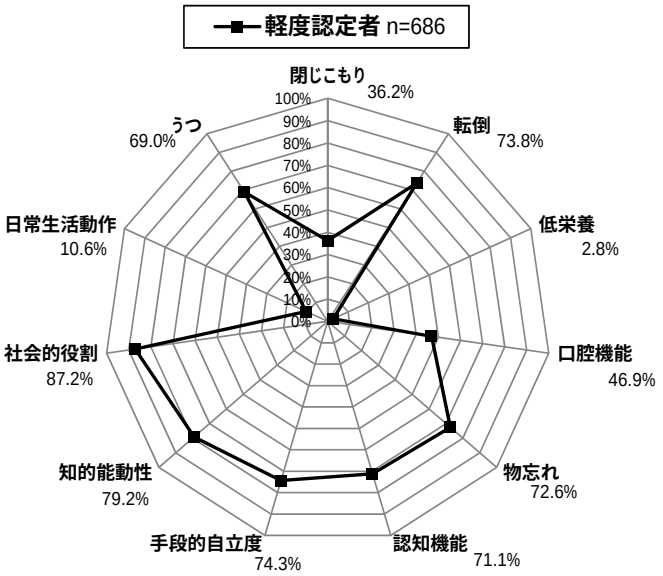

・昭和地区

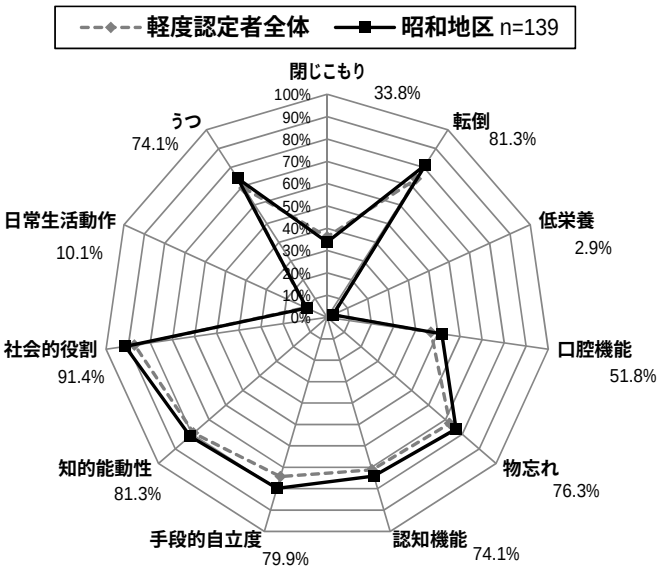

・長浦地区

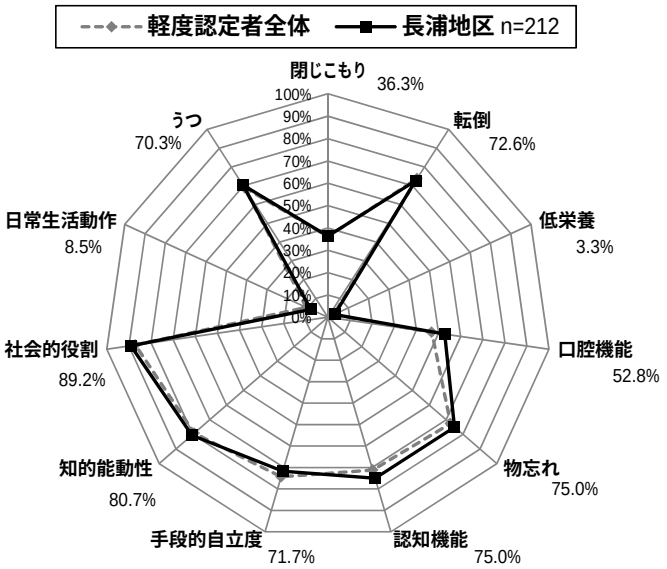

・根形地区

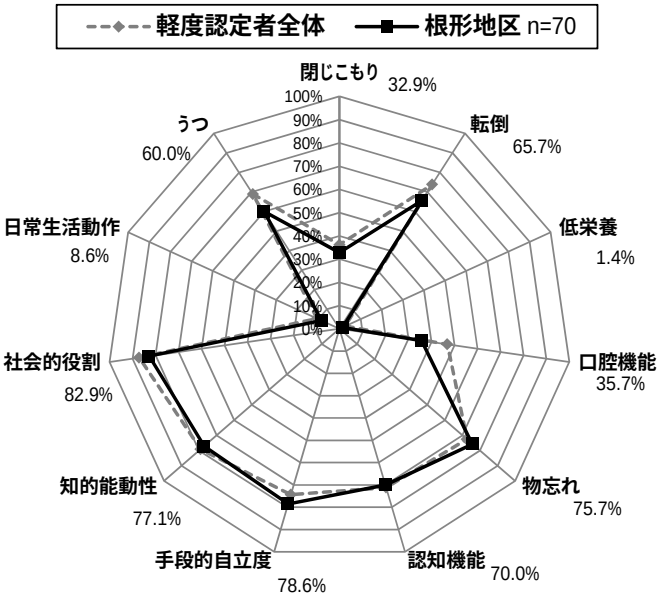

・平岡地区

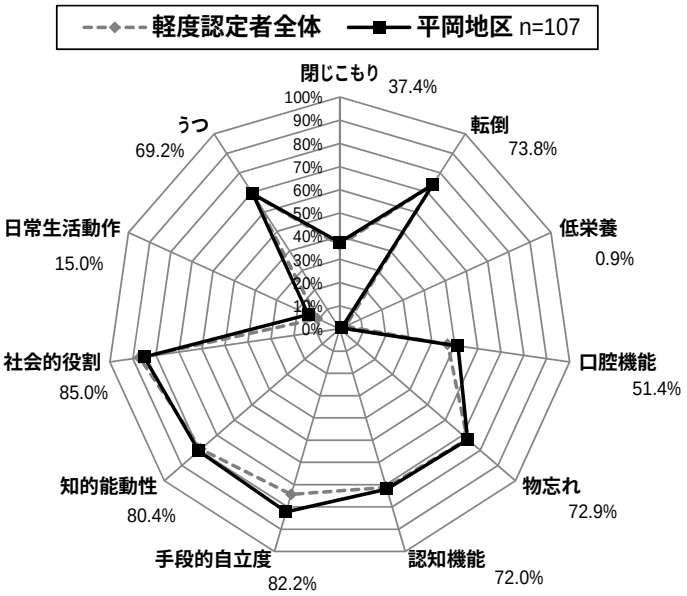

・中川・富岡地区

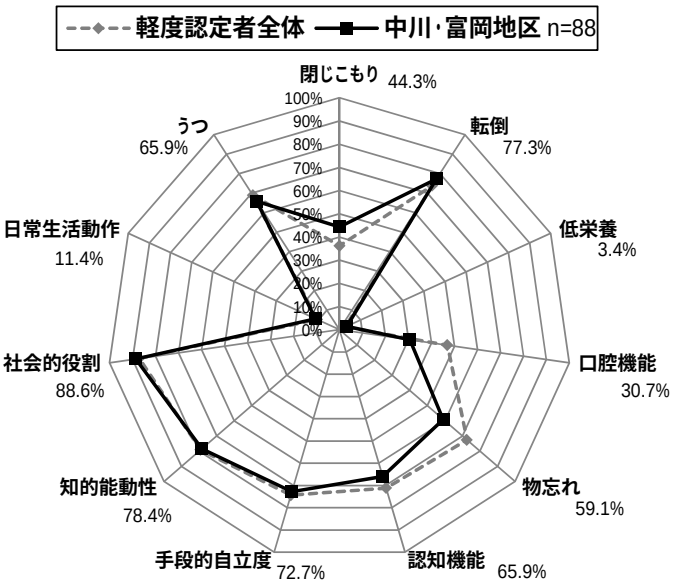

資料４　用語解説

あ行

●**一次予防事業**　地域支援事業に位置づけられた事業で、すべての高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取り組み。介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための介護予防普及啓発事業と、介護予防のためのボランティア等の人材や、地域活動組織の育成や支援等を行う地域介護予防活動支援事業に分類される。

●**医療・介護総合確保推進法**　正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」である。平成 26 年６月 25 日公布。高齢化が進む中で、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するもの。

●**オレンジ連携シート**　認知症の人に対し、症状の進行に応じて適切な治療やケアが継続して行われるよう、医療・介護・福祉等の多職種が連携しながら円滑に支援を進めるための全県共通様式の情報共有（交換）シート。

か行

●**介護給付**　介護給付は、要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のことで、大別すると次の９種類。①居宅介護サービス、②特例居宅介護サービス、③居宅介護福祉用具購入、④居宅介護住宅改修、⑤居宅介護サービス計画、⑥特例居宅介護サービス計画、⑦施設介護サービス、⑧特例施設介護サービス、⑨高額介護サービス。

●**介護支援専門員**　要介護者等からの相談に対して、要介護者等がその心身状態に応じて適切な居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村・事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として、介護支援専門員証の交付を受けた者。（ケアマネジャーという）

●**介護予防ケアマネジメント**　要介護状態になることをできる限り防ぐために、心身の状態の維持・改善を目指し、介護予防サービスの利用を支援すること。地域包括支援センターの業務の１つ。

●**介護予防事業**　地域支援事業の１つで、65 歳以上の高齢者を対象に介護が必要となる状態を予防することを目的とした事業で、65 歳以上の方全員を対象とする一次予防事業と、65 歳以上の方で特に介護が必要になるおそれの高い方を対象とする二次予防事業に分類される。

●**介護予防・日常生活支援総合事業**　介護予防と日常生活支援を総合的かつ一体的に行うため、平成 29 年４月までにすべての市町村が介護保険法の地域支援事業において実施する事業で、①要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用する訪問型サービスと通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」②すべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等を内容とする「一般介護予防事業」からなる。

●**ケアマネジメント**　介護保険制度において、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

●**健康寿命**　日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

●**言語聴覚士**　音声障がい・失語症などの言語障がい、聴覚障がいのある人の検査・指導・訓練などを担当する専門職。

●**権利擁護事業**　高齢者虐待の早期発見と防止、成年後見制度の手続き支援、悪質商法などの被害防止と対応などの支援を行うこと。地域包括支援センターの業務の１つ。

●**高額介護サービス費**　要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における食費、居住費は含まれない。

●**高齢化率**　65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

さ行

●**作業療養士**　医師の指示のもとに、身体または精神に障がいのある者に対し、手芸、工作その他の作業を行わせ、その応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図る作業療法を行う専門職。ＯＴ（Occupational Therapist）ともいう。

●**シニアクラブ**　地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体でボランティア、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、生きがい活動や健康づくりを行う。

●**住所地特例**　住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置。

●**シルバー人材センター**　「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行なうことを目的としている。

●**生活機能**　歩行、食事、排せつ、入浴及び着脱衣などの日常生活を独力で営む能力。

●**生活支援コーディネーター**　高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

●**生活習慣病**　長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症などがあげられる。

●**成年後見制度**　民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。また、福祉制度としての地域福祉権利擁護事業との関連を尊重することになっている。

●**総合相談・支援事業**　地域に住む高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援すること。地域包括支援センターの業務の１つ。

た行

●**第１号被保険者**　市町村の住民のうち 65 歳以上の者。第１号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において介護を要する要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

●**第２号被保険者**　市町村の住民のうち 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。第２号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。医療保険加入者は、次の医療保険各法による被保険者、被扶養者となる。（健康保険法／船員保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法）なお、第２号被保険者のうち特定疾病のため要介護状態・要支援状態となった者については、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

●**団塊の世代**　第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和 22 年（1947 年）～昭和 24 年（1949 年）に生まれた世代。（この世代を中心に幅をもたせた言い方もされることがある。）

●**地域支援事業**　高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、市町村が実施する事業。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分類される。

●**地域包括ケアシステム**　高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が 75 歳を超える 2025 年を目途に、構築を進めていく。

●**地域包括支援センター**　地域支援事業の包括的支援事業を主に行う機関で、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行う。

●**地域密着型サービス**　平成 18 年（2006 年）４月の介護保険制度の改正により新たに創設されたサービス体系。要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護などがあり、原則当該市町村に居住する住民が利用可能。

●**調整交付金**　国が市町村に交付する資金で、介護給付と予防給付に要する費用の 100 分の５。その額は、①要介護等発現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第１号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合などを考慮して政令で定められる。

●**適用除外施設**　市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者や 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者であっても、介護保険法が適用されず、被保険者とならない施設。

●**特定疾病**　40 歳から 65 歳未満の方も、一定の疾患のために介護を要する状態になった場合には、介護保険のサービスを利用することができる。その対象となるがん、関節リウマチなどの 16 の疾病等のこと。

な行

●**二次予防事業**　地域支援事業に位置づけられた事業で、二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業。二次予防事業対象者の把握事業、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などを目的とした通所型介護予防事業、閉じこもり・うつ・認知機能の低下などの支援を目的とした訪問型介護予防事業に分類される。

●**二次予防対象者（二次予防事業対象者）**　生活機能低下が疑われ、将来介護保険の要支援、要介護状態となるおそれの高いと考えられる方。

●**日常生活圏域**　高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

●**任意事業**　市区町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のこと。介護する家族を支援する事業や認知症高齢者の見守り事業などが挙げられる。

●**認知機能評価支援システム**　認知症の状態やその程度を評価するための手段となるシステム。

●**認知症コーディネーター（認知症地域支援推進員）**　地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。認知症コーディネーターは千葉県が独自に養成している者で、認知症地域支援推進員は国が定める研修を受講した者。

●**認知症サポーター**　認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていくボランティア。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。

は行

●**バリアフリー**　障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態をさす。

●**福祉避難所**　災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などは一般的な避難所では生活に支障を来たすため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

●**包括的・継続的ケアマネジメント事業**　地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員さらには他職種や地域の関係機関と連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図るなど、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的、継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行うもの。地域包括支援センターの業務の１つ。

●**包括的支援事業**　高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくため、地域包括支援センターが行う事業。現行の介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務に加え、平成 27 年度から在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス体制整備、地域ケア会議の充実が追加となる。

や行

●**要介護者**　①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者で、その原因である身体または精神上の障がいが、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する初老期における認知症等の特定疾病によって生じたものであるもの。

●**養護老人ホーム**　老人福祉法に基づく老人福祉施設の１つ。常時介護の必要はないが、環境上及び経済的な理由などから居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者を養護するための施設。

●**要支援者**　①要支援状態にある 65 歳以上の者、②要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者で、その原因である身体または精神上の障がいが、特定疾病によって生じたもの。

●**予防給付**　予防給付は、要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービスのことで、大別すると次の７種類。①居宅介護予防サービス、②特例居宅介護予防サービス、③介護予防福祉用具購入、④介護予防住宅改修、⑤居宅介護予防サービス計画、⑥特例居宅介護予防サービス計画、⑦高額介護予防サービス。

ら行

●**理学療養士**　主に病院やリハビリテーション施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設などで、医師の指導のもとに、身体に障がいのある人の基本的動作能力の回復を図るため、運動や電気刺激、マッサージ、温熱等の物理的手段を組み合わせて治療を行う国家資格を持つ専門職。ＰＴ（Physical Therapist）ともいう。

●**老人福祉会館**　高齢者等に対し憩いの場を提供し、老人等の福祉の増進を図ることを目的に昭和 53 年４月に開館した。主に高齢者クラブ団体、福祉団体等を中心に利用されている。

わ行

●**ワークシート**　厚生労働省が示した、介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等の算出手順のこと。

資料５　アンケート結果概要

Ⅰ　一般高齢者調査結果

１　回答者の属性

（１）年齢

前期高齢者（65～74 歳）が 64.5%、後期高齢者（75 歳以上）が 32.7%となっています。

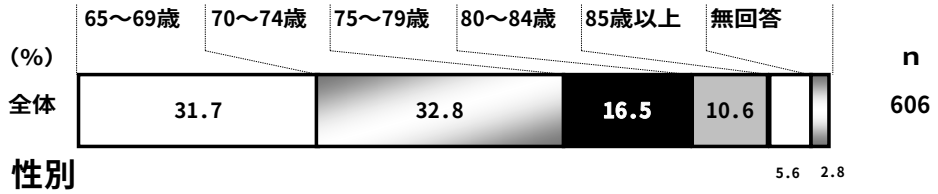

（２）性別

（３）住まいの地区

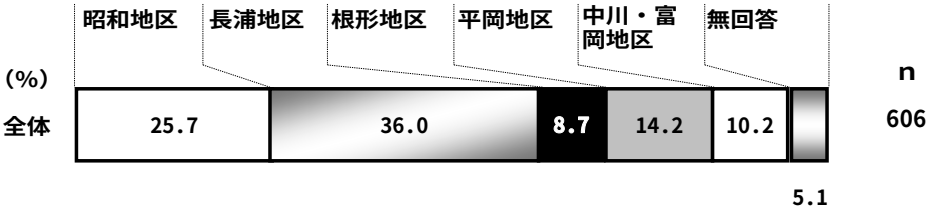

２　家族の状況

（１）家族構成

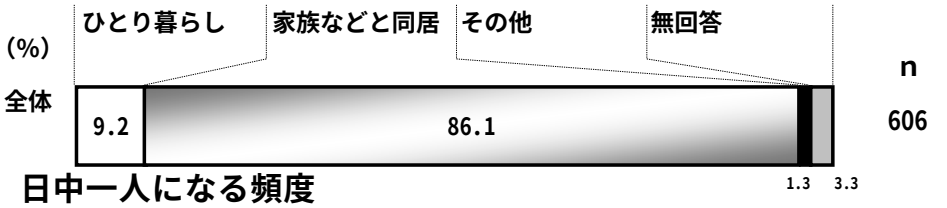

（２）日中一人になる頻度

「よくある」と「たまにある」を合わせた“一人になる”が 73.0%と７割を超えています。

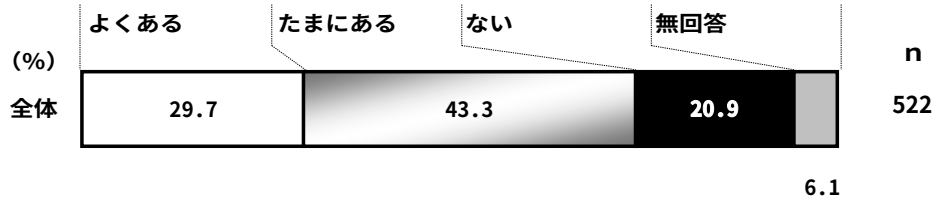

３　運動の状況について

（１）階段を手すりや壁をつたわらず昇っているか

階段を昇るために、手すりや壁を伝わる必要があるが３割を超えています。

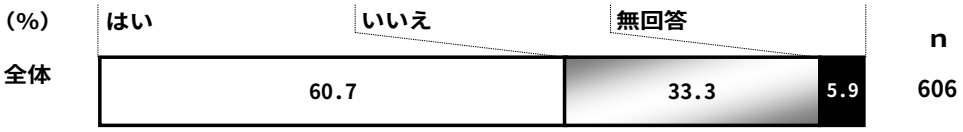

（２）椅子から何もつかまらずに立ち上がっているか

椅子から立ち上がるために、２割弱が何かにつかまる必要があります。

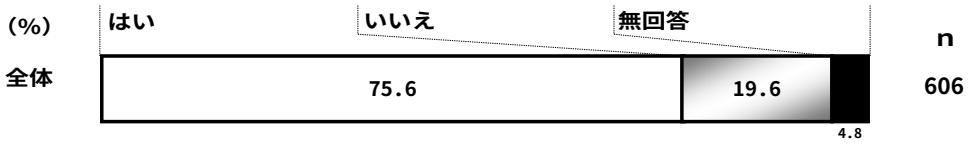

（３）15 分位続けて歩いているか

15 分位続けて歩いていないが 17.8%となっています。

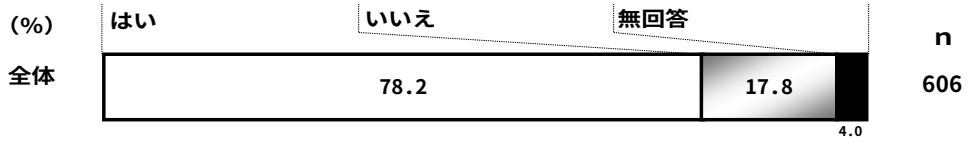

（４）転倒について

転倒に関する５つの項目についてたずねたところ、「この１年間に転んだことがある」では「はい」（21.0%）が２割強、「転倒に対する不安が大きい」では「はい」（40.1%）が４割強、「背中が丸くなってきた」では「はい」（30.0%）が３割、「以前に比べて歩く速度が遅くなってきた」では「はい」（51.3%）が５割を超え、「杖を使っている」では「はい」（9.1%）が１割弱となっています。

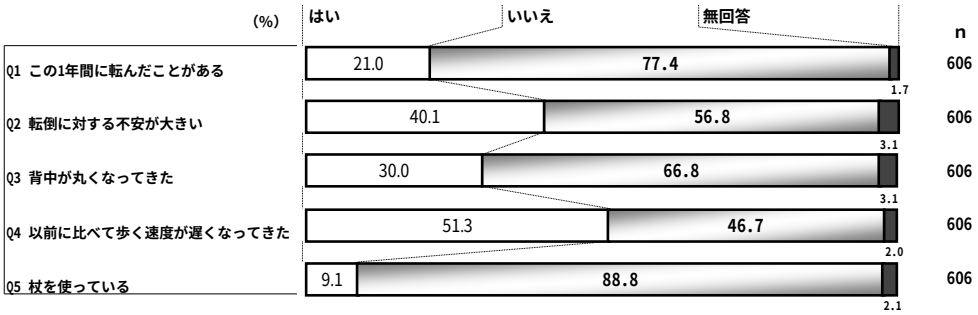

4　栄養・口腔の状況について

（１）６ヵ月間で２～３kg 以上の体重減少があったか

１割弱に体重の減少がありました。

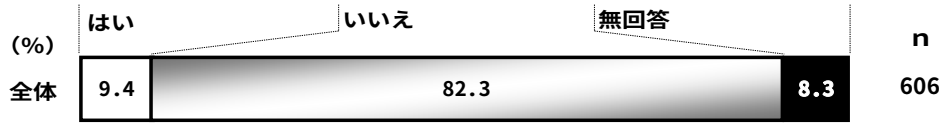

（２）ＢＭＩ（肥満指数）

「普通(18.5≦BMI＜25)」（62.9%）が６割を超え、「肥満(25≦BMI)」（22.1%）が２割台、「やせ(BMI＜18.5)」が 4.6%となっています。

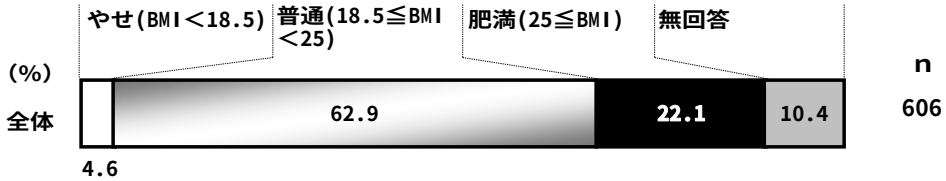

（３）半年前に比べて固い物が食べにくくなったか

固いものが食べにくくなったが３割を超えています。

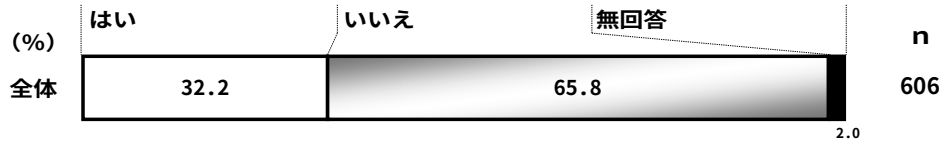

（４）お茶や汁物等でむせることがあるか

むせることがあるが２割を超えています。

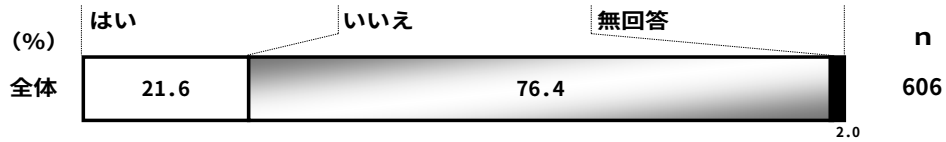

（５）口の渇きが気になるか

口の渇きが気になるが２割を超えています。

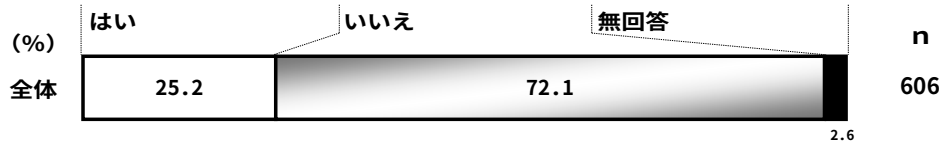

5　閉じこもりの状況について

（１）週に１回以上外出しているか

7.9%が週１回以上外出もしていません。

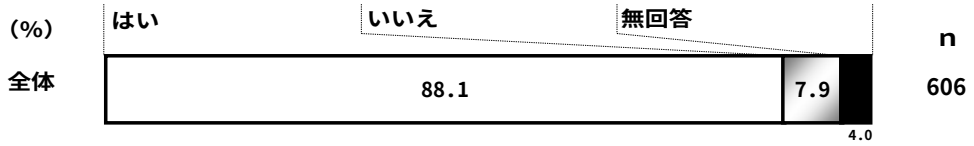

（２）昨年と比べて外出の回数が減っているか

外出の回数が減っているが２割を超えています。

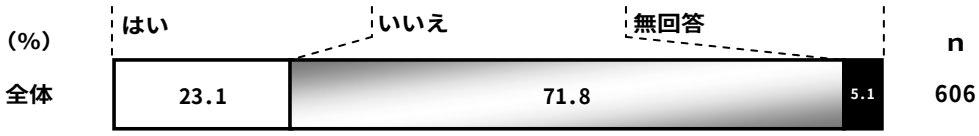

6　認知症の状況について

（１）周りの人から物忘れがあると言われるか

２割弱が、物忘れがあると言われています。

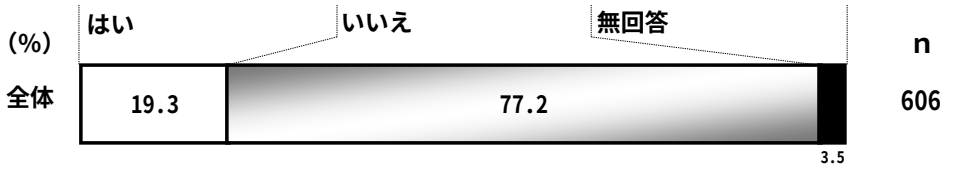

（２）自分で電話番号を調べて電話をかけるか

１割近くが、自分で電話番号を調べて電話をかけていません。

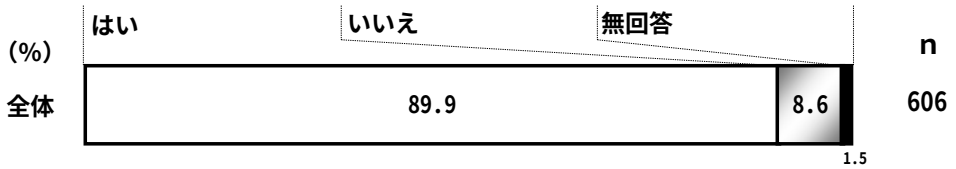

（３）今日が何月何日かわからない時があるか

２割強に、何月何日かわからない時があります。

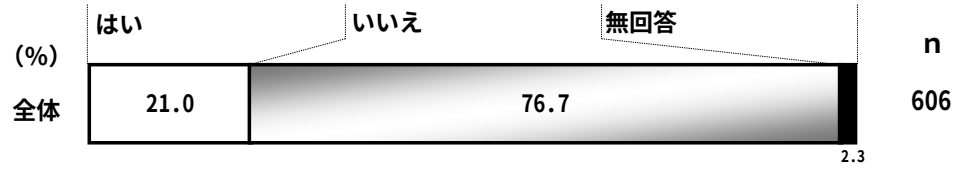

7　うつの状況について

心の健康に関する５項目についてたずねたところ、「はい（問題がある）」については、「楽にできたことがおっくうだ」（33.5%）が３割を超え最も多く、次いで、「わけもなく疲れた感じがする」（27.6%）、「自分が役に立つ人間だと思えない」（18.8%）、「毎日の生活に充実感がない」（17.5%）、「楽しんでいたことが楽しめない」（13.9%）の順となっています。

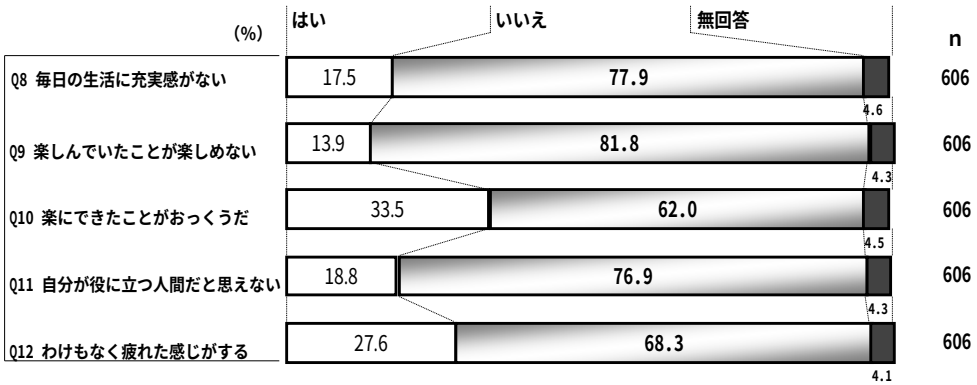

8　社会参加・生きがい活動の状況について

（１）社会参加について

社会参加に関する下記 10 項目についてたずねたところ、すべての項目において、「はい（肯定）」が過半数を占めています。「はい（肯定）」の多い順に挙げると、「病人を見舞うことができるか」（89.6%）、「健康についての記事や番組に関心があるか」（88.8%）、「年金などの書類が書けるか」（87.0%）、「生きがいはあるか」（86.0%）、「新聞を読んでいるか」（82.8%）となっています。

また、「いいえ（否定）」を多い順に挙げると、「友人の家を訪ねているか」（31.7%）、「本や雑誌を読んでいるか」（22.1%）、「家族や友人の相談に乗っているか」（16.3%）、「趣味はあるか」（15.5%）、「若い人に自分から話しかけることがあるか」（15.2%）となっています。

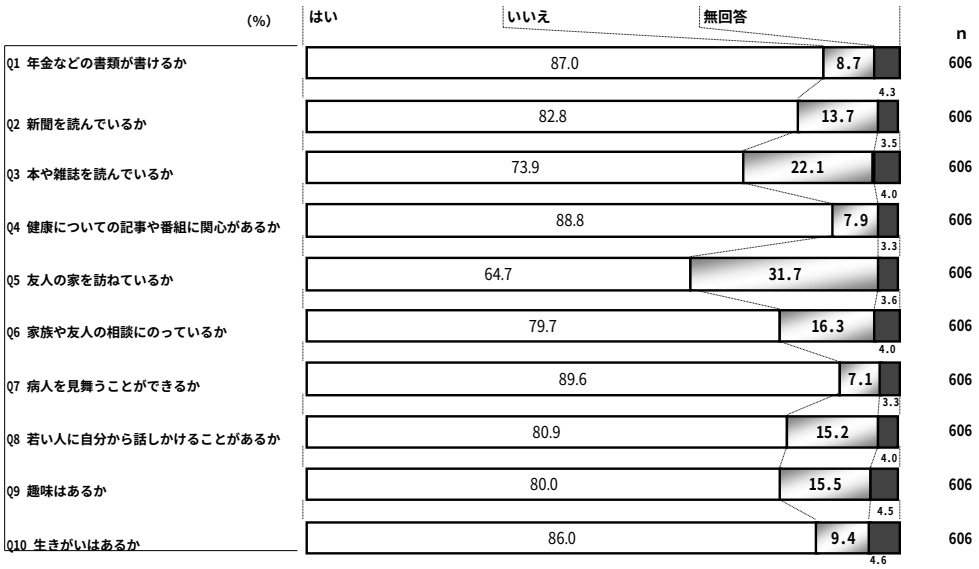

（２）会・グループ等への参加状況

地域の会・グループ等への参加状況については、いずれも「参加していない」が最も多く、参加度が低くなっています。

参加しているが最も多いのは「町内会・自治会」で、以下、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」「その他の団体や会」「ボランティアのグループ」「学習・教養サークル」「老人クラブ」の順となっています。

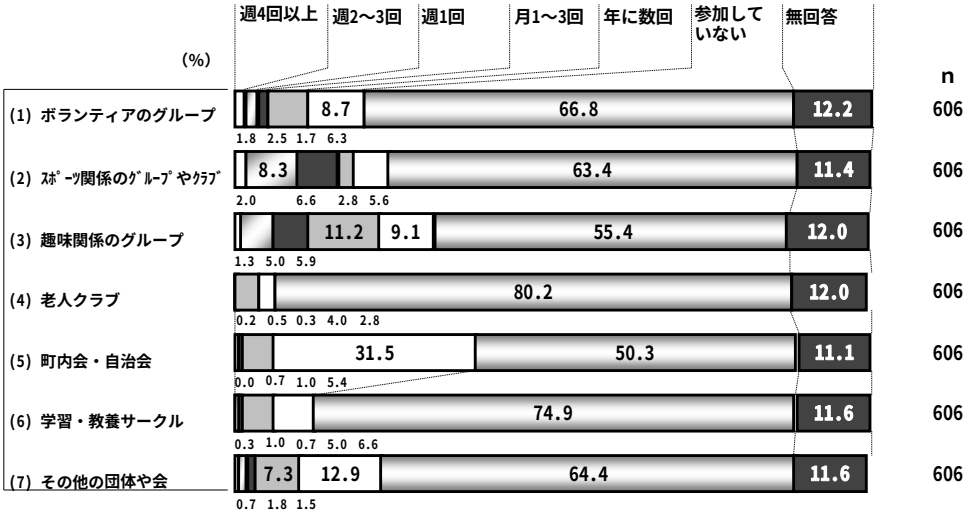

（３）社会参加活動や仕事等への参加状況

社会参加活動や仕事等への参加状況については、いずれも「参加していない」が６割～８割超を占めています。

回答を頂いた５項目の中では、「収入のある仕事」「地域の生活環境の改善活動」の参加度が他の項目よりも高くなっています。

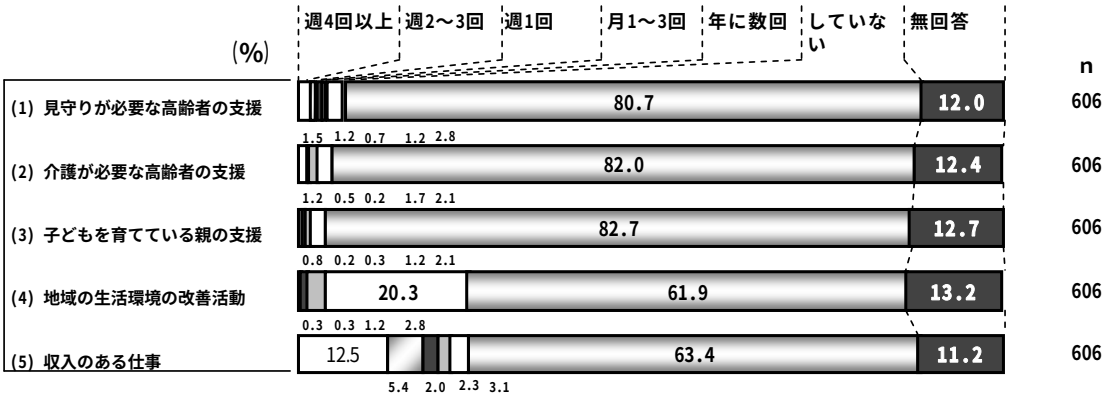

９　健康の状態について

（１）自分で健康だと思うか

「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた“健康である”が 77.9%と７割を超えています。

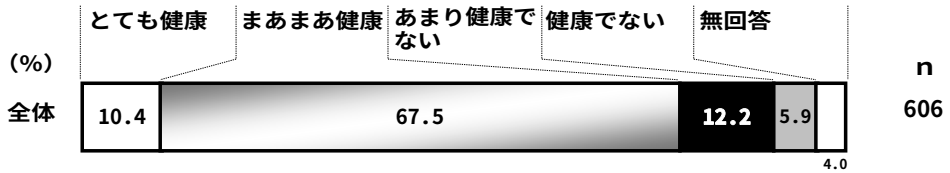

（２）現在治療中または後遺症のある病気について

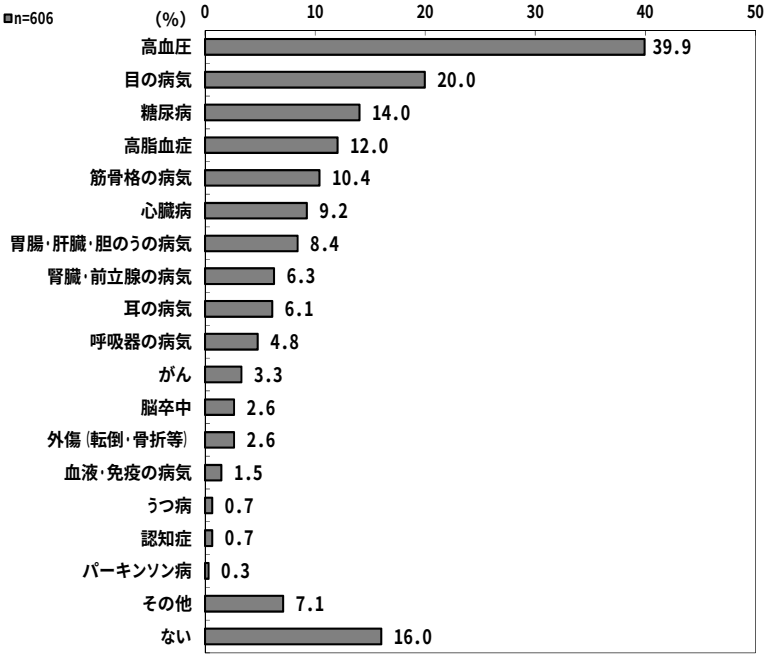

現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」（39.9%）が４割弱を占め最も多く、次いで、「目の病気」（20.0%）が２割、「糖尿病」（14.0%）と「高脂血症」（12.0%）、「筋骨格の病気」（10.4%）が１割台で続いています。

「ない」は 16.0%でした。

10　生活支援サービスの利用について

（１）生活支援サービスの利用状況と利用意向

【生活支援サービスの利用状況】

本人が利用したことのある生活支援サービスについてたずねたところ、以下のとおりになっています。

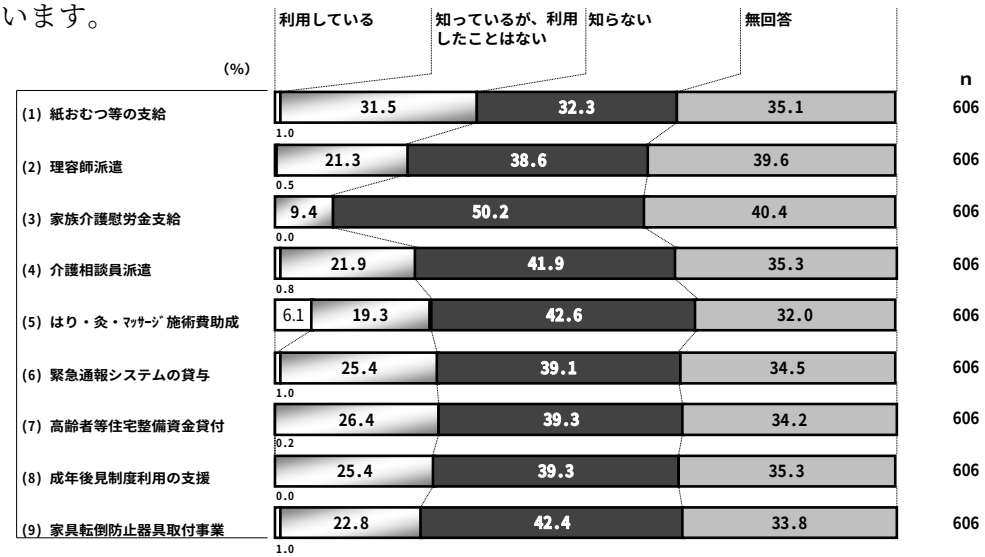

【生活支援サービスの利用意向】

本人が今後利用したい生活支援サービスについてたずねたところ、以下のとおりになっています。

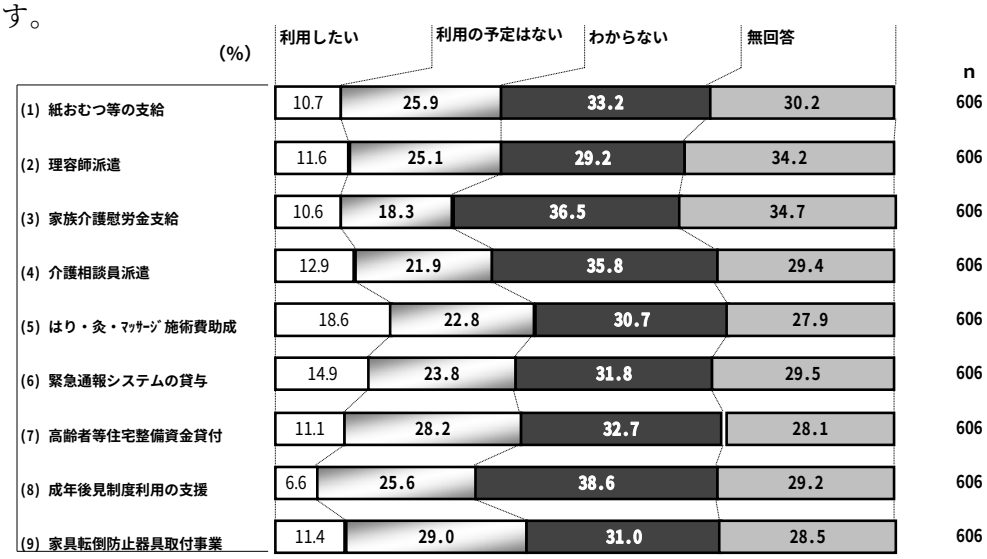

11　介護に対する意識について

（１）介護に関して期待・希望すること

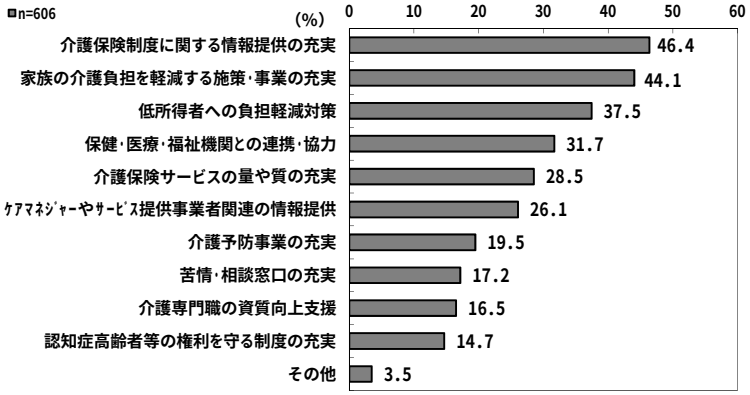

介護に関して期待･希望することについては、「介護保険制度に関する情報提供の充実」(46.4%)と「家族の介護負担を軽減する施策・事業の充実」（44.1%）が４割台、「低所得者への負担軽減対策」（37.5%）と「保健・医療・福祉機関との連携･協力」(31.7%)が３割台、「介護保険サービスの量や質の充実」（28.5%）と「ケアマネジャーやサービス提供事業者関連の情報提供」(26.1%）が２割台、「介護予防事業の充実」(19.5%）が２割弱、「苦情・相談窓口の充実」（17.2%）と「介護専門職の資質向上支援」（16.5%)、「認知症高齢者等の権利を守る制度の充実」（14.7%）が１割台となっています。

（２）介護が必要になった場合の生活の場について

【回答者本人が介護が必要な状態になった場合】

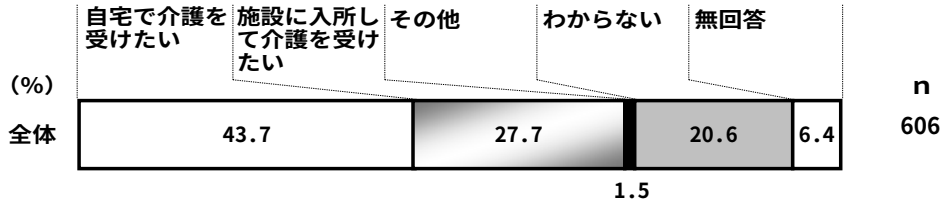

【家族が介護が必要な状態になった場合】

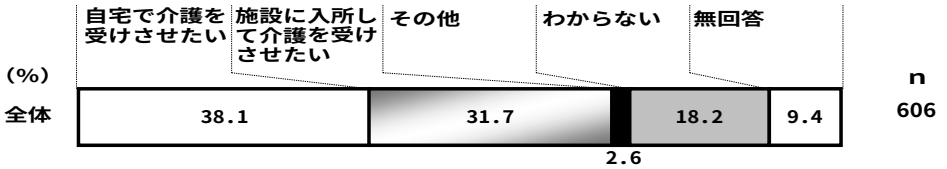

Ⅱ　要支援１～要介護２の認定者調査結果

1　回答者の属性

（１）年齢

前期高齢者（65～74 歳）が 14.7%、後期高齢者（75 歳以上）が 82.3%となっています。

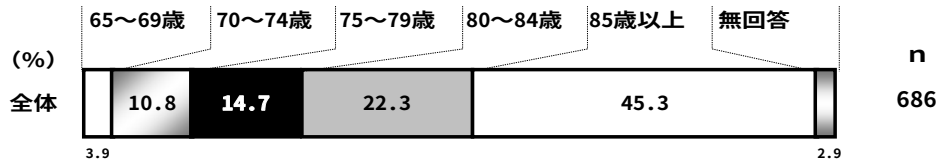

（２）性別

回答者の年齢構成は、「男」が 27.3%、「女」が 62.5%となっています。

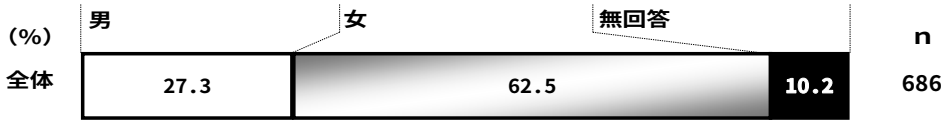

（３）要介護度

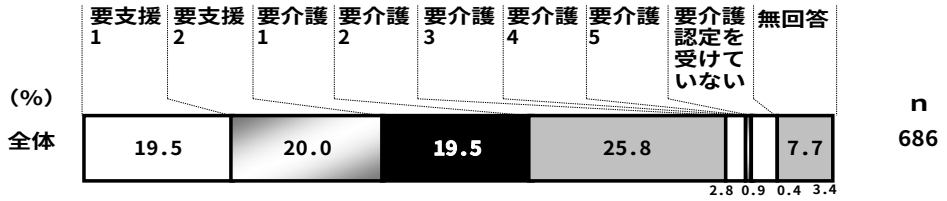

（４）住まいの地区

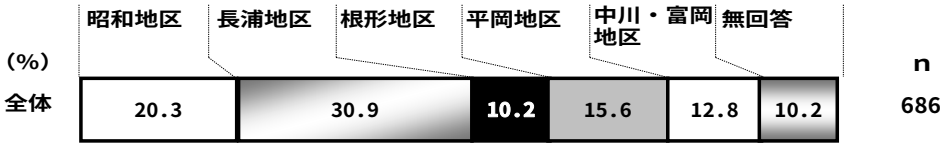

2　家族・介護の状況

（１）家族構成

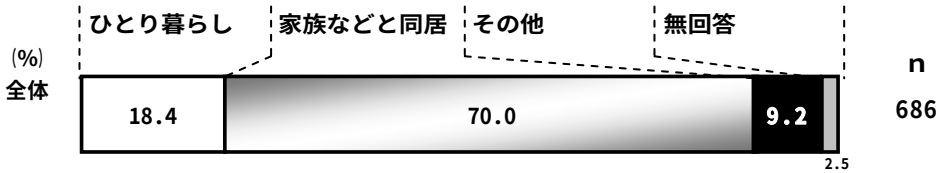

（２）日中一人になる頻度

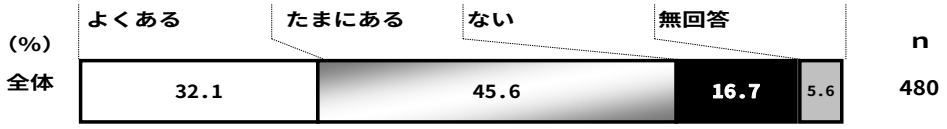

（３）日常生活での介護・介助の必要性

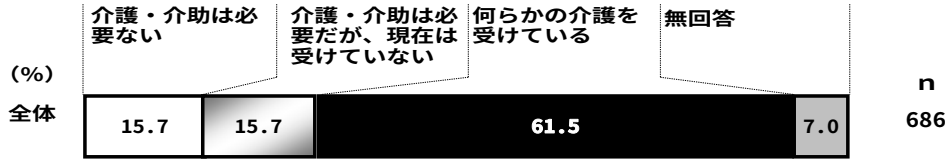

（４）介護・介助が必要になった主な原因

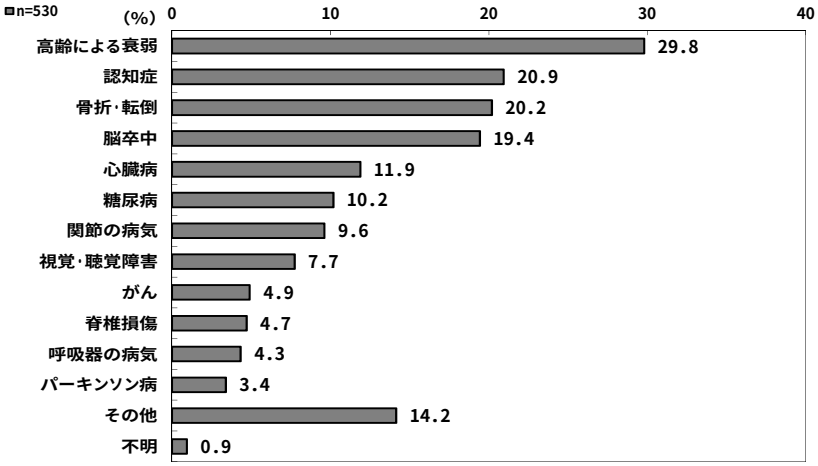

（５）主な介護者・介助者と本人との関係

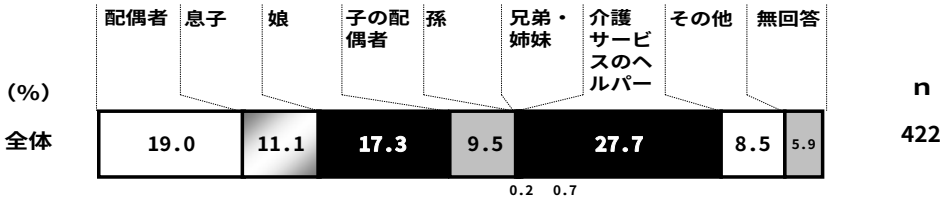

（６）主な介護者・介助者の年齢

３　運動の状況について

（１）階段を手すりや壁をつたわらず昇っているか

階段を昇るために、手すりや壁をつたわる必要があるが８割を超えています。

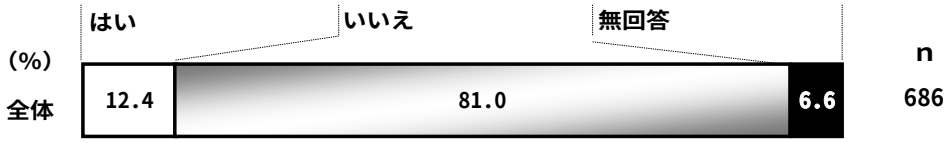

（２）椅子から何もつかまらずに立ち上がっているか

椅子から立ち上がるために、７割超が何かにつかまる必要があります。

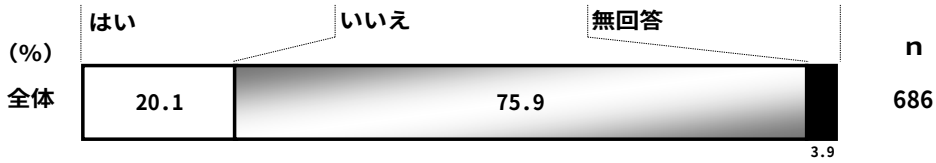

（３）15 分位続けて歩いているか

15 分位続けて歩いていないが６割を超えています。

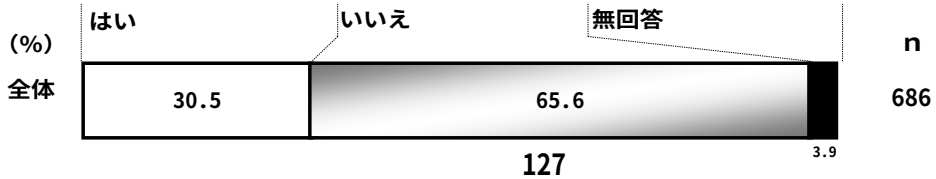

（４）転倒について

転倒に関する５つの項目についてたずねたところ、「この１年間に転んだことがある」では「はい」（49.6%）が５割弱、「転倒に対する不安が大きい」では「はい」（85.4%）が８割台、「背中が丸くなってきた」では「はい」（64.7%）が６割台、「以前に比べて歩く速度が遅くなってきた」では「はい」(87.5%)が８割台、「杖を使っている」では「はい」(61.1%)が６割台となっています。

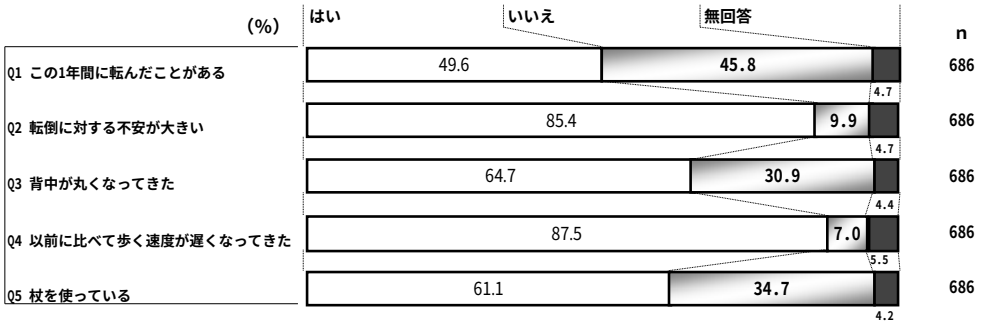

４　栄養・口腔の状況について

（１）６か月間で２～３kg 以上の体重減少があったか

２割強に体重の減少がありました。

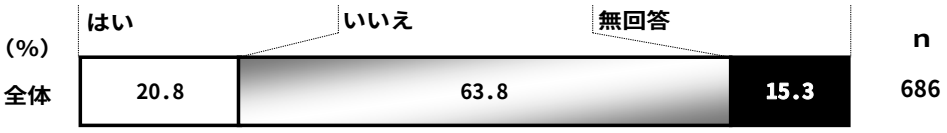

（２）ＢＭＩ（肥満指数）

「普通(18.5≦BMI＜25)」（51.2%）が５割を超え、「肥満(25≦BMI)」（14.6%）と「やせ(BMI＜18.5)」（11.7%）が１割台となっています。

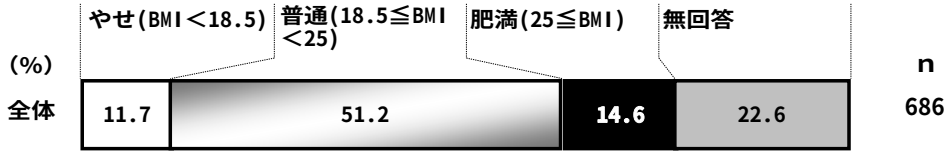

（３）半年前に比べて固い物が食べにくくなったか

固いものが食べにくくなったが５割を超えています。

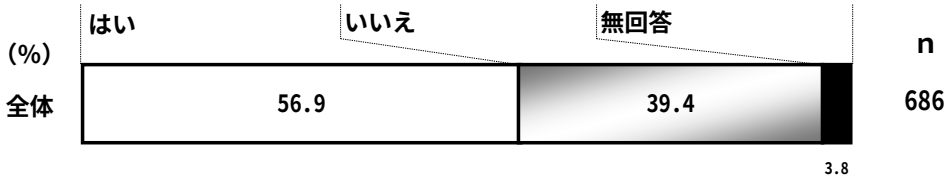

（４）お茶や汁物等でむせることがあるか

むせることがあるが４割を超えています。

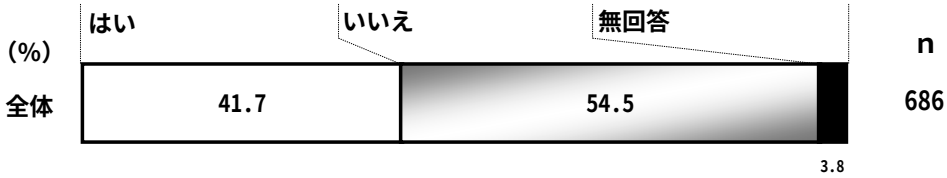

（５）口の渇きが気になるか

口の渇きが気になるが４割を超えています。

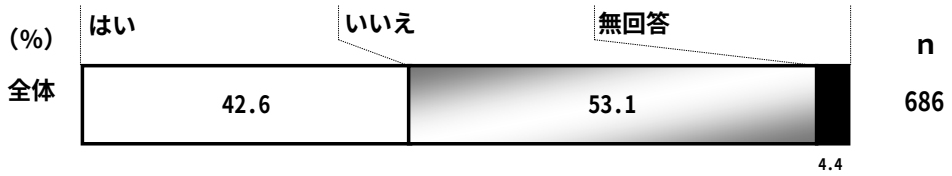

５　閉じこもりの状況について

（１）週に１回以上外出しているか

週に１回以上外出していないが３割を超えています。

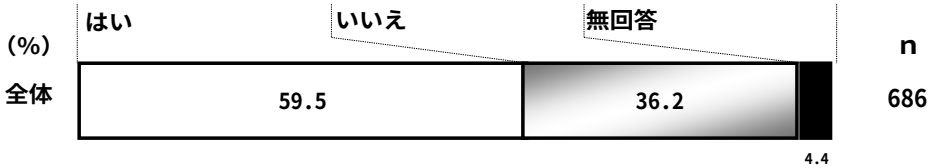

（２）昨年と比べて外出の回数が減っているか

外出の回数が減っているが６割を超えています。

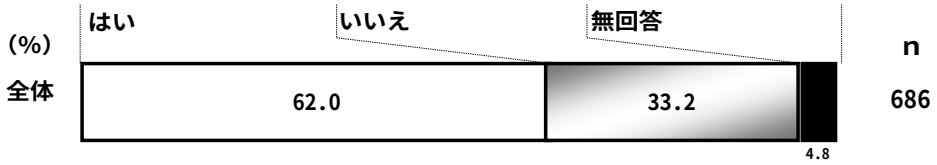

６　認知症の状況について

（１）周りの人から物忘れがあると言われるか

５割弱が、物忘れがあると言われています。

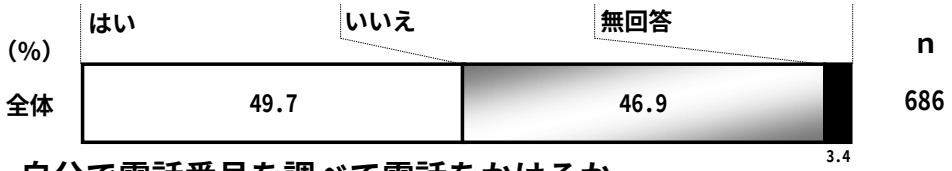

（２）自分で電話番号を調べて電話をかけるか

４割超が、電話番号を調べて電話をかけられません。

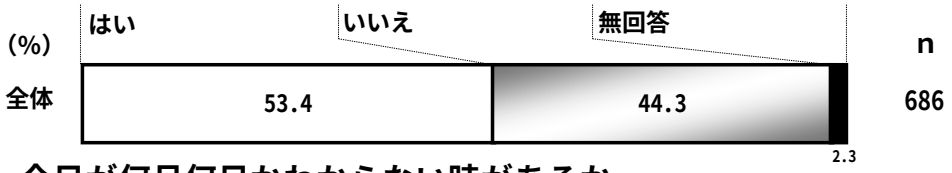

（３）今日が何月何日かわからない時があるか

何月何日かわからない時があるが５割を超えています。

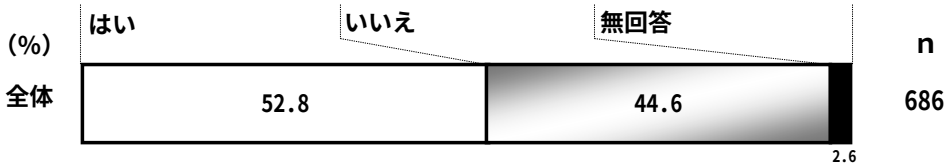

7　うつの状況について

心の健康に関する５項目についてたずねたところ、「毎日の生活に充実感がない」で「はい（問題がある）」と「いいえ（問題がない）」がほぼ同じほかは、「はい（問題がある）」の方が多くなっています。

「はい（問題がある）」については、「楽にできたことがおっくうだ」（67.5%）が６割を超え最も多く、次いで、「わけもなく疲れた感じがする」（55.7%）、「自分が役に立つ人間とは思えない」（52.0%）、「楽しんでいたことが楽しめない」（47.5%）、「毎日の生活に充実感がない」（44.5%）の順となっています。

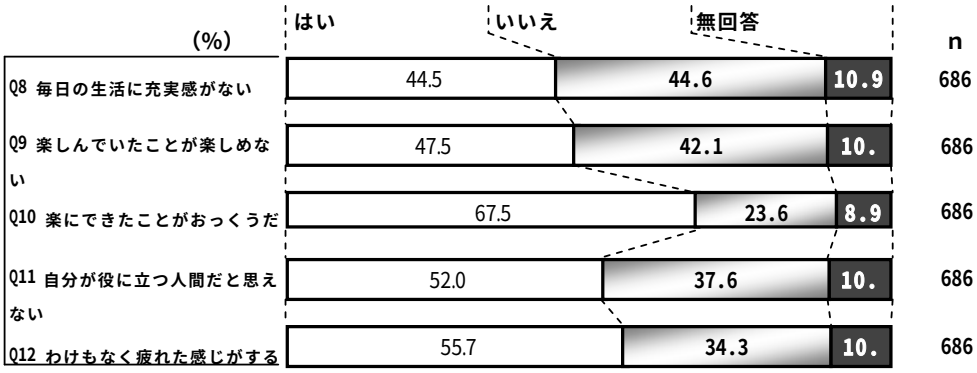

8　社会参加・生きがい活動の状況について

（１）社会参加について

社会参加に関する 10 項目についてたずねたところ、「はい（肯定）」が「いいえ（否定）」よりも多い項目は、「健康についての記事や番組に関心があるか」「若い人に自分から話しかけることがあるか」「生きがいはあるか」の３項目だけで、そのほかの７項目では「いいえ（否定）」が多くなっています。

「いいえ（否定）」を多い順に挙げると、「友人の家を訪ねているか」（80.5%）、「家族や友人の相談に乗っているか」（64.3%）、「年金などの書類が書けるか」（62.7%）、「本や雑誌を読んでいるか」と「病人を見舞うことができるか」（同率 59.2%）、「趣味はあるか」（54.8%）の順となっています。

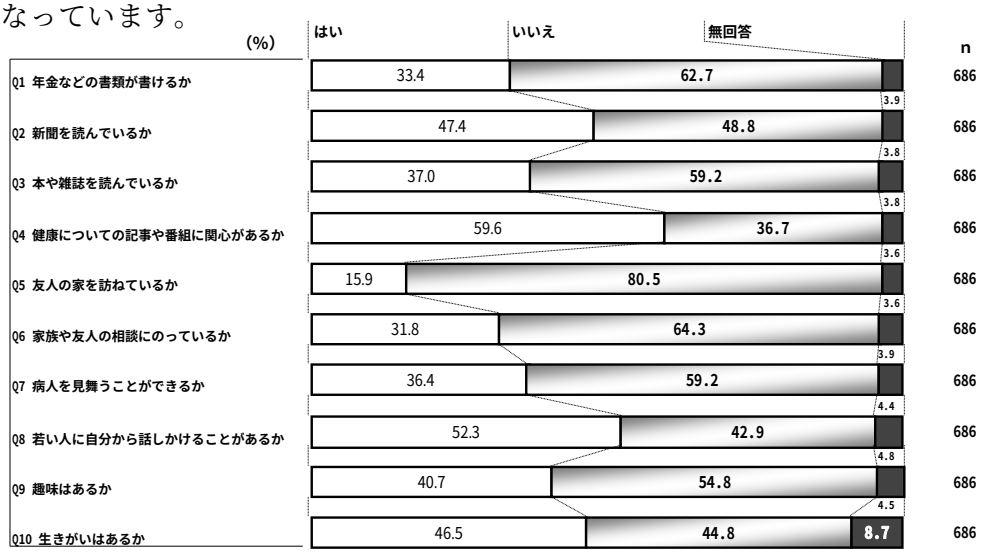

９　健康の状態について

（１）自分で健康だと思うか

「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせた“健康ではない”が 54.1%と５割を超えています。

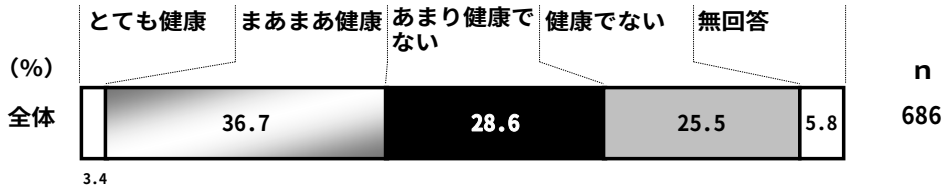

（２）現在治療中または後遺症のある病気について

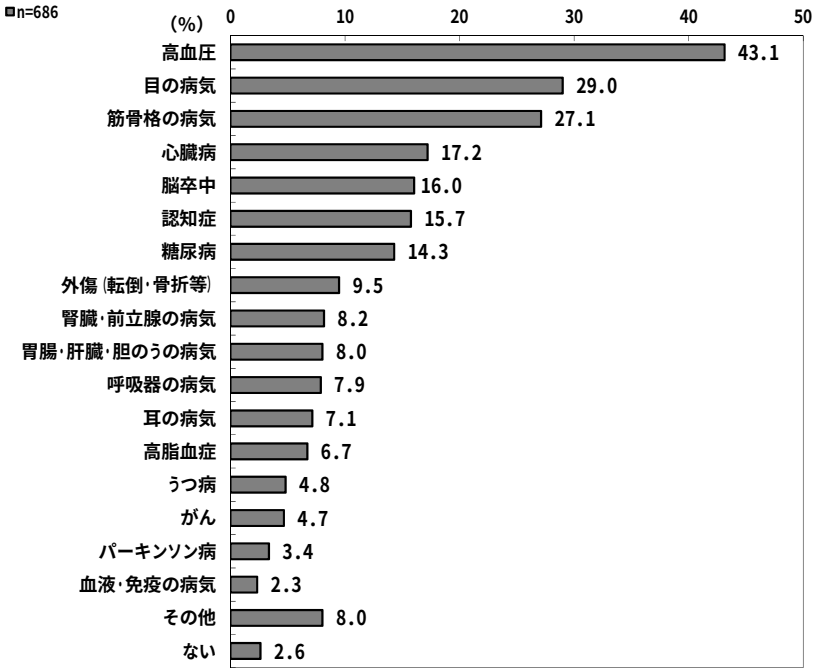

現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」（43.1%）が４割を超え最も多く、次いで、「目の病気」（29.0%）が３割近く、「筋骨格の病気」（27.1%）が２割台、「心臓病」（17.2%）と「脳卒中」（16.0%）、「認知症」（15.7%）、「糖尿病」（14.3%）が１割台で続いています。

「ない」は 2.6%でした。

10　生活支援サービスの利用について

（１）生活支援サービスの利用状況と利用意向

【生活支援サービスの利用状況】

本人が利用したことのある生活支援サービスについてたずねたところ、以下のとおりになっています。

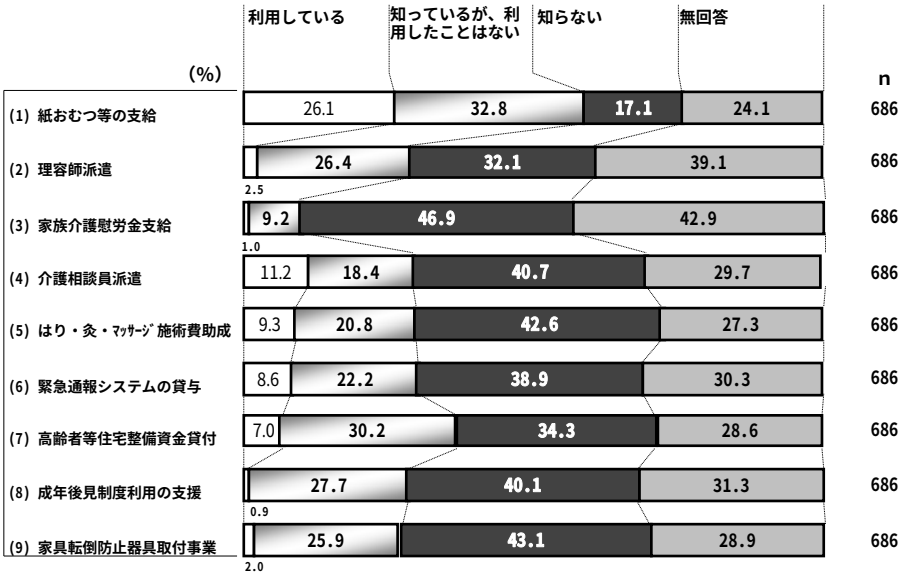

【生活支援サービスの利用意向】

本人が今後利用したい生活支援サービスについてたずねたところ、以下のとおりになっています。

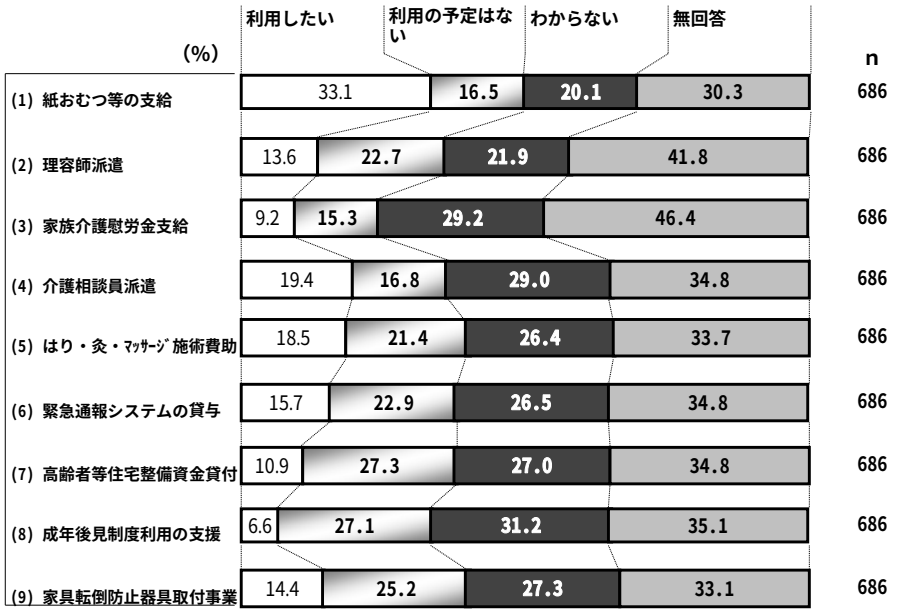

11　介護に対する意識について

（１）介護に関して期待・希望すること

介護に関して期待・希望することについては、「家族の介護負担を軽減する施策・事業の充実」（43.1%）が４割を超え最も多く、「介護保険サービスの量や質の充実」（35.0%）と「低所得者への負担軽減対策」（33.8%）、「ケアマネジャーやサービス提供事業者関連の情報提供」（33.1%）、「介護保険制度に関する情報提供の充実」（31.2%）が３割台、「保健・医療・福祉機関との連携・協力」（29.7%）が３割弱、「介護予防事業の充実」（20.3%）が２割強、「介護専門職の資質向上支援」（16.9%）と「苦情・相談窓口の充実」・「認知症高齢者等の権利を守る制度の充実」（同率 15.0%）が１割台の順となっています。

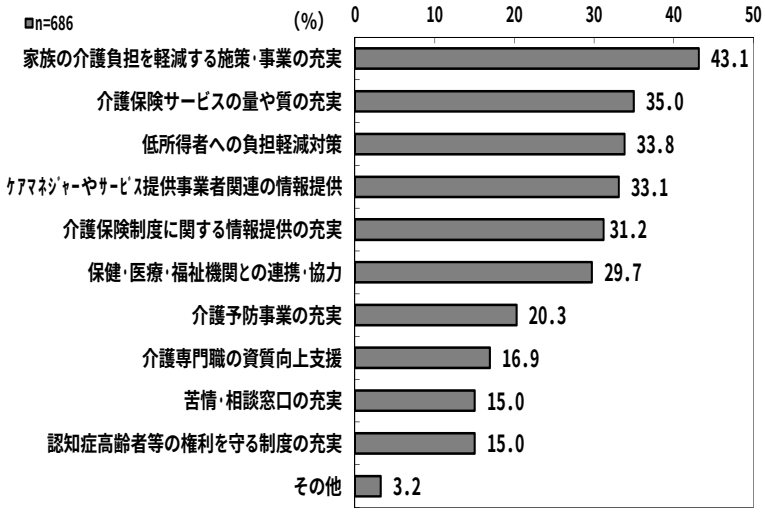

（２）介護が必要になった場合の生活の場について

【本人が介護が必要な状態になった場合】

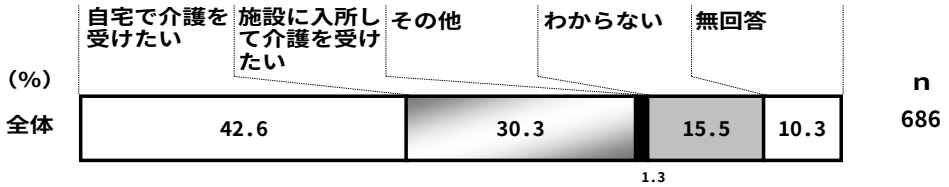

【家族が介護が必要な状態になった場合】

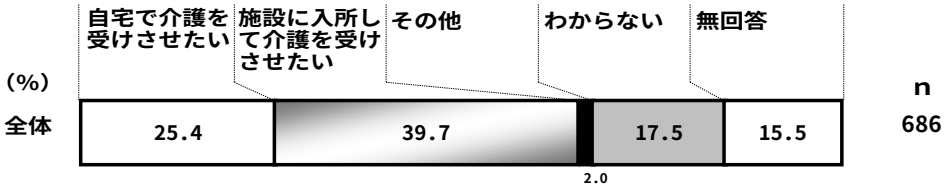

Ⅲ　要介護３～要介護５の認定者調査結果

１　回答者の属性

（１）回答者

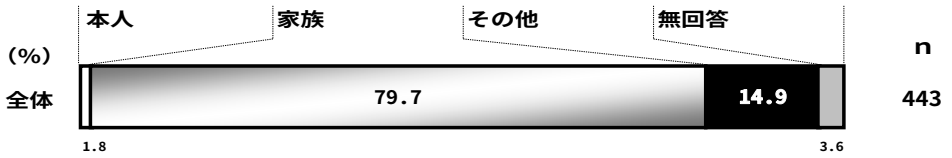

（２）性別

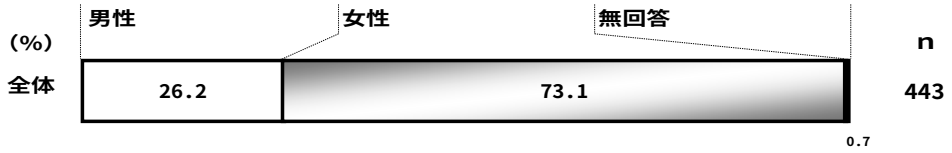

（３）年齢

前期高齢者（65～74 歳）が 10.6%、後期高齢者（75 歳以上）が 88.5%となっています。

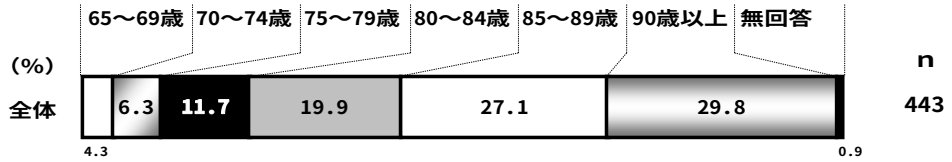

（４）介護保険料の段階

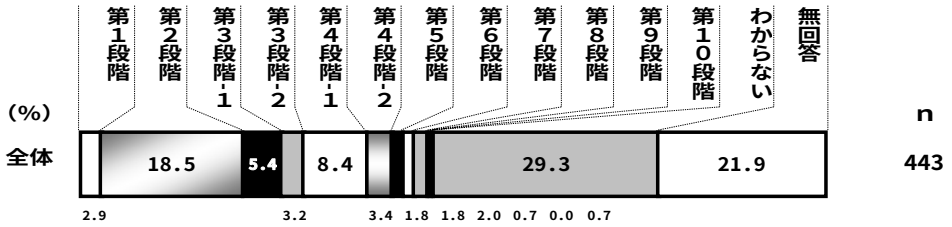

（５）現在の要介護度

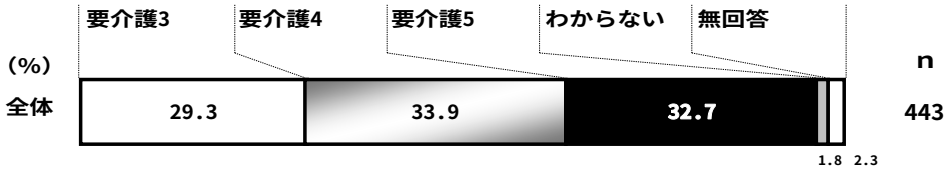

（６）介護・介助が必要となった主な原因

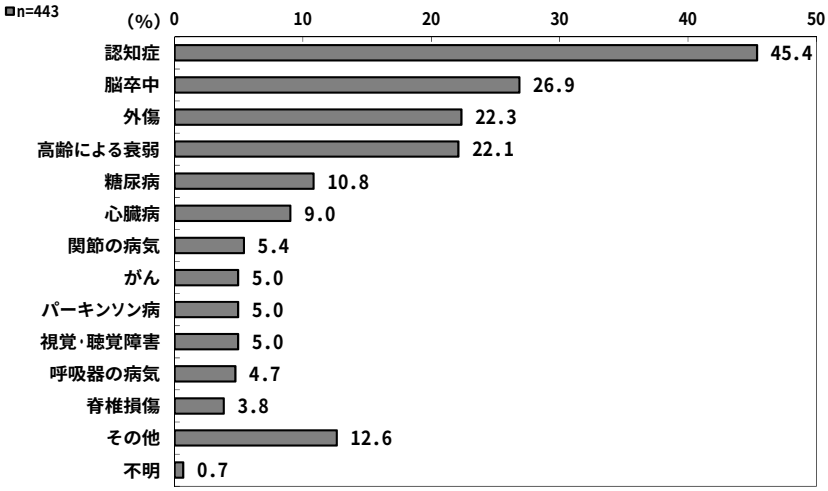

（７）在宅生活・施設生活の別

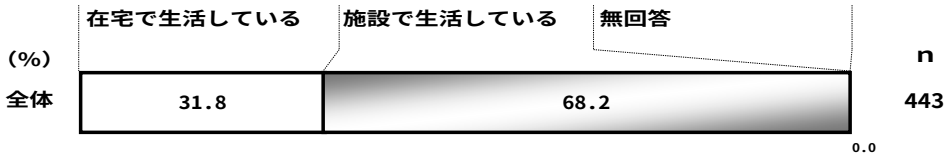

（８）居住地区

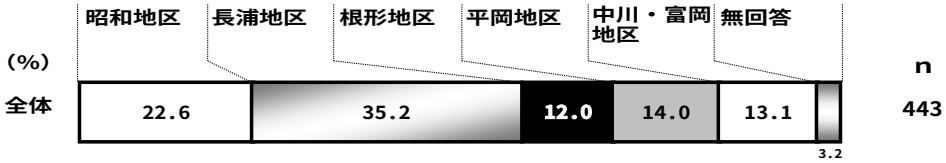

（９）家族構成

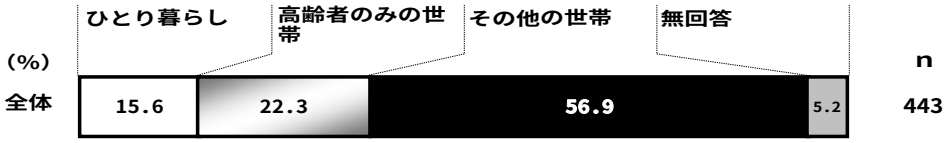

(10）最も近い親族の居住地

「ひとり暮らし」または「高齢者(65 歳以上)のみの世帯」と答えた方の、最も近い親族の居住地は次のとおりです。

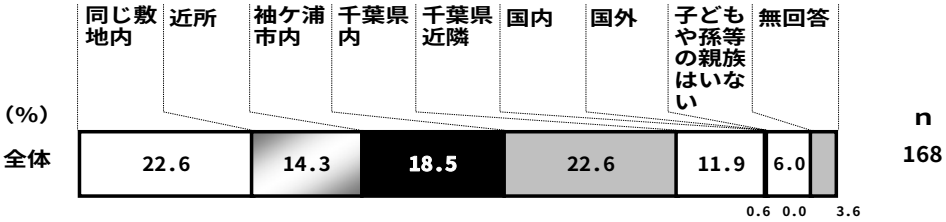

２　施設生活と今後の希望について

（１）施設入所を希望した理由

現在施設で生活している方に施設入所を希望した理由をたずねたところ、「家族の介護の負担が大きい」（66.9%）が６割を超え最も多く、次いで、「心身の状態が在宅で生活するには難しい」（55.0%）が５割台、「介護する人がいない」（43.7%）が４割台、「自宅の居室や設備が不十分」（37.4%）と「施設の方がサービスが充実している」（30.8%）が３割台となっています。

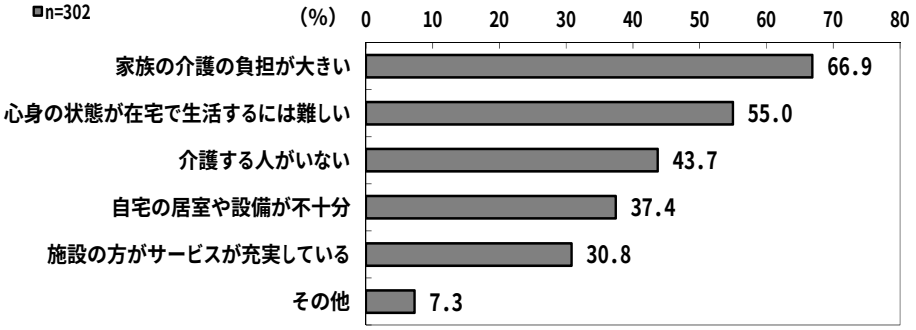

（２）入所している施設の種類

入所している施設の種類については、「介護老人福祉施設」（53.0%）が５割を超え、「介護老人保健施設」（21.2%）が２割台、「介護療養型医療施設」（9.3%）が１割弱となっています。

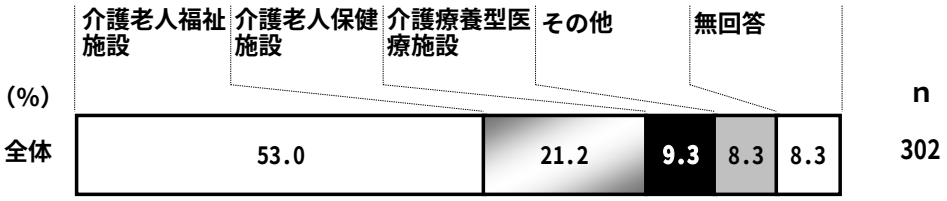

（３）入所申し込みをしてから入所するまでの期間

現在の施設に入所申し込みをしてから実際に入所するまでの期間は、「３か月未満」（42.1%）が４割を超え、「３か月以上６か月未満」（12.3%）が１割台、このほかは１割未満で、「６か月以上１年未満」（8.9%）、「１年以上２年未満」（8.9%）、「３年以上」（7.6%）、「２年以上３年未満」（6.0%）の順となっています。

１年未満が 63.3%と６割を超えています。

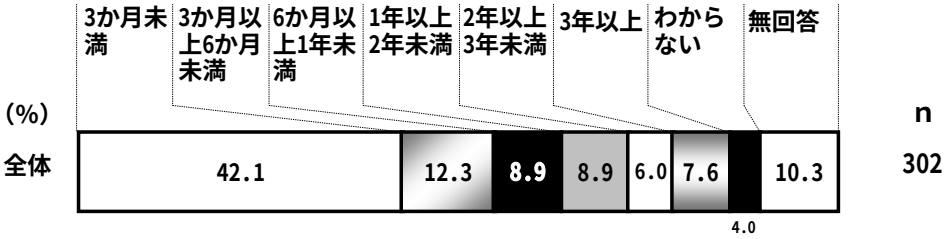

（４）サービス内容等に不満がある場合の相談先

サービス内容等に不満がある場合の相談先については「介護職員や看護師、事務職員など施設の職員」（55.3%）が５割を超え他を引き離しています。次いで、「施設の苦情受付窓口」（11.3%）が１割台で続いています。

「誰に相談していいかわからない」は 5.6%、「相談しない」は 9.9%でした。

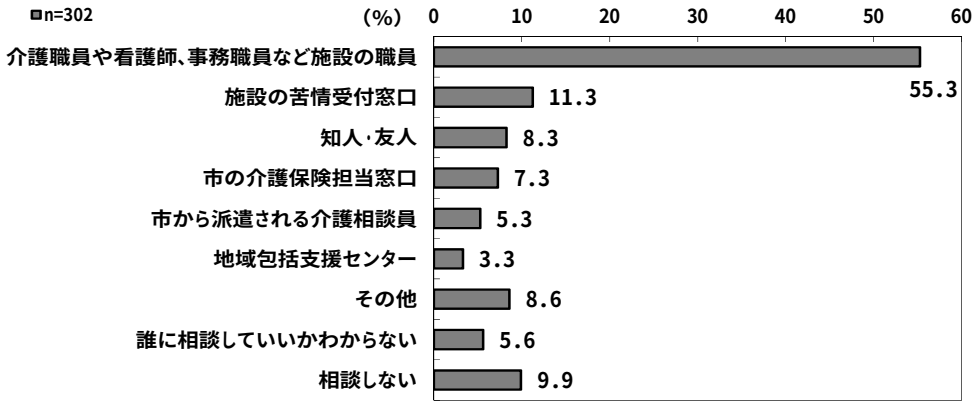

（５）本人の希望する介護

本人の希望する介護については、「このまま現在の施設での生活を続けたい」（45.7%）が４割を超え最も多く、そのほかは１割未満で、「介護保険サービス等を活用した自宅での介護」（7.9%）、「自宅で家族中心の介護」（6.6%）、「別の施設に入所したい」（1.3%）の順となっています。

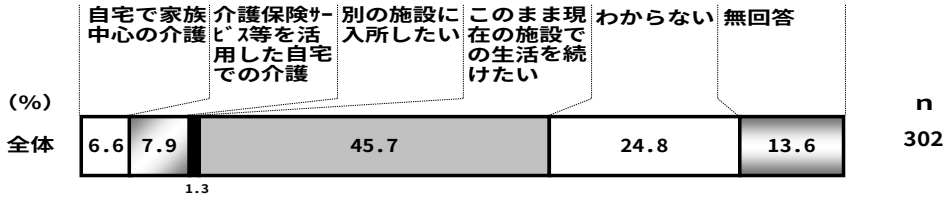

３　在宅での生活状況と今後の希望について

（１）外出の頻度

外出の頻度については、「月に１～２回程度」と「ほとんどしない」を合わせた“ほとんど外出はしない”が 33.3%と３割を超えています。

（２）本人の希望する介護

本人の希望する介護については、「介護保険サービスの利用や家族介護で自宅で生活」（67.4%）が６割を超え、「介護の受けられる施設等に入りたい」（9.9%）が１割弱、「高齢者向けの住宅等に入りたい」が 0.7%となっています。

「わからない」は 11.3%でした。

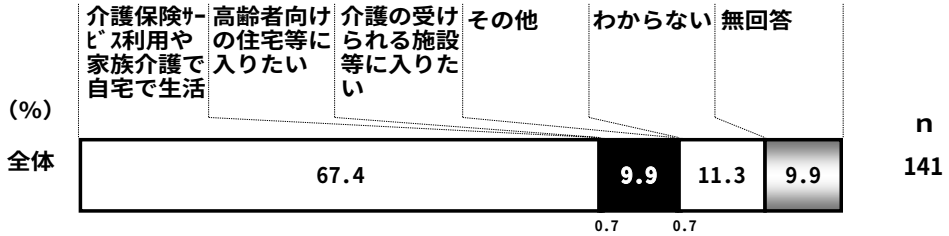

（３）在宅介護を続けるために必要なこと

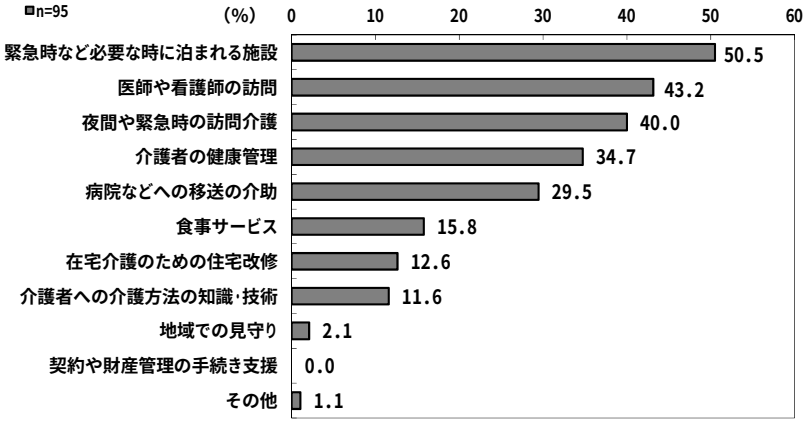

本人の希望として「介護保険などのサービスの利用や家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」と答えた方に、在宅介護を続けるために必要なことについてたずねたところ、「緊急時など必要な時に泊まれる施設」（50.5%）が５割強で最も多く、次いで、「医師や看護師の訪問」（43.2%）が４割台、「夜間や緊急時の訪問介護」（40.0%）が４割、「介護者の健康管理」（34.7%）が３割台、「病院などへの移送の介助」（29.5%）が３割弱の順となっています。

（４）地域密着型サービスの利用意向

「介護保険などのサービスの利用や家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」を希望する人に、地域密着型サービスの利用意向をたずねたところ、「利用したい」の回答は、「認知症対応型通所介護」（41.1%）が４割を超え、「小規模多機能型居宅介護」（34.7%）が３割台、「複合型サービス」（28.4%）が３割近く、「夜間対応型訪問介護」（23.2%）と「定期巡回・随時対応型訪問介護」（22.1%）が２割台となっています。

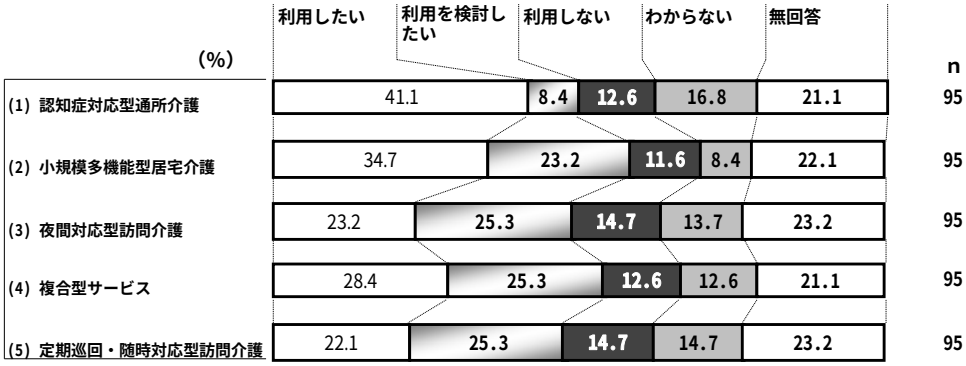

（５）介護の受けられる施設の利用意向

介護の受けられる施設の利用意向を聞いたところ、「利用したい」の回答は、「介護老人福祉施設」と「地域密着型介護老人福祉施設」（同率 50.0%）が５割、「介護老人保健施設」（21.4%）が２割台、「認知症対応型共同生活介護」（7.1%）が１割未満となっています。

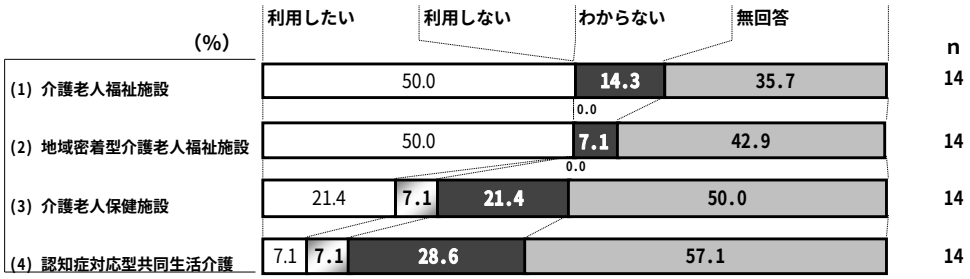

（６）サービスの種類や回数は希望どおりか

サービスの種類や回数は希望どおりかについては、「ほぼ希望どおり利用している」（50.4%）が５割強を占め、「希望を下回っているものがある」（9.2%）が１割弱、「利用できていない」が 2.8%となっています。

「サービスを利用していない」は 3.5%でした。

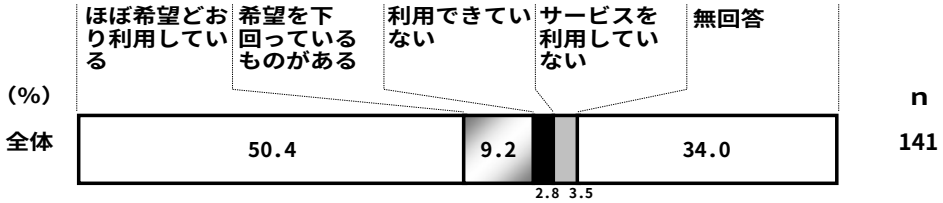

（７）利用している介護保険サービス全般の満足度

「満足している」と「やや満足している」を合わせた“満足”が 36.2%、「やや不満である」と「不満である」を合わせた“不満”が 8.5%であり、“満足”は５割を超えていないものの“不満”を上回っています。

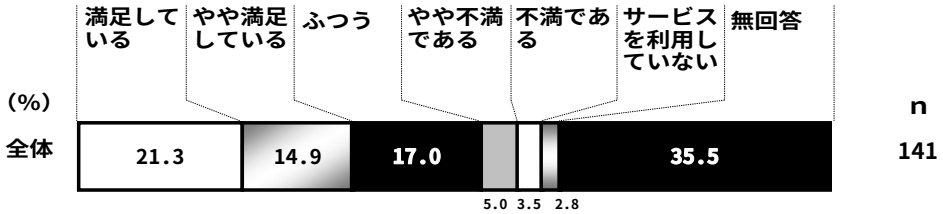

（８）介護保険に関する疑問や不満の相談先

介護保険に関する疑問や不満の相談先については、「ケアマネジャー」（56.7%）が５割を超え他を引き離し、次いで、「市の介護保険担当窓口」（11.3%）が１割台で続き、以下は５％未満で、「市より派遣される介護相談員」（4.3%）、「知人・友人」（3.5%）、「サービス提供事業者の苦情受付窓口」（2.8%）、「地域包括支援センター」（2.1%）、「民生委員」（0.7%）の順となっています。

「誰に相談したらいいかわからない」と「相談しない」は、同率 3.5%でした。

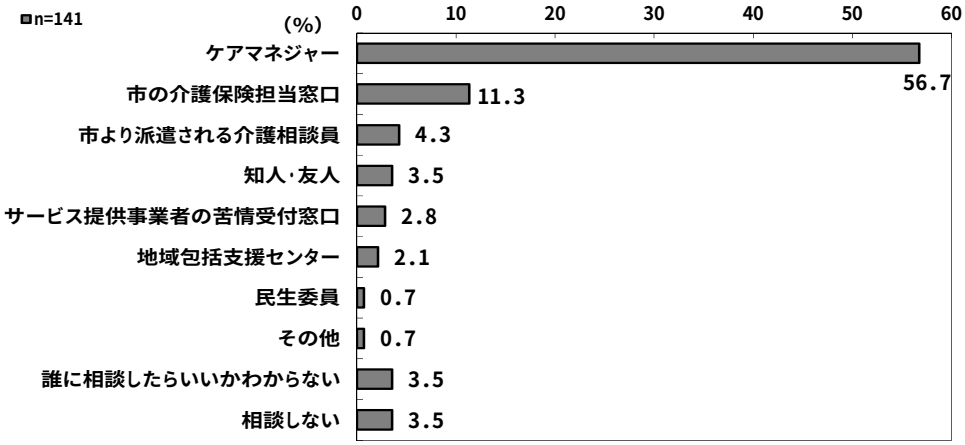

４　日常生活・健康の状況について

（１）日常生活の最近の状況

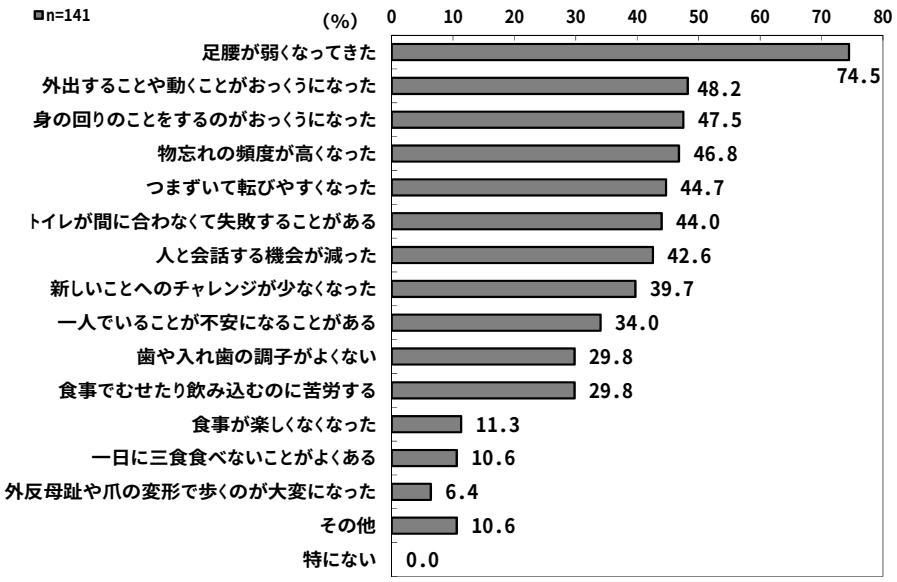

日常生活の最近の状況については、「足腰が弱くなってきた」（74.5%）が７割を超え最も多く、次いで、「外出することや動くことがおっくうになった」（48.2%）と「身の回りのことをするのがおっくうになった」（47.5%）、「物忘れの頻度が高くなった」（46.8%）、「つまずいて転びやすくなった」（44.7%）、「トイレが間に合わなくて失敗することがある」（44.0%）、「人と会話する機会が減った」（42.6%）が４割台となっています。

そのほかでは、「新しいことへのチャレンジが少なくなった」（39.7%）が４割弱、「一人でいることが不安になることがある」(34.0%)が３割台、「歯や入れ歯の調子がよくない」(29.8%)と「食事でむせたり飲み込むのに苦労する」（29.8%）が３割弱となっています。

（２）保健サービスの利用状況と利用意向

【保健サービスの利用状況】

本人が利用したことのある保健サービスについてたずねたところ、「健康診査」が４割を超え最も多く、次いで「がん検診」と「在宅寝たきり老人等訪問歯科事業」が１割台、「訪問指導」が１割弱となっています。

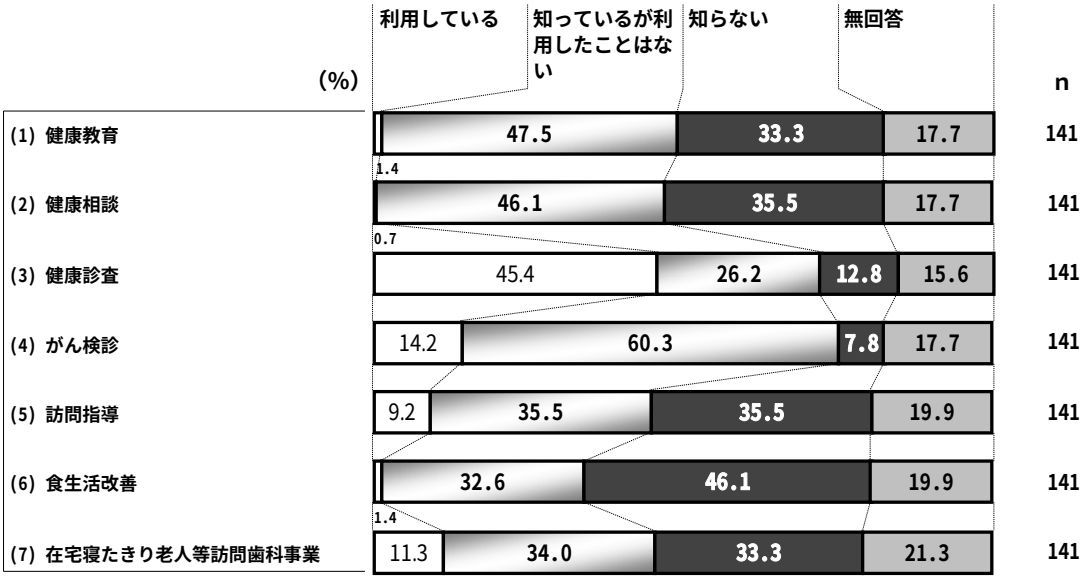

【保健サービスの利用意向】

本人が利用してみたい保健サービスについてたずねたところ、「健康診査」が３割近くで最も多く、次いで、「訪問指導」「在宅寝たきり老人等訪問歯科事業」「がん検診」が１割台となっています。

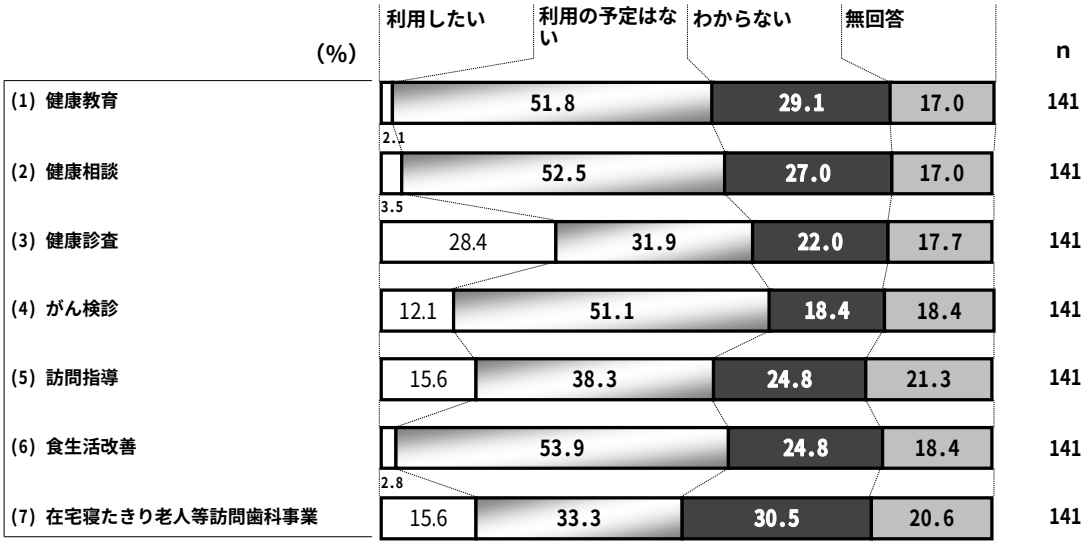

５　在宅の福祉施策について

（１）日常生活で感じている不安や心配

日常生活で感じている不安や心配については、「本人自身や家族の健康のこと」（48.9%）が５割近くで最も多く、次いで、「物忘れをすること」（34.8%）と「本人自身や家族の介護のこと」（34.0%）が３割台、「災害時のこと」（18.4%）と「頼れる人がいなくなること 」・「生活費のこと」（同率 17.0%）が１割台で続いています。

「特に不安を感じていない」は 9.9%と１割弱でした。

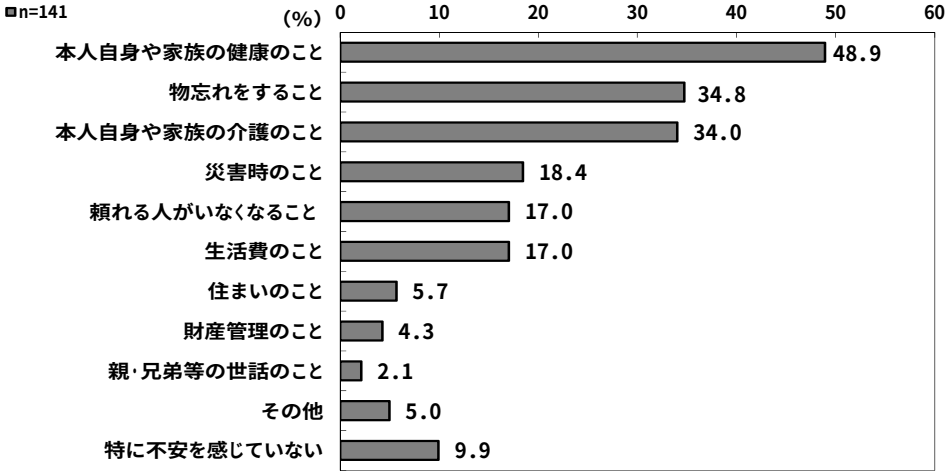

（２）生活支援サービスの利用状況と利用意向

【生活支援サービスの利用状況】

本人が利用したことのある生活支援サービスについてたずねたところ、「紙おむつ等の支給」が７割を超え、「理容師派遣」が１割台、「はり・灸・マッサージ施術費助成」と「高齢者等住宅整備資金貸付」が１割弱となっています。

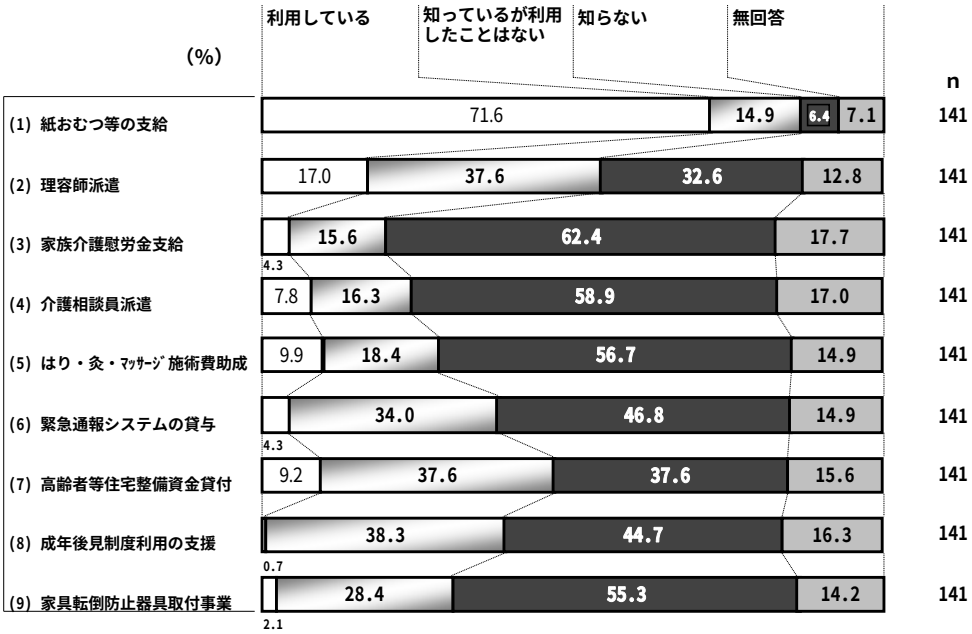

【生活支援サービスの利用意向】

本人が今後利用したい生活支援サービスについてたずねたところ、「紙おむつ等の支給」が７割強、「理容師派遣」が３割弱、以下は、「緊急通報システムの貸与」と「はり・灸・マッサージ施術費助成」、「介護相談員派遣」が１割台、「家族介護慰労金支給」が１割弱となっています。

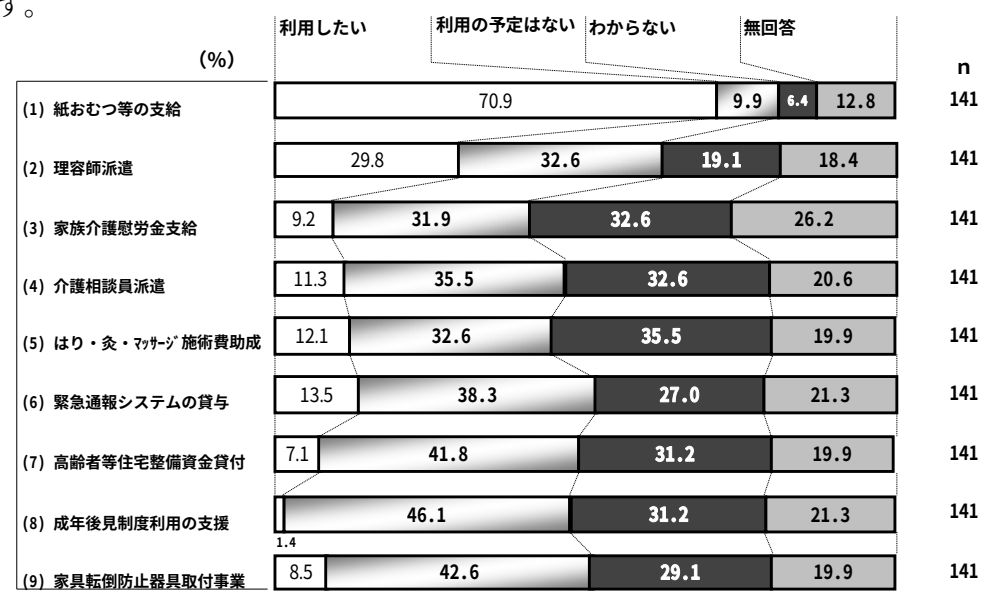

6　今後の介護保険に関わる施策について

（１）保険料と介護保険サービスのあり方について

保険料と介護保険サービスのあり方については、「現行の水準のままでよい」（31.9%）が３割を超え最も多く、以下は、「保険料が多少高くてもサービス充実」がよい（17.7%）、「どちらともいえない」（17.0%）、「サービスを抑えても保険料が低ければよい」（10.6%）の順となっています。「わからない」は 12.1%でした。

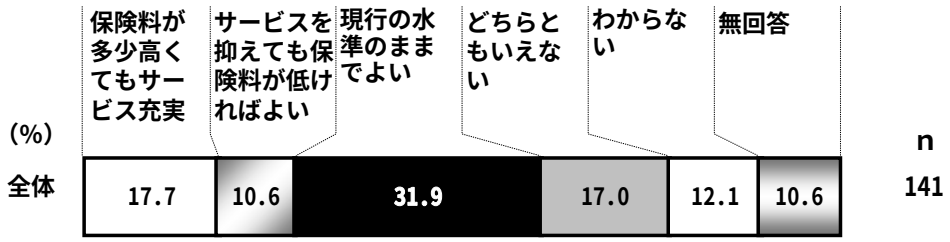

（２）介護について今後市に望むこと

介護について今後市に望むことについては、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」（56.0%）が５割を超え“家族介護者への対策”が最も多く、次いで、「低所得者への負担軽減対策」（40.4%）が４割強、「保健・医療・福祉機関との連携・協力」（36.9%）と「介護保険制度や利用方法の情報提供の充実」(36.2%)、「介護保険サービスの量や質の充実」(33.3%)、「ケアマネジャーや事業者に関する情報提供の充実」（31.9%）が３割台、「介護専門職の資質向上支援」（22.7%）と「介護予防事業の充実」（22.0%）が２割台、「苦情・相談窓口の充実」（11.3%）が１割台、「認知症高齢者などの権利を守る制度の充実」（9.2%）が１割弱となっています。

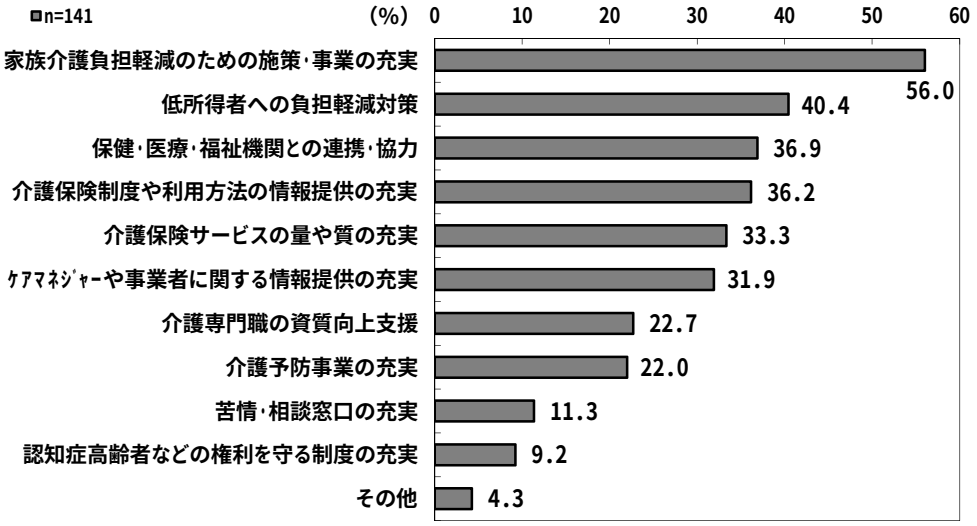

7　災害時のことについて

（１）災害時に自宅から避難所まで自力で避難できるか

災害時に自宅から避難所まで自力で避難できるかについては、「できない」が 92.2%と自力避難困難者が９割を超えています。

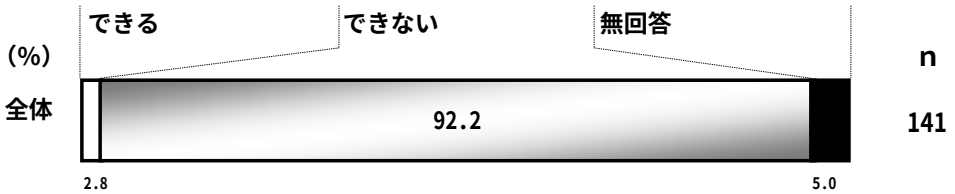

（２）災害時の避難を助けてくれる家族以外の人の有無

災害時の避難を助けてくれる家族以外の人の有無については、「いない」(72.3%)が７割を超えています。「いる」（20.6%）は２割強にとどまっています。

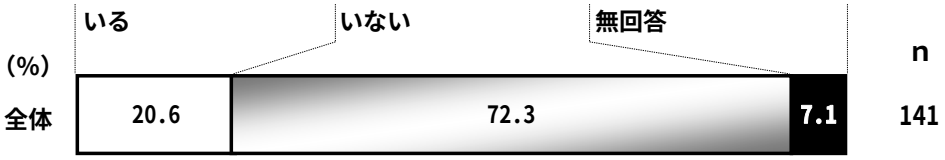

（３）災害時のことで不安に感じていること

災害時のことで不安に感じていることについては、「避難所まで移動できるか」（59.6%）が６割弱を占め最も多く、次いで、「避難所での介護、看護をしてもらえるか」（52.5%）と「救助が必要なことを知らせることができるか」（51.8%）が５割台、「避難所で必要な手当てや、薬をもらえるか」（45.4%）と「災害発生直後近所の人に救助してもらえるか」（42.6%）が４割台、「避難所に使いやすい設備があるか」（39.7%）が４割弱、「自分のけがや病気の状態が悪くならないか」（36.2%）と「災害発生直後に必要な情報を得られるか」（33.3%）が３割台となっています。

「特に不安はない」は 5.0%でした。

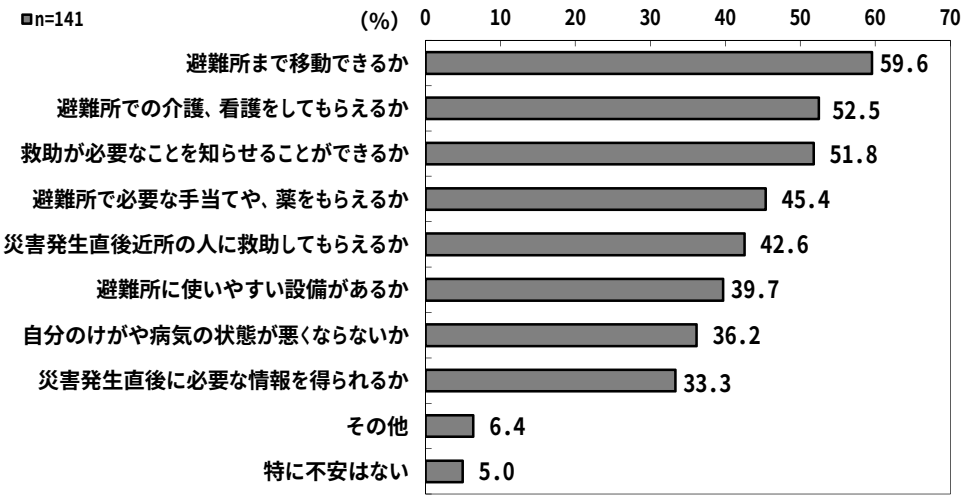

8　家族等介護者の状況について

（１）日常生活で家族等に介護を受けているか

日常生活で家族等に介護を受けているかについては、「受けている」（38.6%）が４割近くとなっています。

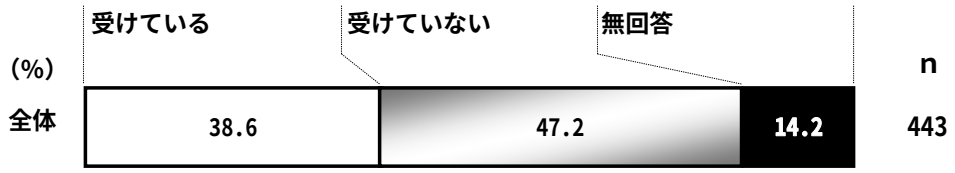

（２）主な介護者と本人との続柄

主な介護者と本人との続柄については、「子ども」（41.0%）と「配偶者」（35.5%）を合わせると 76.5%と７割を超えています。

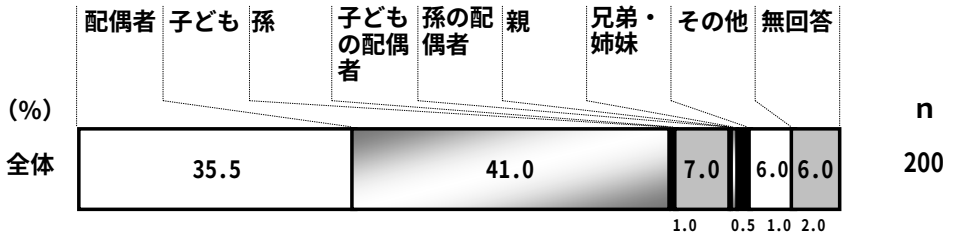

（３）主な介護者との同居の有無

主な介護者との同居の有無については、「はい」（73.5%）が７割を超え、「いいえ」（20.0%）が２割となっています。

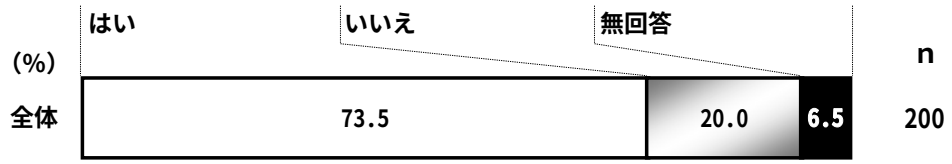

（４）主な介護者の性別

主な介護者の性別については、「女性」（57.5%）が５割を超え、「男性」（34.5%）が３割台となっています。

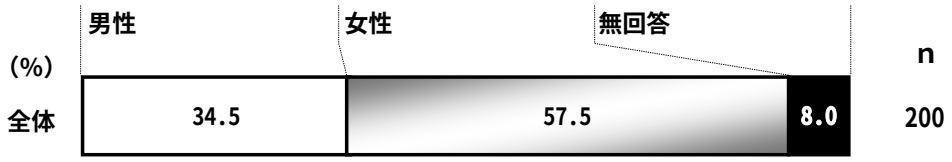

（５）主な介護者の年齢

64歳以下の若年者が42.0%、65歳以上の高齢者が48.0%（65歳以上のうち75歳以上42.7%）となっています。

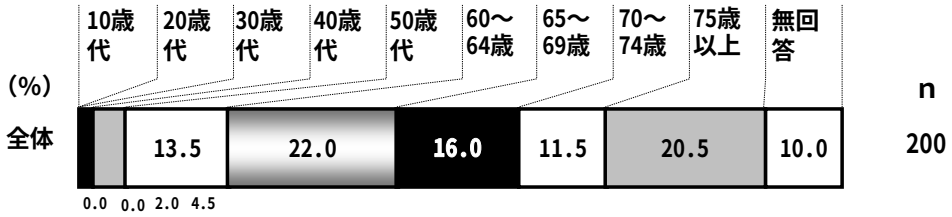

（６）１日のうち介護に費やす時間

１日のうち介護に費やす時間については、「ほとんど終日」（33.0%）が３割を超え、「必要な時に手を貸す程度」（21.0%）が２割強、「半日程度」（18.5%）と「２～３時間程度」（13.5%）が１割台となっています。

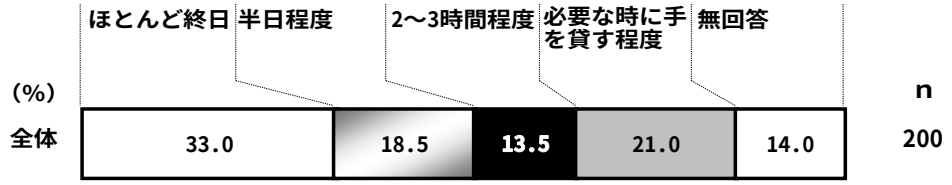

（７）主な介護者の介護状況

主な介護者の介護状況については、「特に問題なく介護している」（36.5%）が３割台、一方、「高齢・病弱等のため十分介護できない」（28.0%）と「仕事や子育てのために十分な介護ができない」（14.0%）、「その他の問題がある」（10.0%）を合わせた“問題がある”が 52.0%と５割を超えています。

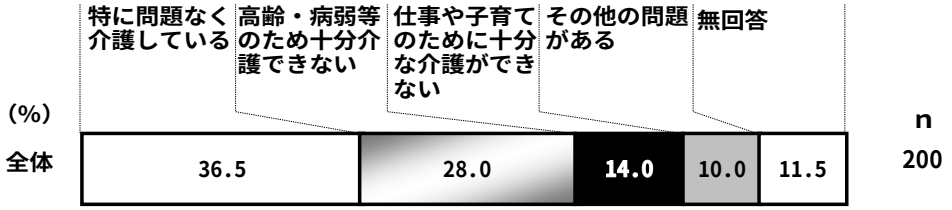

（８）介護について不安なことや悩みがあるか

介護について不安なことや悩みがあるかについては、「ある」（62.0%）が６割を超えています。

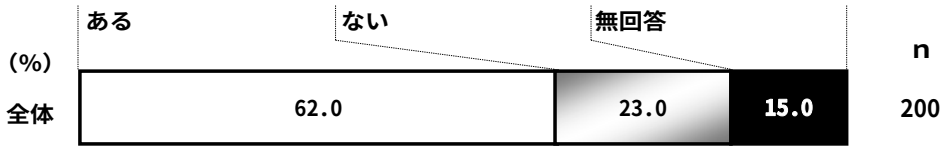

（９）介護に関する不安なことや悩みの内容

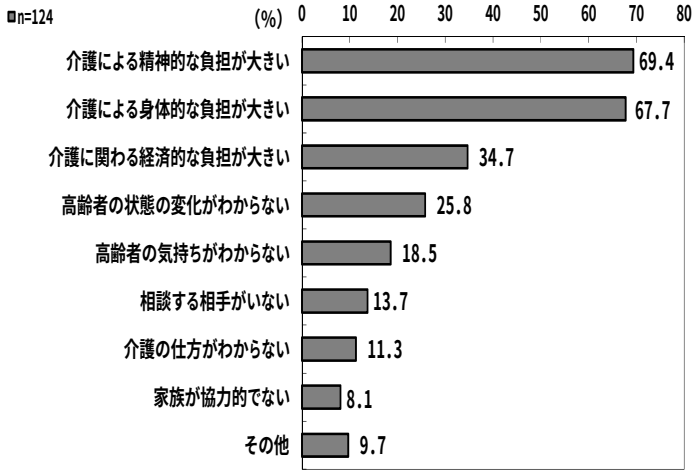

介護に関する不安なことや悩みの内容については、「介護による精神的な負担が大きい」（69.4%）と「介護による身体的な負担が大きい」（67.7%）が６割台で２大項目となっています。そのほかでは、「介護に関わる経済的な負担が大きい」（34.7%）が３割台、「高齢者の状態の変化がわからない」（25.8%）が２割台、「高齢者の気持ちがわからない」（18.5%）が２割近く、「相談する相手がいない」（13.7%）と「介護の仕方がわからない」（11.3%）が１割台、「家族が協力的でない」（8.1%）が１割未満となっています。

（10）介護に関する不安や悩みを誰に相談したいか

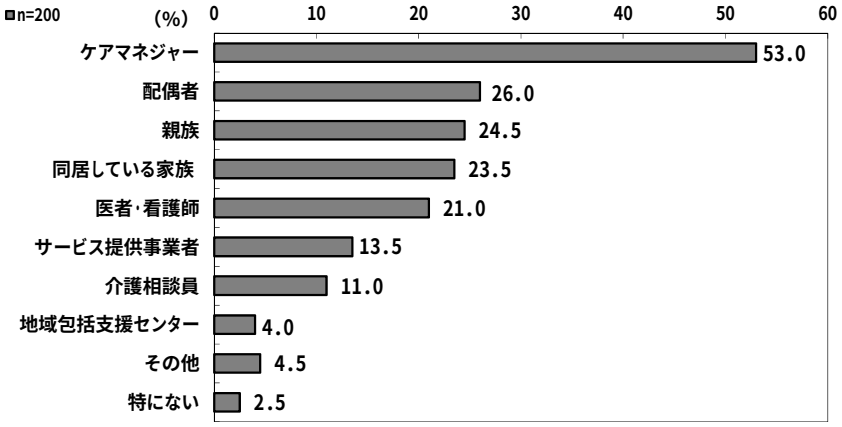

介護に関する不安や悩みを誰に相談したいかについては、「ケアマネジャー」（53.0%）が５割を超え最も多く、次いで、「配偶者」（26.0%）と「親族」（24.5%）、「同居している家族 」（23.5%）、「医者・看護師」（21.0%）が２割台、「サービス提供事業者」（13.5%）と「介護相談員」（11.0%）が１割台、「地域包括支援センター」が 4.0%となっています。「特にない」は 2.5%でした。

（11）介護が原因で最近してしまったこと

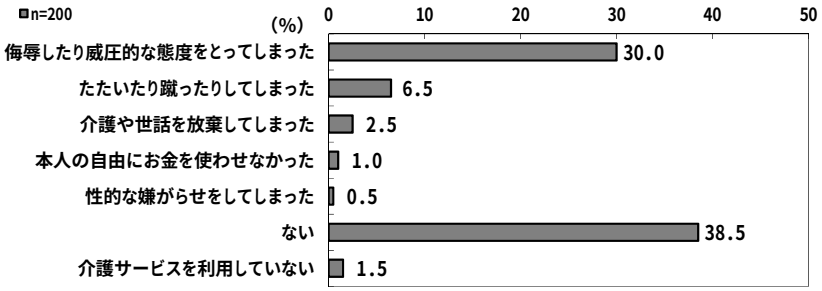

「ない」（38.5%）以外の６割ほどの介護者が、侮辱や威圧、殴打、無視などの問題行動をしてしまったことがあります。

具体的には、「侮辱したり威圧的な態度をとってしまった」（30.0%）が３割、以下、「たたいたり蹴ったりしてしまった」（6.5%）、「介護や世話を放棄してしまった」（2.5%）、「本人の自由にお金を使わせなかった」（1.0%）、「性的な嫌がらせをしてしまった」（0.5%）の順となっています。「介護サービスを利用していない」は 1.5%でした。

（12）介護保険サービス利用で介護負担は軽減されたか

介護保険サービス利用で介護負担は軽減されたかについては、「日中・夜間とも負担は軽減している」（32.5%）が３割を超え、「日中の負担は軽減したが夜間はしていない」（22.0%）と「夜間の負担は軽減したが日中はしていない」（1.5%）を合わせた“一部軽減した”が 23.5%と２割台、「日中・夜間とも負担は軽減していない」（10.5%）が１割強となっています。「わからない」は 13.5%でした。

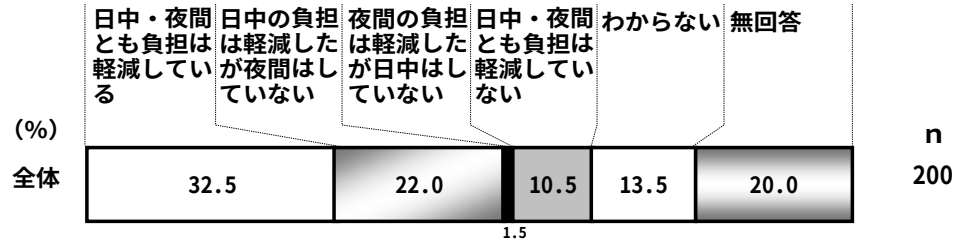

（13）介護者から見て本人にどのような介護をしたいか

介護者から見て本人にどのような介護をしたいかについては、「自宅で介護保険サービス等を利用し介護したい」（38.0%）が４割近く、「施設で介護を受けさせたい」（33.0%）が３割台、「自宅で家族などを中心に介護していきたい」（10.5%）が１割強の順となっています。「わからない」は 5.0%でした。

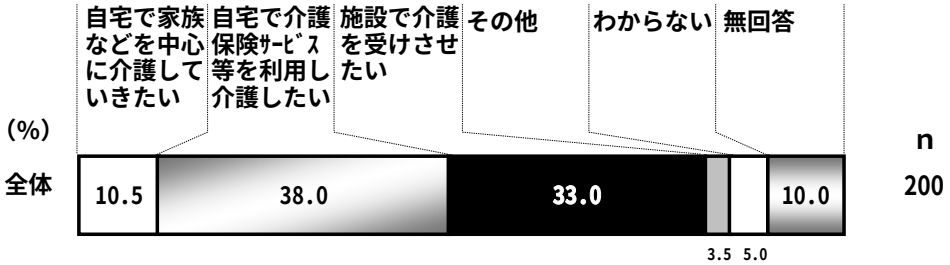

Ⅳ　一般若年者（40 歳～64 歳）調査結果

１　回答者の属性について

（１）性別

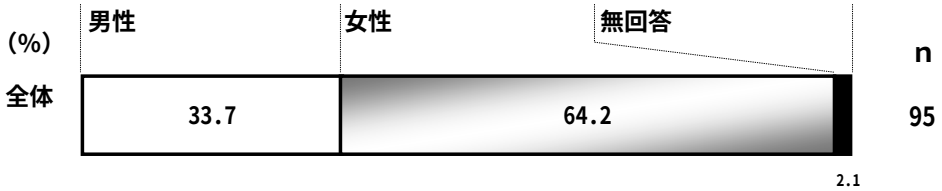

（２）年齢

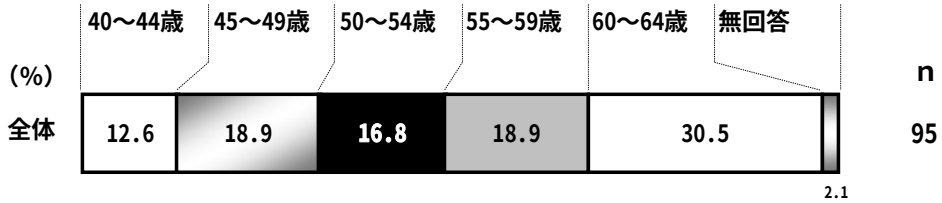

（３）居住地区

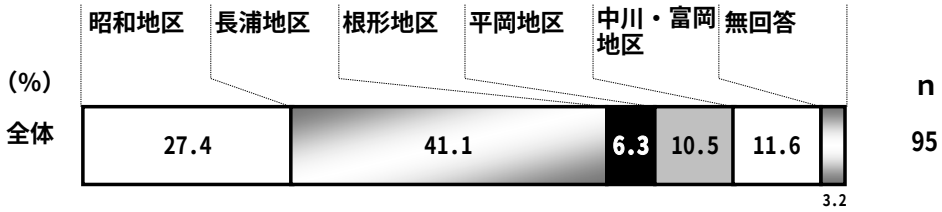

（４）家族構成

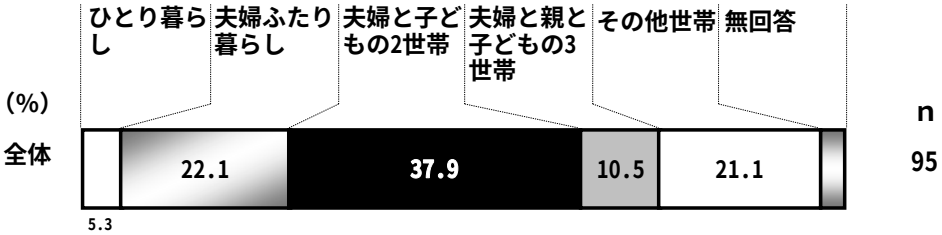

２　生活習慣病の予防について

（１）かかりつけ医師の有無

かかりつけ医師の有無については、「市内にいる」（43.2%）が最も多く、これと「市外にいる」（12.6%）を合わせた“いる”が 55.8%と５割を超えています。

「いないが今後持ちたい」（31.6%）が３割を超え、「いないし今後持ちたいと思わない」（9.5%）が１割弱となっています。

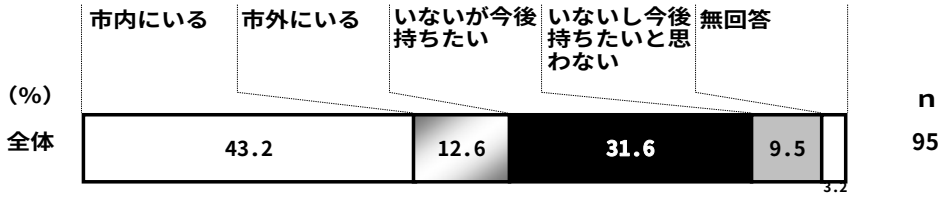

（２）自身の生活習慣をふり返って心配な病気

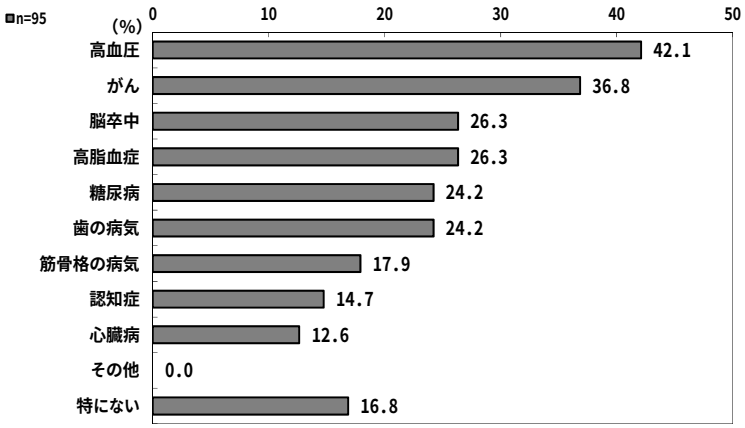

自身の生活習慣をふり返って心配な病気については、「高血圧」（42.1%）が４割を超え最も多く、次いで、「がん」（36.8%）が３割台、「脳卒中」・「高脂血症」（同率26.3%）、「糖尿病」・「歯の病気」（同率 24.2%）が２割台、「筋骨格の病気」（17.9%）と「認知症」（14.7%）、「心臓病」（12.6%）が１割台の順となっています。

「特にない」は16.8%でした。

（３）自身の生活習慣、健康で気になること

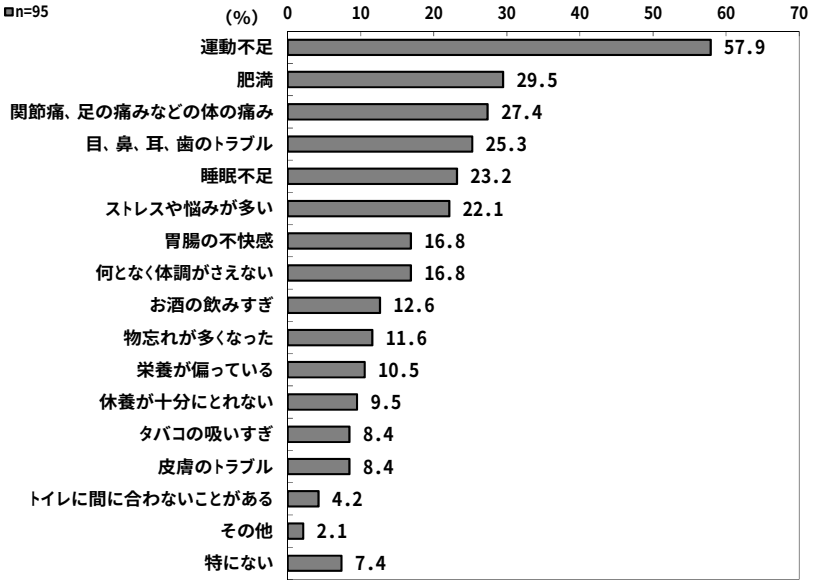

自身の生活習慣、健康について気になることは、「運動不足」（57.9%）が５割を超え他を引き離しています。

続いて、「肥満」（29.5%）が３割弱、「関節痛、足の痛みなどの体の痛み」（27.4%）と「目、鼻、耳、歯のトラブル」（25.3%）、「睡眠不足」（23.2%）、「ストレスや悩みが多い」（22.1%）が２割台、「胃腸の不快感」・「何となく体調がさえない」（同率16.8%）と「お酒の飲みすぎ」（12.6%）、「物忘れが多くなった」（11.6%）、「栄養が偏っている」（10.5%）が１割台となっています。

（４）自身の最近の日常生活の状況

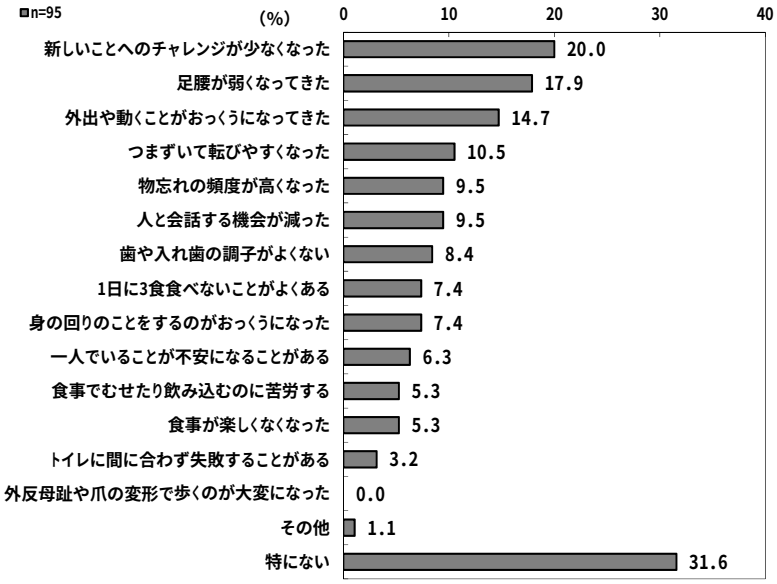

「特にない」（31.6%）以外の７割ほどが最近の日常生活において課題を抱えています。

具体的には、「新しいことへのチャレンジが少なくなった」（20.0%）が２割で最も多く、「足腰が弱くなってきた」（17.9%）と「外出や動くことがおっくうになってきた」（14.7%）、「つまずいて転びやすくなった」（10.5%）が１割台となっています。

（５）健康について知りたい情報

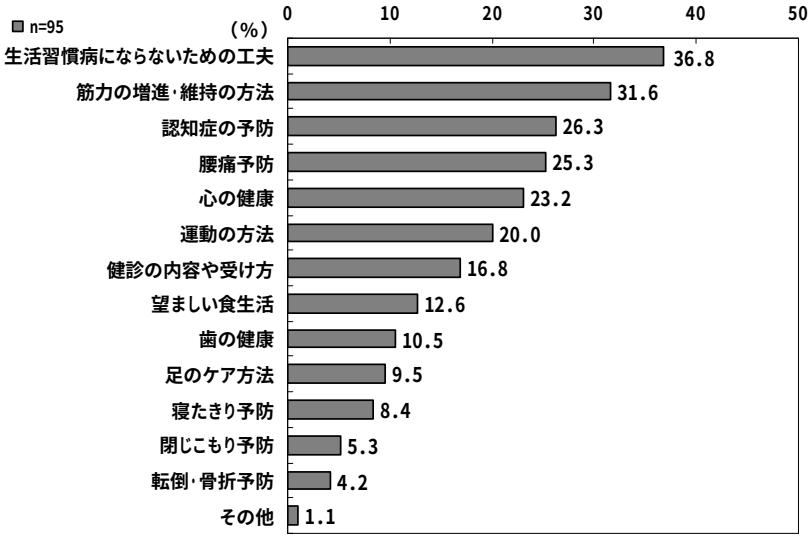

健康について知りたい情報については、「生活習慣病にならないための工夫」(36.8%)が最も多く、これと「筋力の増進・維持の方法」（31.6%）が３割台、次いで、「認知症の予防」（26.3%）と「腰痛予防」(25.3%)、「心の健康」（23.2%）、「運動の方法」（20.0%）が２割台、「健診の内容や受け方」（16.8%）と「望ましい食生活」（12.6%）、「歯の健康」（10.5%）が１割台で続いています。

以下は１割未満で、「足のケア方法」（9.5%）、「寝たきり予防」（8.4%）、「閉じこもり予防」（5.3%）、「転倒・骨折予防」（4.2%）の順となっています。

（６）保健サービスの利用状況と利用意向

【保健サービスの利用状況】

利用したことのある保健サービスについてたずねたところ、「利用している」の回答は、「健康診査」と「がん検診」が４割台、そのほかは１割未満となっています。

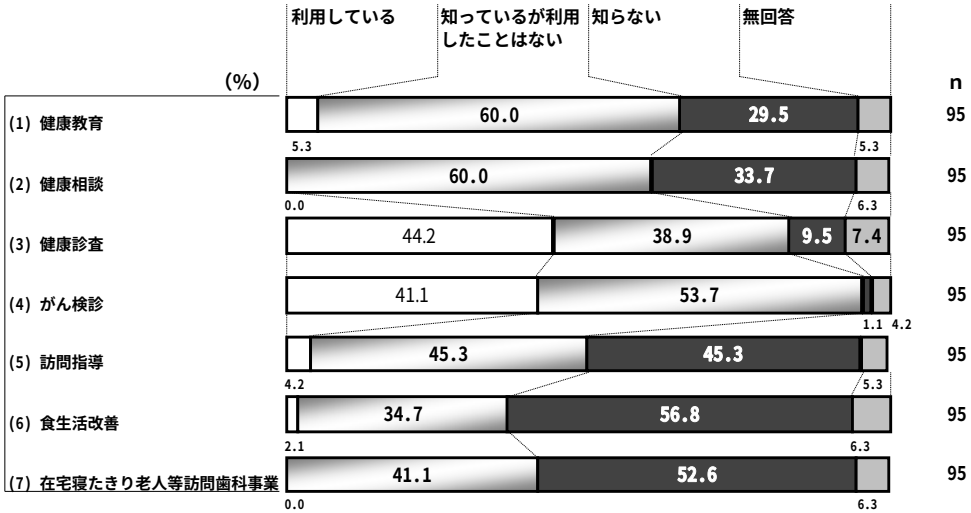

【保健サービスの利用意向】

利用してみたい保健サービスについてたずねたところ、「利用したい」の回答は、「がん検診」が６割、「健康診査」が５割台、「健康教育」が１割台、そのほかは１割未満となっています。

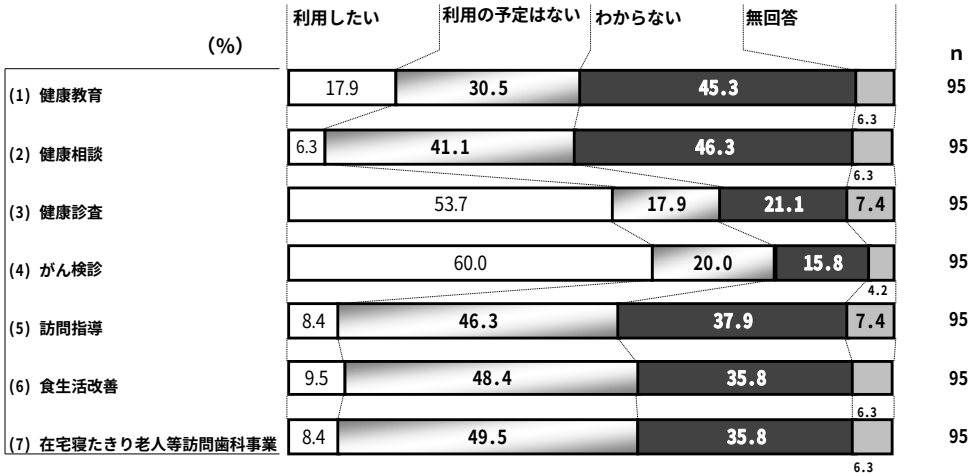

３　日常生活上の不安や介護に対する意識について

（１）日常生活で感じている不安や心配

日常生活で感じている不安や心配については、「自身や家族の健康のこと」（53.7%）が５割を超え最も多く、「自身や家族の介護のこと」（44.2%）が４割台、「災害時のこと」（28.4%）が３割近く、「生活費のこと」（21.1%）が２割台、「親・兄弟等の世話のこと」（18.9%）が２割近くとなっています。

「特に不安を感じていない」は 14.7%でした。

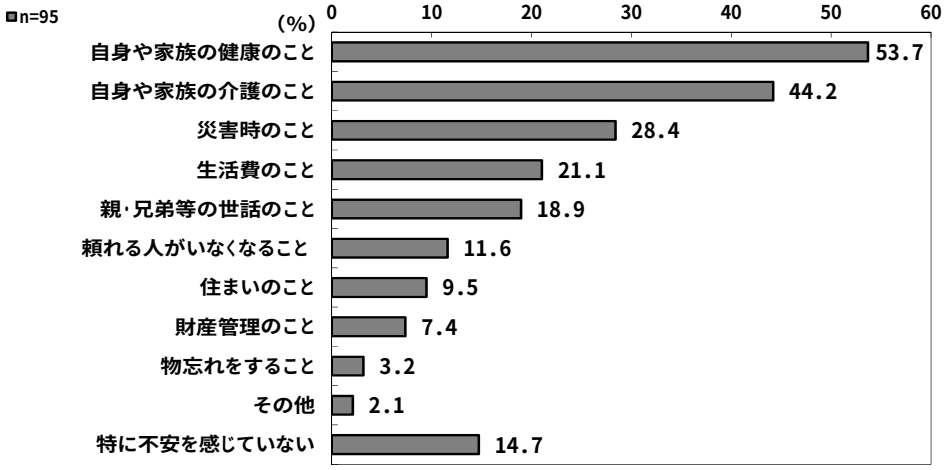

（２）日常生活で家族等の介護をしているか

家族等の介護しているは１割未満となっています。

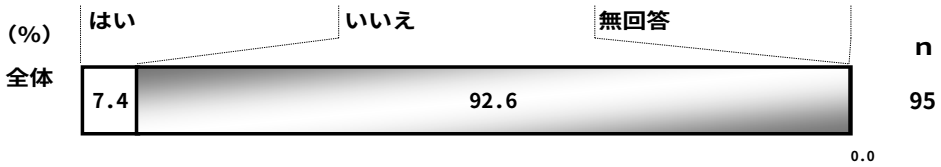

（３）家族等の介護に関する不安なことや悩み

家族等の介護をしている方に不安なことや悩みについてたずねたところ、「ストレスや精神的負担が大きい」（71.4%）が７割を超え最も多く、次いで、「要介護者の状態の変化がわからない」（42.9%）が４割台、「介護の仕方がわからない」・「家族が協力的でない」（同率 28.6%）が３割近く、「要介護者の気持ちがわからない」・「世話の負担が重く肉体的負担が大きい」・「相談する相手がいない」（同率 14.3%）が１割台の順となっています。

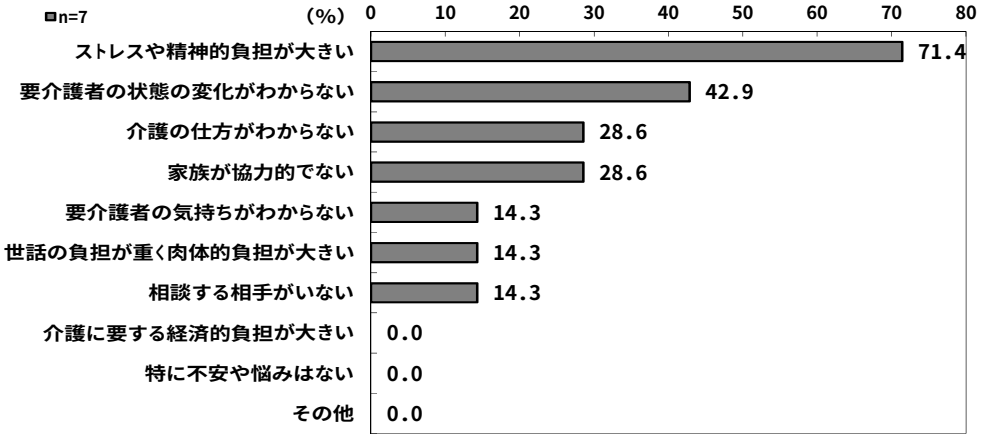

（４）介護に関して今後市に望むこと

現在介護をしている方に介護に関して今後市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」（71.4%）が７割を超え最も多く、次いで、「介護保険制度や利用方法の情報提供の充実」・「介護保険サービスの量や質の充実」・「保健・医療・福祉機関との連携・協力」（同率 57.1%）が５割台、「ケアマネジャーや事業者に関する情報提供の充実」・「介護専門職の資質向上支援」・「低所得者への負担軽減対策」（同率 42.9%）が４割台、「認知症高齢者などの権利を守る制度の充実」・「介護予防事業の充実」（同率 28.6%）が３割近く、「苦情・相談窓口の充実」（14.3%）が１割台の順となっています。

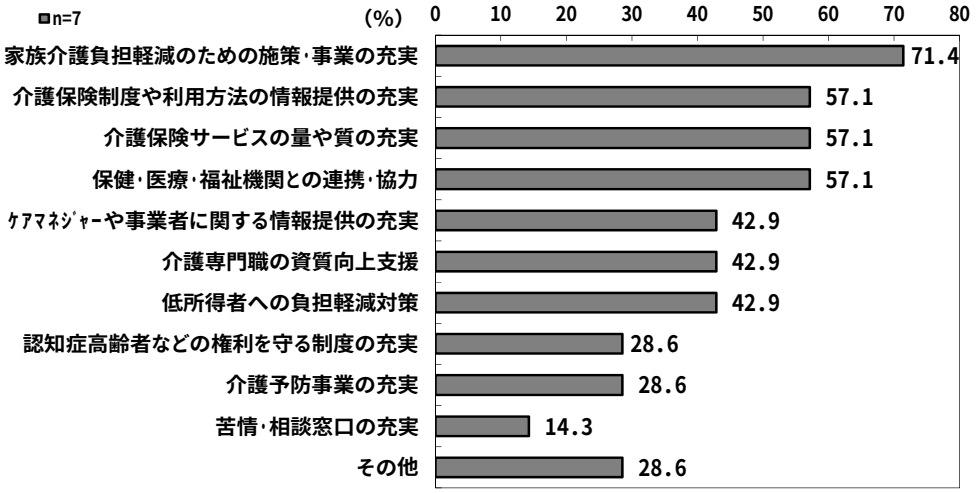

（５）将来介護するかもしれない家族の有無

将来介護するかもしれない家族の有無については、「はい」（70.5%）が７割強に上っています。

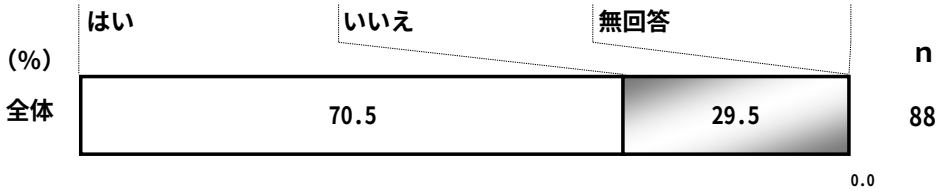

（６）将来介護するかもしれない家族の続柄

「将来介護するかもしれない家族がいる」と答えた方に、介護するかもしれない家族の続柄についてたずねたところ、「親」（71.0%）が７割を超え、「配偶者」（37.1%）が３割台、以下は５%未満で、「祖父母」（3.2%）、「兄弟・姉妹」（1.6%）の順となっています。

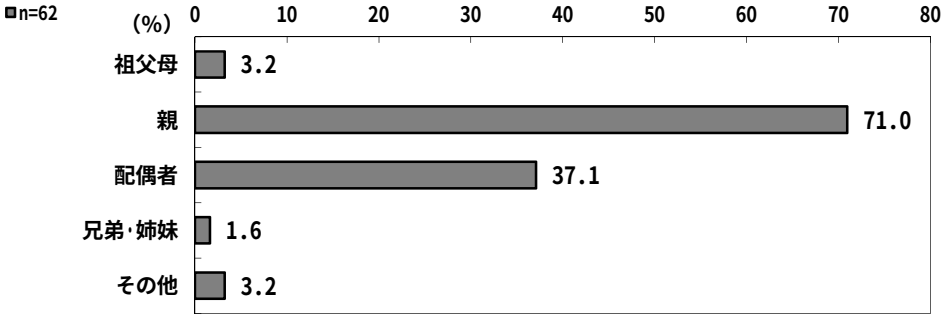

（７）家族を介護することについて準備していること

将来家族を介護することについて準備していることをたずねたところ、「何もしていない」（72.6%）が７割を超え、何かしらの準備をしているは２割ほどにとどまっています。

具体的に準備していることとしては、「家族での事前の話し合い」（11.3%）、「貯蓄等による経済面での備え」（9.7%）、「住宅の改修」（8.1%）、「介護サービスや施設の下調べ」（4.8%）、「セミナー参加等の情報収集」・「介護の専門家への相談」（同率 1.6%）の順となっています。

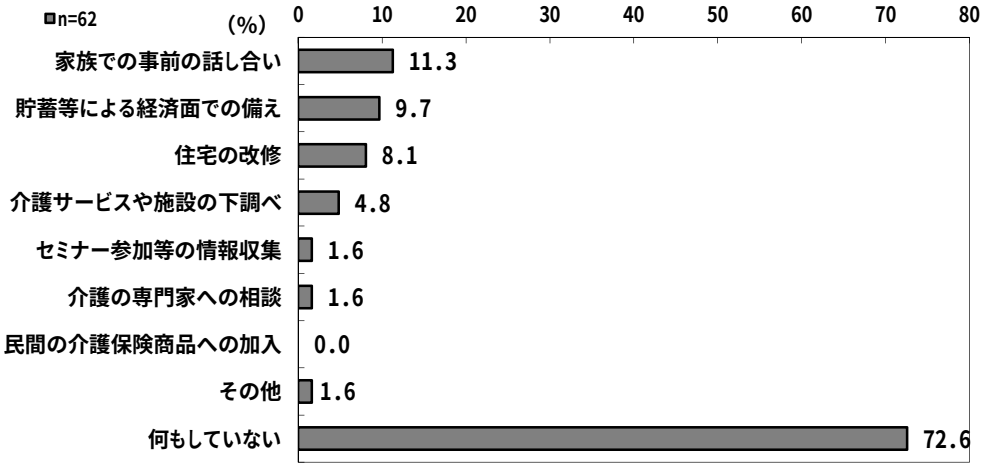

（８）家族を介護することになったら困ると思うこと

将来家族を介護することになったら困ると思うことをたずねたところ、「ストレスや精神的負担が大きい」（75.8%）と「世話の負担が重く肉体的負担が大きい」（74.2%）が７割を超え、「家を留守にできない、自由に行動できない」（54.8%）と「介護に要する経済的負担が大きい」（53.2%）が５割台、「仕事に出られない、辞めなければならない」（43.5%）が４割台で続き、これらが５大項目となっています。

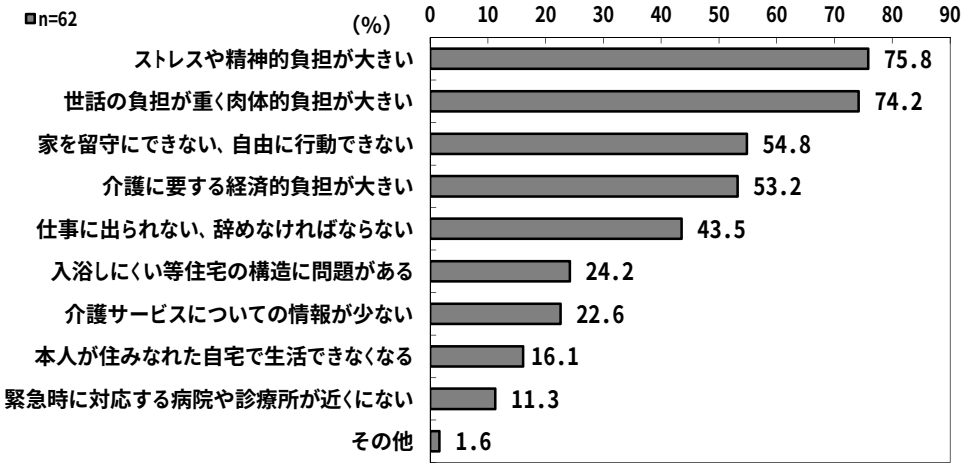

（９）家族等の介護で市に望むこと

家族等の介護で市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」（59.7%）と「介護保険制度や利用方法の情報提供の充実」（58.1%）が６割近くで、これに「ケアマネジャーや事業者に関する情報提供の充実」（45.2%）と「介護保険サービスの量や質の充実」（43.5%）が４割台で続き、これらが４大要望となっています。

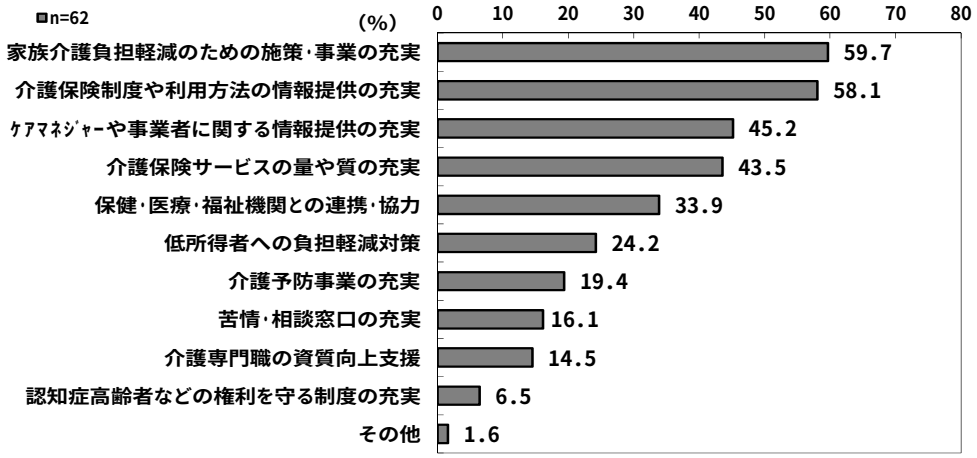

（10）家族等が要介護状態になった場合どうしたいか

家族等が要介護状態になった場合どうしたいかについて尋ねたところ、「施設で介護を受けさせたい」（38.7%）が４割近く、「自宅で家族などを中心に介護していきたい」（29.0%）が３割弱となっています。「わからない」が 24.2%でした。

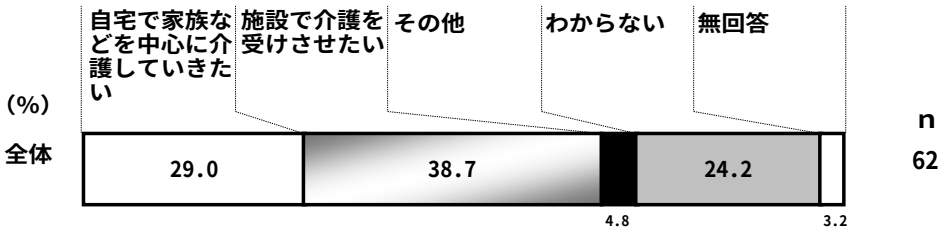

（11）要介護状態になった時に備えて準備したいこと

自身が要介護状態になった時に備えて準備したいことについては、「貯蓄等による経済面での備え」（41.1%）が４割を超え最も多く、次いで、「家族での事前の話し合い」（33.7%）が３割台、「介護サービスや施設の下調べ」（24.2%）が２割台、「住宅の改修」（13.7%）が１割台となっています。

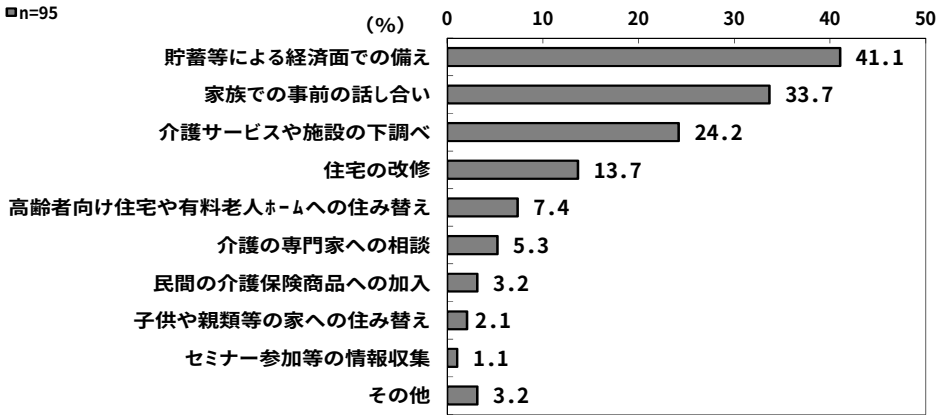

（12）自身が要介護状態になった場合にどうしてほしいか

自身が要介護状態になった場合にどうしてほしいかについては、「施設で介護を受けたい」（41.1%）が４割を超え、「自宅で家族などを中心に介護してもらいたい」（29.5%）が３割弱となっています。

「わからない」は 26.3%でした。

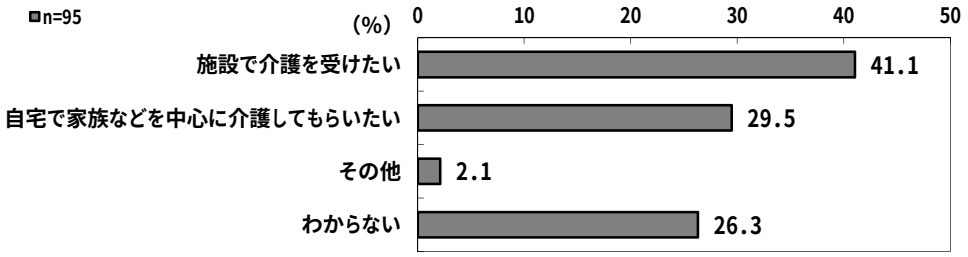

4　地域とのかかわりと今後の生活スタイルについて

（１）日常生活で近所とのつきあいは必要だと感じるか

「非常に感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた“感じる”が 69.5%と７割弱となっています。

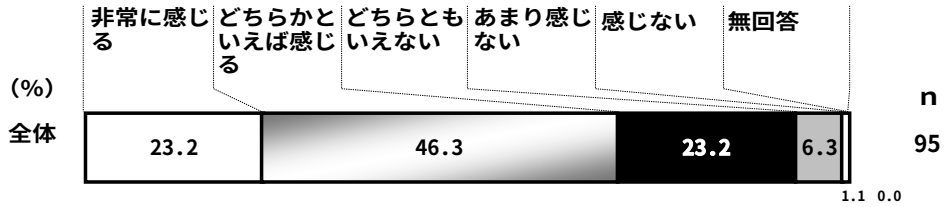

（２）住んでいる地域に愛着を感じるか

「非常に感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた“感じる”が 57.9%と５割を超えています。

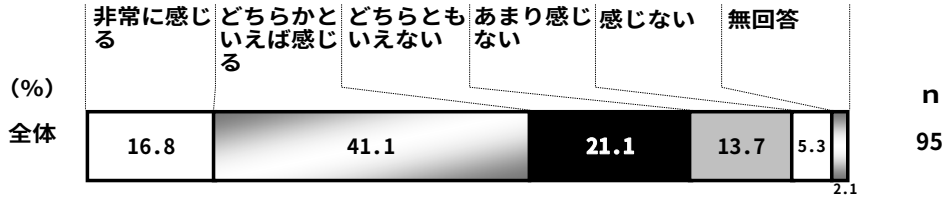

（３）日頃の生活で生きがいを感じているか

日頃の生活で生きがいを感じているかについては、「感じている」（76.8%）が７割を超え、「感じていない」（21.1%）が２割台となっています。

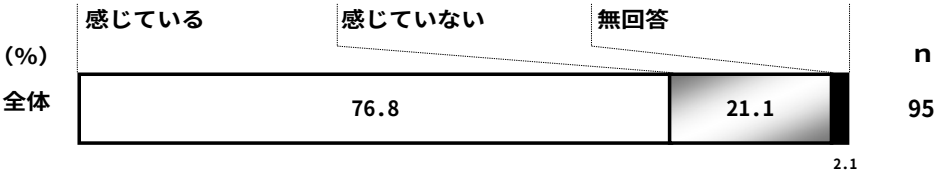

（４）老後やってみたいこと

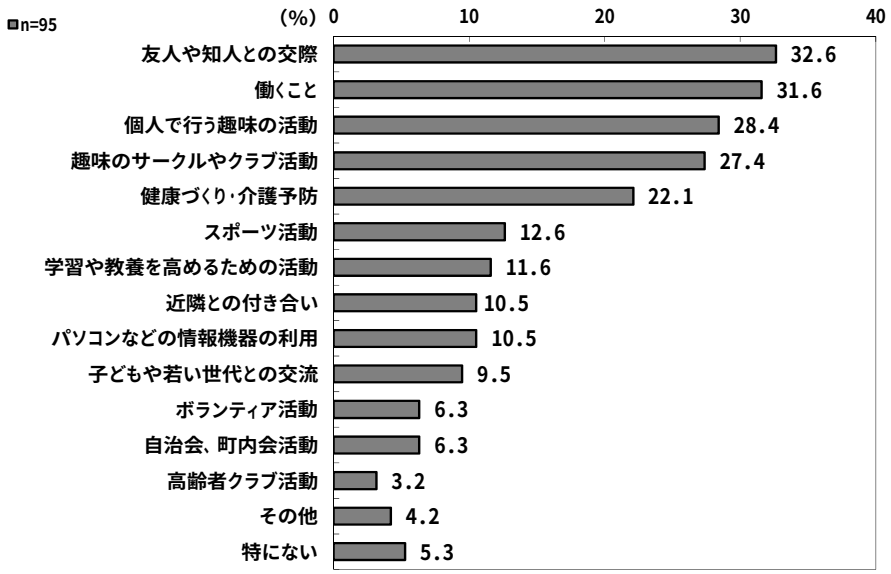

老後やってみたいことについては、「友人や知人との交際」（32.6%）と「働くこと」（31.6%）が３割台、「個人で行う趣味の活動」（28.4%）と「趣味のサークルやクラブ活動」（27.4%）、「健康づくり・介護予防」（22.1%）が２割台、「スポーツ活動」（12.6%）と「学習や教養を高めるための活動」（11.6%）、「近隣との付き合い」（10.5%）、「パソコンなどの情報機器の利用」（10.5%）が１割台となっています。

以下は１割未満で「その他」を除いて、「子どもや若い世代との交流」（9.5%）、「ボランティア活動」・「自治会、町内会活動」（同率 6.3%）、「高齢者クラブ活動」（3.2%）の順となっています。「特にない」は 5.3%でした。

5　介護保険制度について

（１）介護保険制度についてどの程度知っているか

介護保険制度についてどの程度知っているかについては、「制度があることだけは知っている」（55.8%）が５割を超え、「制度の内容について少し知っている」（23.2%）が２割台、「制度の内容についてだいたい知っている」（14.7%）が１割台、「制度があることを知らない」が 2.1%となっています。

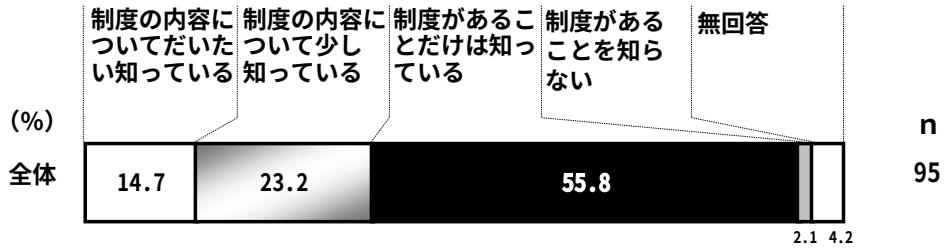

（２）介護保険制度の内容について

介護保険制度の内容に関する８つの項目を知っているかどうかたずねたところ、「知っている」の回答のほうが多いのは、「訪問介護、通所介護などの居宅サービスがある」「サービス利用にあたっては要介護認定を受ける」「施設に入所する施設サービスがある」「サービス利用者は費用の１割相当額を負担する」「居宅サービスを受けるにはケアプランを作成する」の５項目となっています。

一方、「知らない」の回答のほうが多いのは、「介護予防のための事業がある」、「保険料全体の負担割合」、「65 歳以上の保険料額は所得に応じて決まる」の３項目となっています。

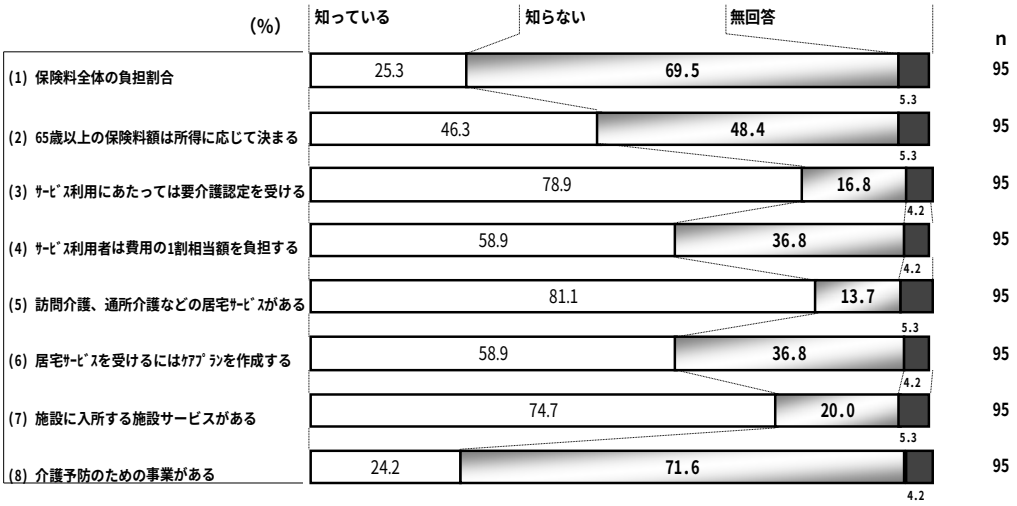

6　今後の介護保険事業や高齢者施策について

（１）保険料と介護保険サービスのあり方について

保険料と介護保険サービスのあり方については、「保険料が多少高くてもサービス充実がよい」（23.2%）と「現行の水準のままでよい」（21.1%）が２割台、「サービスを抑えても保険料が低ければよい」（11.6%）が１割台となっています。

「わからない」が 41.1%と４割を超えています。

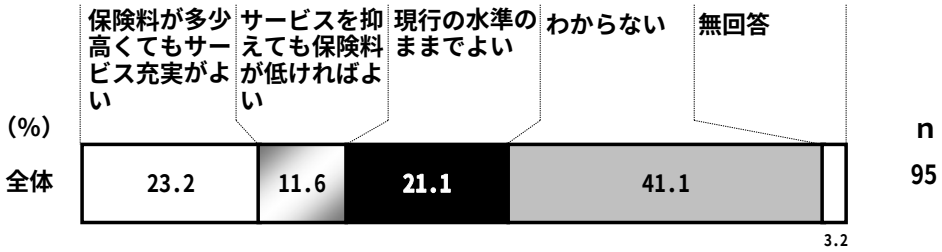

（２）今後力を入れてほしい高齢者施策

今後力を入れてほしい高齢者施策については、「介護している人への支援」（33.7%）が３割を超え最も多く、次いで、「介護保険制度の充実」（29.5%）が３割弱、「高齢者の働く場づくり」（27.4%）と「介護サービス対象外の生活上の支援」（22.1%）が２割台、「健康づくりの支援」・「ひとり暮らし等高齢者への配食サービスの充実」（同率 18.9%）が２割近く、「趣味の活動の場と機会の充実」・「高齢者等を地域で見守る助け合い活動の育成」（同率 16.8%）と「生きがいや生涯学習の充実」・「スポーツ・レクリエーション活動の支援」・「災害時要支援者の対策」（同率 11.6%）が１割台で続いています。

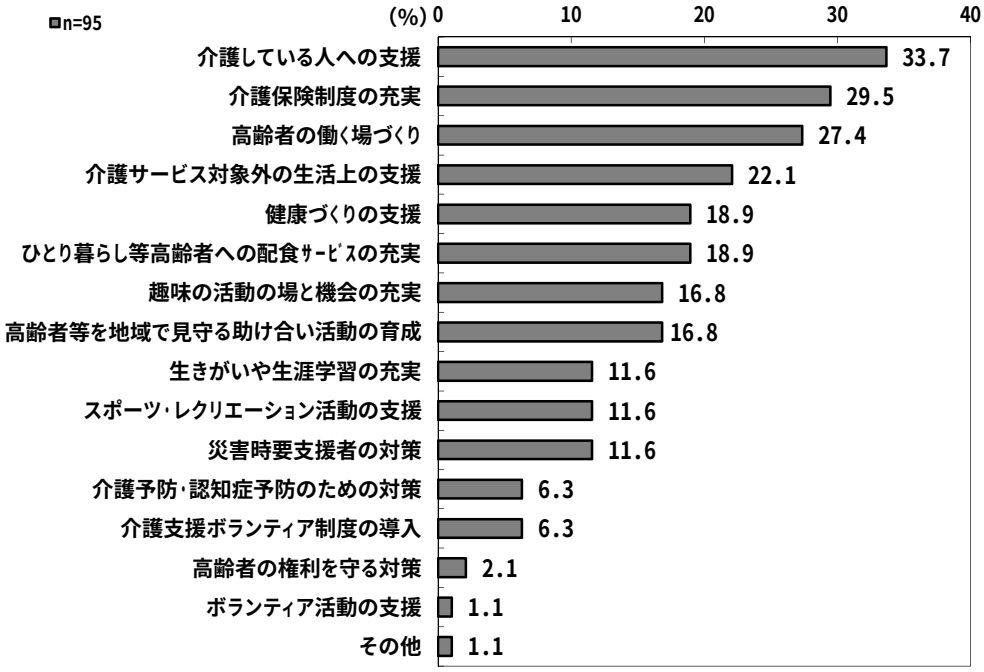

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画

発　行　　平成２７年３月

企画・編集　　袖ケ浦市福祉部高齢者支援課
〒299-0292　袖ケ浦市坂戸市場１番地１
ＴＥＬ　　（０４３８）６２-２１１１（代表）
ＦＡＸ　　（０４３８）６２-３１６５
ＵＲＬ　　http://www.city.sodegaura.lg.jp/